

平成 2 8 年 3 月 9 日 (水)

(第 1 日目)

## 平成28年第8回荅北町議会定例会会議録（第1日目）

平成28年第8回荅北町議会定例会は、平成28年3月9日荅北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭                      書 記 野 田 寛 子

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益 田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野 田 尚 之	企画政策課長	荒 木 広 之
福祉保健課長	田 尻 伸 治	健康増進室長	山 崎 敬 一
水道環境課長	小 林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大 田 勝 彦
教 育 課 長	汐 崎 正 喜	商工観光課長	立 山 清 剛

## 8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第8回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、倉田明君、6番、石田みどり君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの9日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

12月24日、市町村自治会館で開催された県町村議会議長会第4回理事会に出席をいたしました。全国議長会関係事項の報告、九州協議会への本県提出議題等についての協議が行われました。

1月7日、天草空港で行われた天草エアラインATR機安全祈願祭に出席をいたしました。

1月20日、グランメッセ熊本で開催された県町村議長会主催の常任委員長・議会運営委員長研修会に議長以下5名が出席をいたしました。首都大学東京准教授山下祐介氏による「地方消滅の罨、人口減少社会の正体」という演題での講演がありました。

1月26日、市町村自治会館で開催された熊本県町村議会議長会第5回理事会に出席をいたしました。平成28年度会務運営方針案他、第66回定期総会の運営等についての協議が行われました。

2月15日、天草広域連合事務所で天草広域連合議会運営委員会が開催され、出席をいたしました。定例会の日程、提案予定議案についての協議が行われました。

2月17日、熊本テルサで開催されました第66回熊本県町村議会議長会定期総会に出席をいたしました。会の冒頭に全国町村議会議長会表彰の伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰がありました。総会では、平成28年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が提案され、全て可決承認されました。

2月23日及び2月29日に開催されました天草広域連合議会定例会に出席をいたしました。平成28年度予算案等が審議されました。

2月25日に南関町議会文教厚生常任委員会の皆さんが来町され、議長以下5名で意見交換を行いました。これは、オルレを主体に視察をされたところであります。

なお、諸々の資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思えます。以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、各小中学校の卒業式、入学式についてでございます。

まず、卒業式ですが、苓北中学校は3月13日日曜日午前9時30分から苓北中学校体育館で開催されます。小学校は、3月24日木曜日、坂瀬川小学校、志岐小学校、富岡小学校、都呂々小学校とも午前10時から開催されます。

次に、入学式でございますが、4月11日月曜日に各小学校が午前10時から、苓北中学校が午後2時からそれぞれ開催されます。

次に、苓北町戦没者追悼式が4月14日木曜日午前10時から苓北町体育センターで開催されます。

次に、恒例の天草西海岸春の窯元巡りが4月29日から5月8日まで苓北町5窯元、天草市天草町4窯元が参加して実施されます。

次に、熊本天草幹線道路整備促進期成会総決起大会が5月14日土曜日午前10時から天草市民センターホールで開催されます。

各行事につきましては、議員皆様方のご出席をよろしくお願い申し上げます。

最後に、ふるさと会の日程についてお知らせいたします。

長崎苓北会が5月7日土曜日午前11時30分から、又関西ふるさと苓北会が6月19日日曜日に予定されております。

以上、行政報告をさせていただきました。

## 日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告1番、倉田です。通告の2件につき、質問させていただきます。

まず、子育て支援についてでございますが、ご承知のとおり昨年12月30日の熊日新聞に県下45市町村の保育料最高額に関する報道がなされておりました。報道では、荅北町の3歳児未満は5万4,000円、3歳児3万4,000円、3歳児以上は2万7,000円となっており、3歳児未満は、山鹿市と同額で4番目に高いようです。ちなみに最高額は阿蘇市の6万2,400円で、最低額は五木村と水上村の2万2,000円と、その格差は2.8倍の4万円となっております。又、3歳児以上については、各市町村の年齢区分が統一でないため比較しにくく、単純にみると荅北町の保育料は高いようだと思いますが、実態はどうかお尋ねをいたします。

2点目の保育料の保護者負担について伺いますが、近年の少子化に伴い国も緊急的な各支援策を講じられているが、その効果は思うように進んでいないような感じがいたします。要因はいろいろあるかと思われませんが、子育て教育には多額の費用が掛かることも一因だと言われております。現在保育料につきましては、ご承知のとおり、国、県、市町村、保護者で応分な負担が行われ、認可保育園の場合、国基準を基に市町村が保護者の住民税を基に徴収額を判定されております。又、国が平成27年度一般会計で子どものための教育保育給付金で民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に6,090億円、特別会計で子ども子育て支援で児童手当等交付金等に1兆5,262億円余りを計上されております。国の厳しい財政事情の中、保育料金の考え方については、国、県、市町村又保育園等を利用される方、されない方等々の立場、価値観、又時代とともに変化し多様化していく中、一言では言えませんが、私は、国は少子化対策には保育園、幼稚園等、幼児保育負担費を無料化するぐらいの思い切った改革をしなければ、人口回復は望めず、国の将来、又国家存続への危惧さえ感じております。もちろん保育料の無料化、又子育て給付金等で少子化問題が一気に解決するとは思いませんが、人口減少が進む中、今取り組まなければその回復には多くの時間と財政負担が懸念されます。

私は、以前天草広域連合議会に在籍中、「教育と防災にはお金を掛けましょう。」と仰せていただきました。それは、次世代を担う子どもたちは国の宝であり、教育への投資は国の将来、又国家形成には必要不可欠であります、と私は思っております。現在荅北町では、子育て教育支援には積極的に取組まれている中、平成26年度重要施策成果説明書決算説明で、保育料を軽減することにより国基準額に対する本町の保護者負担

割合は58.7%で県内でも低い割合となっていると記されております。その状況について伺います。

3点目に、子ども子育て支援事業についてでございますが、町内での子どもの出生数も年々と減少傾向にあり、平成26年度62人、平成27年度は2月末現在39人となっております。同様、保育園に入所する子供も減少してきております。そのような中、本町の平成27年度から平成31年度5カ年の子ども子育て支援計画では、基本的には苓北町次世代育成支援行動計画を基に現状維持のようではありますが、保育の量的拡大、確保等では、より保育の質の改善に重点を置くべきだと考えております。計画では、平成29年度に見直しとありますが、現状と今後の取り組みについて伺います。

次に、農業振興についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり、先月4日TPP参加12か国の協定署名が終了し、各国は2年以内の発効を前に政府は昨日TPP関連法案を閣議決定し、本国会での成立を目指しております。そうした中、国内の農林水産業への影響が大変懸念されているところでございます。とりわけ零細的農業地域においては、先行き不透明な状況下で苓北町においても農業従事者の高齢化や後継者問題、又荒廃地や鳥獣被害等、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。そのような中、苓北町の基幹作物の1つであります特産の苓北レタスの平成27年度産は、昨年秋の暖冬、そして今年の寒波と大雪等で品質の低下と価格の低迷により、販売高が前年比70%程度とJAは予測されております。このため、ほ場には収穫されず廃棄されたレタスも多く、張られたポリ系黒マルチからのレタス取り出し等にも大変な手間がかかっております。これらの回収には、廃棄レタスと黒マルチを同時に耕運可能な生分解性黒マルチの利用が有効で、労力の低減、又環境面からも良く、現在町が補助している廃プラスチック処理費の軽減にもつながります。平成27年度は町が農協に対し農業振興補助金350万円を補助し、その中で農協は生分解黒マルチ導入補助金や他の分野に配分されているようでございます。その生分解性黒マルチ製品は高価なため農家への普及があまり進まず、そういう中、農協農家より利用拡大の声はあります。苓北の基幹作物の振興と農家育成へ向けた補助金の増額はできないか、町の考えを伺います。

最後に、鳥獣害対策についてお尋ねをいたします。

今回イノシシ鳥獣害対策については、高戸議員、浜口議員からも質問がきておりますが、私からも質問させていただきます。

昨年12月18日の熊日新聞に2014年度県内でイノシシ等の鳥獣被害額が4億7,200万円という記事がありました。苓北町でもイノシシ対策については、今日まで苓北町議会等でもたびたび取り上げられ、その対応について、いろいろと協議検討されてきました。現在イノシシ対策等については、広域行政、農業団体、捕獲者等、関係

各位には大変ご尽力をいただいておりますが、イノシシの捕獲頭数は、平成26年度は494頭、平成27年度は既に先般600頭ほどを捕獲されたと聞いております。本年度は最終的にはもう少し増えると思いますが、そのような状況の中、いろいろ苦勞をされておりますが、引き続き町等の対応を願うところでございます。

又、昨年夏から秋にかけては富岡京ノ坪周辺の田んぼや土手等にイノシシの目撃がなされており、その行動範囲も広まりつつあるようです。現在、町では駆除謝金や鳥獣防除施設補助金等に対応されておりますが、現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、子育て支援についてでございます。

倉田議員お尋ねのように、昨年12月30日の熊日新聞に県内の3歳児未満児の保育料最高額一覧表が掲載されました。この件に関しましては、広報れいほく2月号にも掲載させていただいたところでございますが、月額5万4,000円の保育料は最高所得世帯から3歳未満児の児童が1人入所した場合の金額となります。この最高限度額に該当する世帯は、苓北町では該当がありません。この記事に関して、県子ども未来課にも見解をお伺いしましたが、全所得階層のわずか3%を捉えての比較は問題があるということでした。又、誌上掲載前に県に対して見解が求められなかったそうでございます。いずれにしろ国が定めた基準とそれに見合わせながら各自治体で階層を分けているわけですが、苓北町の最高額、該当者がいないわけでございます。ですから、その辺のところの階層を見直す際に、いないのであれば、この5万4,000円というのはなくしたほうが良いと考えますので、この件については来年度に向けての階層見直しをやりますので、その際に実態に見合った中での最高額を決めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市町村ごとの保育料金の比較の件でございます。国は基準となる保育料を決定し、市町村はこの額を参考に独自の保育料を決めております。国の基準額は高めに設定されておりますので、どこの自治体も軽減を行っているところでございます。この保育料徴収基準額に対する実質的な保護者の負担割合は、県としてはつかんでいないということでありましたので、この度近隣の2自治体を調査いたしました。その結果、A市は保護者の負担割合が平成26年度決算ベースで50.3%、B市が同様に59.8%。これに対し苓北町保護者の負担割合は、42%となっております。先程58%とおっしゃいましたけれども、多分引き算がひっくり返ったんじゃないか思います。そういうことで、苓北町の保護者負担割合は、近隣の2自治体に比べて低くなっております。その理由は、国や近隣の2市が保育料を8階層にしているのに対しまして、苓北町は倍の16



階層に設定していることをはじめ、第2子の保育料を半額にしたり、多子世帯子育て支援により3人目以上の保育料を実質的にゼロにしていること等が挙げられます。そういった意味において、近隣の自治体に比べれば、相当保護者負担割合が低くなっているということですが、先程無料にすべきだとおっしゃった意味は、やはり子育てには金がかかるから子どもさんが増えない、そして私の持論である少子社会は国を減ぼすということは、今になって皆さん切実に感じておられるのではないのでしょうか。そういった意味におきまして、国がまだまだ3歳児までしか出してないんですね。ですから、やはり少なくとも就学時までは国も頑張ってください、大いに子育てしやすいような状況をつくりだしていただければ、これは医療費も同じでございますが、その分を又自治体がいろいろ工夫できる、そういう状況になってくると考えているところでございます。

保育行政に関する最後の質問のお答えになりますが、苓北町では平成26年度までの次世代育成行動計画に代わり子ども子育て支援計画を策定しております。計画の期間は平成31年度までとなっております。又、必要に応じて計画の見直しもあり得るところでございます。苓北町の民間保育所6園の合計定員は330人でございます。1月末現在での措置数は302名、町外からの方々々が28名通園していらっしゃる状況でございますので、量的な面での拡充の必要はないと判断しております。しかし、質的な面での見直しに関しましては、軽度障害児保育については一般財源で実施しているところでもございます。現在のところ予定はございませんが、今後更なる質の向上を図る必要が出てきたならば、計画期間中でも見直しを行う予定でございます。

次に、農業振興についての中での生分解性マルチ、それとイノシシのことをお伺いなさいました。農家による生分解性マルチ導入実績は徐々にではありますが、利用は増加傾向にあります。一方、廃プラスチック処理量につきましては、栽培面積の増減もございますが、ほぼ横ばいの状況にあり、生分解性マルチ導入による廃プラスチック処理量の減量までには、まだ至っておりません。レタス栽培には、農家経営において、それぞれのマルチの利用方法があると思いますが、利用拡大を阻害する主な要因は、ご指摘の中にもありましたように、マルチ価格の単価が高いということでもあります。レタスの作況につきましては、平成27年産は議員がおっしゃるよう到大変不調と予測されております。しかし、平成26年産以前は数年間の好調が続きました。栽培資材の調達等、農家経営の安定のためにも、レタス価格の良好な年には農家による安定基金の創設等必要ではないかと考えております。生分解性マルチ導入の補助金増額につきましても廃プラスチック処理の助成も含めて、レタス農家やJAと相談し、協力をいたしまして環境保全型農業の推進に価格も含めて、価格保全も含めてお互いに協力しあった中で最善の方法を考えてまいりたいと考えております。

次に、イノシシの駆除対策につきましてでございますが、罠による捕獲に加え昨年末から1月にかけて町とJAが協議の上、天草猟友会に依頼をいたしまして、猟銃と猟犬による駆除を町内4区域で実施をいたしました。今後猟友会による駆除の効果を検証するとともに町内の捕獲従事者の会議を開催いたしまして、箱ワナの効率的な管理や配置、成獣の捕獲のための技術講習会を実施してまいります。又、農家におかれましては、ほ場近くにイノシシを呼び寄せるような餌場をなくす取り組みをJA等と協議をいたしまして、そのことについても進めてまいります。いずれにしろ、この10数年間皆さん苦勞をなさって色んな方法を試しながら、大変なご苦勞をなされているわけです。町も年々イノシシ捕獲については、補助金を増やしております。特効薬がないので困るんですね。今のところは地道に1頭でもたくさん捕っていただく。その中で、特効薬を1日でも早く探せれば良いなということでございますので、非常に歯がゆい感じではございますが、地道に1頭1頭捕獲をしていく状況でございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 質問2件についての大まかな内容はわかりました。

そこで、まず1件目の保育料、保育園等に関する件でお尋ねをいたしますが、先程町長が答弁で言われたように、いわゆる本町の保護者の負担割合の58.7%は計算間違いだったということで、正式には先程言われたように42%ぐらいということで、わかりました。A市B市等々の数字も示されましたが、私は非常に良いはずのものが、何か全体的に高いなと感じたものですから、あえてこの質問をさせていただいたところでございます。各県といいましょうか、徴収額の段階、分野が、国の基本的な指針では8段階だと私は思っておりますが、やはりきめ細かくされたほうが私は良いと思います。苓北町は良くされておると私は感心しております。そういう中で、先程町長も量的には一応良いだろうというよりも、まあ充実しているような感があります。私が指摘いたしましたように、質の向上、今後はこれに重きを置いてサービス等の拡充をできる範囲内で推進していただければと思います。

そこで1つお尋ねをいたしますが、なかなか難しいんですけども、やはり保護者といましようか、お母さん方から病気になったときの対応、これが以前から多分話題になっていると思うんですけども、非常に難しいんですけども、預けたほうが良いのか、ご家庭でみられたほうが良いのか、その病状の内容等にもよりけりですけども、この件について、町長なり課長なりの見解をいただければと思っております。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） いわゆる病児保育についてお尋ねだと思いますけれども、町では10年ぐらい前にある医療機関において病児保育を実施していて、そこに補

助金なりに委託料を支払っていたそうですけれども、利用がないということで取り止めになった経緯があるというふうに聞いております。

そういう中で、今、病児保育についての要望があるということなんですが、私どものほうにはなかなか具体的に届いてこないもので、取り組みをしていないんですけれども、実際あるとすれば、そういった協力機関を探したりとかいうことも必要ですし、天草市のほうでも御領のほうでやっているという話もありますので、広域的に委託をするとか、そういうふうなことができないか、今後検討しなければいけないというふうに思っているところです。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 非常に難しい課題といたしましょうか、事案でございます。

課長答弁のように可能であるならば広域的な連携といたしましょうか、協力で少しでもそういう分野が緩和されていくなれば保護者等も安心されると思いますので、引き続きご努力願いたいと思います。

次に、農業問題のほうに移らせさせていただきますが、レタスの価格については町長の答弁のとおり近年良い形で価格は推移しておりました。そういう中で苓北町も農業振興補助金、まあ補助金の考え方等、あるいは時代の変化等もあろうかと思いますが、この事業補助金は10年前は550万円ぐらいあったんですね。で、ある意味では充実したから減額されたという論法も成り立つ訳でございますが、今年度は、平成27年度ですね、350万円計上されておりました。新年度の予算書では280万円、70万円減額されているわけですね。いろんな事情があったかと思いますが、やはりこの生分解マルチの導入については、私が知っているデータでは、平成24年、これが274本、10アールあたりになるわけですね。これは通常1m80cm×200m、これが8,500円程度するんですね。それで農協は8,500円、1本に対し30%補助しているということを聞いております。平成25年度が395本14ha分、平成26年度が570本20ha、今年度、平成27年度が770本28ha、8,500円で計算いたしますと654万5,000円ほどになるわけですね。その3割ですから、196万3,500円ぐらいに計算上なります。そういう中で、この苓北のレタスの耕作面積が145haと伺っております。その場合、生分解の利用面積というのは約19.3%ぐらいですね。だいぶ広まってきつつあります。私は、補助の考え方もいろいろあるかと思いますが、苓北町においてはいろんな基幹産業があります、農作物のですね。レタスも上位を占める作物だと思っておりますし、この分野をきちっと育成していかないと農家の経営も安定しづらい部分もあるんじゃないかならうかと思えます。

そういう面も含めまして、今年度のまず農業振興費の新年度の減につきまして担当課長に伺いをいたしたいと思えます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 本年度の農業振興費の予算でございますが、予定額が280万円ということでございます。

これには、生分解マルチも含めたものでございます。町長の答弁にもございましたとおり、今後その負担の割合、そして補助率の割合、それぞれ考えたところで280万円といたしました。今後の方向性としては、町長の答弁もありましたとおり、環境保全型の農業の推進ということで、基本的な方向は変えませんで、生分解マルチの導入を引き続き進めてまいりたい。しかし、負担の割合については、廃プラスチックの処理量の、この助成も含めたところで、それぞれ農家、町、JA負担も割合を含めて考えて今後を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今後、負担割合等も協議していきたいというお考えのようですが、先程町長が言われましたように、廃プラスチック対策費、多分80万円前後で数年推移しているような感じがいたします。そういう中で、量もあんまり大きな変化がないということでございますが、もちろん農家の自助努力が基本ではありますが、どこまでが許容範囲なのか、この線引きは非常に難しいわけでございますが、水産業も同じですけども、非常に第一次産業の農林水産業が低迷しております。やはり後継者というのは必然的に、言い方が適切ではないかと思いますが、儲かれば後継者は自然に出てくる面もあろうかと、そういうのもあろうかと思っております。そういう面も含めて、人口減少の中、若者も減少しつつあります。農業だけが全ての産業ではありませんが、引き続きこの生分解マルチにかかわらず、もっともっと協議していただいて、1歩でも2歩でも前進するような施策を講じていただければと思っております。引き続きご検討をよろしくお願いしておきます。

もう1点目に、これは私も農協さんのほうにちょっといろんな状況を伺った折に、質問事項には書いてはおりませんが、袋掛けミカン等々に、カラス、又タヌキ、そういう鳥獣が来て被害が出ているということでございます。特に、袋掛けミカンにおいては、ご存知のように価格も高く、非常にダメージといたしまししょうか、厳しい状況下であるということでございます。いろんな補助等々もなされておるようでございますが、これにつきましても、いろいろと農協さんあるいは生産者にご協議いただければと思いますが、担当課長のほうで何かお考えがあればこれについてご答弁いただければと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 先程、農業振興補助金が減額になったということを申しましたが、柑橘関係の平成28年度助成補助金については、昨年度、

そして今年度不作が続いております。助成については、そのまま引き続き減額は行わず助成をしていくという方向で予算を予定しております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） そういう面ではありがたいわけですが、やはり農協さんの担当部署の方は、「タヌキもですが、カラスの袋掛けミカンのいたずらというんでしょうかね、被害が非常に大きい。」と、「価格が普通のミカンよりも何倍もありますから、そういう面ではダメージが大きいんですよ。」ということでした。

で、引き続き前向きな方向でぜひ検討をいただければと思っております。非常に町の財政等々もいろいろと配慮されて頑張っておられることは理解ができますが、そういう中で農協さんも、平成27年度は先程町長からご答弁がありましたように、やはり独自の予算を組まれながら、そういった鳥獣会、あるいは鳥獣研等とも協力して対応している。又、引き続き新年度もそういう方向で予算も組み、事業も進めていきたいということでもあります。そういう非常に、イノシシ対策というのは難しい面もありますが、特効薬というのはないようでございます。この一因と言わせていただければ、過去議員からもご指摘がありましたので、やはり農地等の荒廃もあるのかなあと思っております。昔から、イノシシに限らず動物はいたわけですから、そういう適切な管理というのも難しいわけですが、できる範囲でご努力いただければと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） おはようございます。通告2番、3番議員高戸幸雄です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

さて、3月も半ばに入り、周囲の水田を見回しますと、レタスの収穫もほぼ終わり、田植えの準備が着々と進んでいるようでございます。今日は早朝から大変な荒れ模様でございますけれども、どうか今年は天候に恵まれ実り多いことを願っているところでございます。

それでは、早速本題に移りたいと思います。今回、私は1つ目に荅北町歴史資料館の今後の在り方、2つ目に平成28年度予算編成、以上の2つの項目について一般質問をすることといたしております。

それではまず、荅北町歴史資料館の今後の在り方について、ご質問をいたします。

私は、昨年3月の定例議会で荅北町歴史資料館開館に当たり、顔となる展示物は如何なるものかという質問をいたしました。答弁の中に、国立国会図書館所蔵の肥前天草富岡城図であるとの答弁があったわけでございます。確かに入館いたしますと、すぐに富岡城図が配置してあり、期待を持ち順路に従い進んでまいります。すると、大きな梁

が見えてまいります。建物については、素人の私でもまさに多額の経費が投入されてるんだなと思うところでございます。しかし、展示の方法となると少し疑問が生じてまいります。天草島原の乱と富岡城の攻防戦をはじめとし、その後の富岡城の出来事を時系列に説明がなされております。いずれも自分の目で見ながら読み進むという方法がとられているため、最近多くの資料館で取り入れております映像を用いながら短時間でわかりやすい説明に慣れ親しんでいる者からしますと、少し工夫が欲しいなと思えてなりません。確かに資料の展示につきましても、造りが資料館様式ではございませんので、その方法等に制約があることがあり、少し無理なこともあるのかなと思うところもございます。

次に、二の丸以外の東西の角櫓の活用について質問をいたします。

開館後、数ヶ月を経った今でも東西の角櫓の活用方法がはっきり定まっていないように感じてまいります。一時、計画の中で角櫓を観光ボランティアの方々の待機場所としての話があったかと伺っておりましたが、これも定かでないようでございます。なお、現在1つの試みといたしまして、東角櫓にて2月26日から4月6日まで熊本県総合博物館ネットワークの協力を得て、「昭和の苓北 祭りと行事」と題し、写真展が催されております。写真に写っている地区の人々の間では、なかなかの好評であるようでございます。しかし、西櫓は相変わらずその活用が見えてまいりません。せっかくでございますので、当時の角櫓の役割、位置づけだけでも説明していただけないか、お伺いをいたします。

以上のような事柄を考えますと、この苓北町歴史資料館は多額の経費を投入した歴史資料館ではございますけれども、ならば1人でも多くの町民の理解と親しみを持った施設となるよう、今後一層努力が必要ではないかと思えます。お城全体が白を基調とした色彩であり、又木造づくりであるため、落ち着いた様を呈しておりそのこと自体は大変良いことだと自分でも分かっておりますが、一方では、展示物を含め、色、要するに色彩が少ないように感じてなりません。何かお考えがあつてのことでしょうか、お伺いをいたします。

なお、活用策の1つとして、二の丸を含めた特設の展示もあるかと思えます。確かに特設の催し物を行うには、通常以上の経費と人的配慮が必要となり容易でないことは承知をしておりますが、今のままでは何一つ解決しないのではないのでしょうか。私は1つの案として、まず最初に所有者の理解と協力、次に各種の諸条件をクリアすることが必要になるかと思えますが、天草島原の乱の後の天草島民救済の柱とした一仏二十五菩薩の展示が思いつかれます。いかがですか、検討の余地はあるのではないのでしょうか。

なお、本来は完成、開館した後に、このような事柄について議論すべきではございません。このことは私も一番分かっているつもりでございます。しかしながら現状をみま

すと、協議検討する課題が数多く残されているように思えてまいります。早急に資料館全体の運営について、今までに事業に携われた方々の意見をはじめとして身近な相談相手に苓北町の文化財保護委員の方もいらっしゃいます。どうか、委員の方々の意見も十分取り入れた運営に当たってほしいと思います。なお、併せて、今作成準備中と聞いておりますけれども、資料館のパンフレットが早く出来上がり、入館者の資料として手に届くことを要望をいたします。

続いて、質問事項の2番目、平成28年度予算編成について質問を行います。

平成28年度予算も苓北町振興計画、ふるさと苓北未来プランの基本構想において示された「安心して住める苓北」「いきいきと暮らせる苓北」「ふるさとと呼べる苓北」の3つの目標実現を目指し、具体的に事業を示した予算の編成に当たられたと考えております。その中の2番目「いきいきと暮らせる苓北」において、苓北町の基幹産業である農林水産業をはじめとした第一次産業を取り巻く状況となると、昨年は例年になく天候不順であったため、大変厳しい状況下であったと理解をしております。そのような中、それぞれの産業において、担い手の育成、企業支援推進に係る経費が計上されていると思いますが、その中で昨年度より充実された事業、あるいは新規事業について、お尋ねをいたします。

又、過去に私をはじめ、先程の倉田議員からもお話と質問があってございましたけれども、鳥獣被害防止対策、イノシシの駆除に伴う新たな施策経費、及び今後最も重要視されるであろうTPPに関連した事業についても同じく伺いたいと思います。

最後に、当初述べたように、3つの基本目標を目指し、それぞれ平成28年度予算の中で具体的な事業が示されております工事請負費で3,000万円以上の大型事業費についても伺いをしたいと思います。

以上で、私の2項目に渡る一般質問を終わります。

答弁は、得た後の再質問につきましては、一問一答方式により自席にて行いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北町歴史資料館の在り方について、ご提言やら批判等ございましたが、議員ご指摘のとおりだと私も思っております。その件につきましては、開館当初から、担当課長にも何度も申し上げましてやっと理解がつきましたので、今から答弁をさせていただきます。

現在の歴史資料館の展示につきましては、文字が多すぎる、映像や絵、写真等が少ない状況であります。ご指摘のとおりであります。開館から半年が経過したこともありま

すので、展示方法につきましては改善する予定としております。

まず、最初の富岡城図の傍と奥の交流コーナーに機器を設置し、DVDを視聴できるようにいたします。内容といたしましては、苓北町の紹介、富岡城に関係のある唐津や唐津城、あるいは丸亀や丸亀城等の紹介を予定しております。又、一般の方々にもわかりやすいように、絵や写真を用いての展示内容を多くするように、ご指摘のとおり見直しを検討しているところでございます。特に、どの視点でわかりやすいのかということが大事だと思います。少なくともあまり歴史に詳しくなくて、という形で来られた方々、子どもさんから大人まで、この方たちが一応目を通していただいてこのお城、そしてこの地域のことがなんとなく分かっていただける、そういう雰囲気が出るような形を取っていきたいと考えているところでございます。

そんな中で、東西の角櫓の活用についてのご質問でございます。

まず、東の角櫓につきましては、ここからの眺望が素晴らしく良いことから、私は最初から、あそこにゆっくり座っていただいて時を過ごしながら天草雲仙国立公園の眺望を堪能していただきたいと、そういうことを申し上げたところ、まだそういうことが設置されておられませんので、できるだけ早く、ゆっくり座って眺望を楽しんでいただけるようなことを考えていきたいと考えております。

次に、西の角櫓につきましては、今年のゴールデンウィークに写真や資料を展示をいたしました。その後は、観光ボランティアガイド協会で富岡城や志岐城についての研修会を行っていただいております。現在もご指摘のあったように、2月26日から4月6日までの日程で写真展を開催をしております。今後も観光ボランティアガイド協会での活用や企画展の開催等での活用を図ると共に、物産の展示販売につきましても利用者を募るように検討をしております。又、角櫓のお城における役割につきましても、わかりやすく説明の展示を行ってまいります。その展示物の中での目玉、これは私も一仏二十五菩薩、これを当然展示するべきだという考えの中で、今所持をされておられるところをお願いにまいったわけでございますが、今のところは、まだ残念ながら許可をいただいております。苓北町のみならず、この一仏二十五菩薩は現在の天草においての歴史文化遺産としては最大のものだと、私は考えているところでもございます。そういった意味からにおいても、所有されておられる方も同じ気持ちでおありになると思いますので、そのところは、とにかく根気よくお願いをし、交渉をして承諾をしていただけるような努力をしておりますし、その間は映像の中で二十五菩薩観音の由来、来歴等含めて説明もしていきたいと考えているところでございます。

次に、資料館全体の運営につきましては、文化財保護委員の方々の意見も取り入れていただきたいということでございますが、この件につきましても、今月に開催予定の文化財保護委員会において検討をしていただくように計画をしているところでございます。



最後に、パンフレットの件でございますが、昨年の開館に併せて作成したものは、歴史資料館の外観や概要を紹介をしたものでございますが、現在、内部の展示も併せて紹介したものを作成中でございますので、ご指摘のとおりなるだけ再度お訪ねしていただけるような施設に変えていきたいと考えているところでございます。

次に、平成28年度予算編成について、特に一次産業について、一番今、我々が危惧して心配しているT P P関連についてのご質問があったわけでございます。「いきいきと暮らせるれいほく」での一次産業の担い手育成、企業推進支援に関わる事業についてのご質問でございます。平成28年度予算での新たな事業として、農林水産業費では日本型直接支払制度での環境保全型農業直接支払事業に取り組みます。これは、J Aにコメを出荷される稲作農家で一定の環境保全栽培に取り組んでおられる要件があれば、支援金が交付されるものでございます。

又、商工費では、新たに町内で起業をされている方に対して苓北町小規模事業者支援補助金を新設しております。

イノシシの駆除対策につきましては、倉田議員のご質問でお答えをしたとおりでございます。とにかく特効薬はございませんので、今のところ昨年も議会からのご提案の中で補助員の予算を付けたところでございます。そういった意味で、地道に1頭でも多く捕獲をして、被害が少しでも減るような努力をしてみたいと思っております。

T P P関連の事業についてのご質問でございます。本年1月に総合的なT P P関連政策大綱に基づき、農林水産分野における対策が農林水産省から示されております。現在町におきましては、平成27年度国の補正予算におけるT P P関連対策として農業者の経営発展を促進する農業機械、施設の導入支援のため、担い手確保、経営強化事業に取り組んでおります。これにつきましては、今期以外で必要な予算を補正予算でご提案をいたしております。又、同じく関連対策事業といたしまして経営規模拡大や高収益作物の導入等の取り組みを支援をいたします。中山間地域等担い手収益力向上支援事業の要望の取りまとめを進めております。

次に、平成28年度予算で3,000万円以上の、大型かどうかはわかりませんが、一応3,000万円と区切ってございますので、お答えをいたします。

平成28年度予算案では3,000万円以上の事業は、光ネットワークセンター機器改修工事が3,726万円でございます。緊急防災減災事業で行う個別受信機整備事業が3,130万円、町民総合センター改修事業が1億3,500万円、都市再生整備事業で行う大手門周辺整備事業が7,500万円、漁村再生交付金事業で行う志岐臨港道路整備の三会川に架かる橋の下部工の工事が1億100万円、町道改良舗装事業が3,720万円、橋梁維持事業が4,100万円、公共土木災害復旧事業過年債分が1億8,000万円、広域避難地の天然芝生化を行う事業が5,810万6,000円が該当してい

るところでございます。

以上で、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） ありがとうございます。それでは、再質問を行いたいと思います。

まず、一問一答方式でございますので、最初に歴史資料館のことについてご質問をいたします。

町長から述べられたように、あまりにも文字が多くて大変入った感じは本当に違和感を感じます。それに比べて、ビジターセンターのほうに鈴木重成のことについて同じく時系列、ずっと書いてありますけれども、あれは素晴らしい、本当わかりやすいんですね。写真も取り上げてあるし、それから色といえますか、配色もちゃんとしてございます。あそこが早かったのに後からできたところがああいう状態でございますので、本当は如何なものかなと、こういった言葉は使っていいかわかりませんが、少し違和感を感じましたので、あえて質問をさせていただいたわけでございます。

そこで、議長のお許しが得たなら、私は開館いたしました郷土資料館と上のビジターセンターはやっぱり一体化して、今後考えるべきだと思うわけでございますけれども、それに伴う、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

二の丸そのものにつきましては、先程答弁の中で今後はわかりやすく映像等も利用しながら進めていくんだという答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。やはり、私、色と言いますが、本当に色がありません。よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、それでは角櫓の活用について再度質問をしたいと思います。

西櫓の活用につきましては、ボランティア研修をはじめ写真展も過去において行ったとありますが、今写真展を開いてあるのは東の角櫓でございます。西の角櫓は閉ざしたままでございますので、現在は写真展は西のほうではなくて東のほうでやってるかと思ひます。

それからボランティア研修会の待機場所ということで、私、当初の質問をいたしましたけれども、できるならビジターセンターの観光ボランティアの方々の待機場所と研修等はビジターセンターの、以前観光協会が入ってたあの部屋が一番良いのではないかなと思ひます。検討をお願いしたいと思います。あそこには、カウンターも付いてるし、ちょっとした事務所も構えられます。ですから、荅北町には観光ボランティア協会というのがあるんだなということで、他の方々、町民の方をはじめ、おいでになった方々に対する1つのPRにもなるのではないだろうかと思ひます。よろしくご検討方お願いしたいと思います。

それから、先程もちよつと言いましたけども、下の櫓、下櫓というのかどうかわかりませんが、あそこには、こういうふうに書いてございました。「鈴木政審に答える島民の心」ということで大きくして、それから鈴木様のことについてずっと書いてあり、写真等も添付しながら、鈴木重成のことについてこれまでの時系列式に展示してございます。私はできるなら、本当は歴史資料館ができた折りに、あの展示物は本来ならば下のほうの東西の下櫓、どちらでも結構だと思うんですけども、そこに持って行くべきだったのではなかろうかなと思います。このことについて、将来的にはあそこに置くのかどうかということで、今の時点です。商工観光課長、分かったらご答弁方お願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 今、議員のほうからお尋ねがありましたけれども、今までは検討していなかったわけですが、今ご意見を伺いましたので、今度の文化財保護委員さんの会議もでございますので、いろいろご意見を伺って検討をはじめたいと思っております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） できたらそのようにしていただけないだろうかと思えます。

それから、そうしますと鈴木重成に関する展示物が下のほうかどっか移動されるとなると下櫓が空いてまいります。ビジターセンターは、本来海に関するセンターだというふうにお伺いしておりますので、この際下の櫓については、その海に関する展示物等を資料として展示するのが本筋じゃないかなと思います。できる限り海に関するものにしてほしいと思います。そうしますと、地元には幸いなことに荅洋高校もございます。それから九大の実験所もございます。2つの学び舎の館の協力を得ながら進めていただけないかと思えます。荅洋高校は、今年卒業が1期生を残すと、再来春から天草拓心高校というふうに変更されると思います。学校紹介等々の一助にもなればなあと思えますので、学校存続がいろんなところで報道等に載せられてます。今日は荅洋高校が新聞で紹介されておりました。そういったことを考えますと、海に関する櫓を利用しながら荅洋高校の存続等々にも役立つのではないかなと思いますので、よろしくご検討方お願いしたいと思えます。歴史資料館に関する質問は終わりますけれども、どうか、文化財保護員の方々の意見も十分取り入れてほしいと思えます。待つておられるような形も、ちょっとお伺いいたしました。

それから、一仏二十五菩薩につきましては、私も現在の所有者の方とお会いして、どうですかという意見をこの前交わしたわけでございますけども、なかなか良い返事はいただけないんですけども、引き続き努力をしていただきたいと思います。富岡の城図、お城の絵は複製でございますけども、二十五菩薩は本物でございます、と思いま

す、私は。ただ、真ん中に観音様ですかね、こう配置してございますけども、あれが少し違和感を感じますけども、とにかく本物だということでございますので、引き続き努力をお願いしたいと思います。

それでは次に、2項目の、平成28年度の予算編成について再質問を行いたいと思います。

まず、担い手の育成、起業支援に係る事業にあって商工観光課関係で新たな政策が設けられたということでございますけども、今現在で平成28年度に新規の起業の予定があるのならば教えていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 以前は、中小企業の中元越年資金ということで設けておりましたけども、そちらのほうの利用が近年少なくなってきたということで、その分を小規模事業者支援補助金ということで、平成28年は、一応2件分、60万円の2件分ということで予算を計上しているところでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 2件分ということで、新設の事業については素晴らしいなと思います。そうしますと、商工会にも入っていただきながら商工会の運営等々でも新たな息吹といいますか、それが出てまいりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、他の第一次産業の担い手に対しましては、従前の支援策を引き続き平成28年度でも行うんだということで安心をしたわけでございます。

なお、年度途中において平成27年度の補正の中でもございましたけれども、熊本の6次産業化に対する整備事業、これに適応した事業を行ないたいという起業者の方がおられましたら、その都度その都度の対応の支援といいますか、それもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、鳥獣害防止対策、先程倉田議員からもあり、又、浜口議員もこの後質問をされるようになっておりますけれども、私は元々事務屋でございますので、まず予算の中で金額を見るわけでございますけども、平成28年度の新年度を見ますと前年対比で80万円の増で、率ですと1.3倍だということで、当初には考えられない数字だなど思っております。本当、町のイノシシ対策に対する取り組みが、金額の上でも表れております。途中において補正等々がありましたら、その都度その都度の対応を、これまたよろしくお願ひしたいと思います。

なお、TPPに関しましては、先月新聞報道の中で熊本県が農林水産物の影響額を独自試算して132億円という金額が報道されたようでございます。私はこの132億円がどういった金かわかりませんが、今後いろいろな新規事業といいますか、渡されるだろうと思います。参議院選挙に向けて、やはり余計なことかもしれませんが、政

府与党は、ますます農民票の獲得になれば、まずもって予算を付けるだろうと思いますので、そういうときがあった場合には、一時対応にしても町のほうも、JAのほうも協議しながら農民の方々にお知らせをしていただきたいと思います。

それから、今回の補正事業で示されております経費が、いずれも繰越明許費にあがっているようでございます。しかしながら、この畜産クラスター事業というそうでございますけれども、なかなか採択が難しいという話をお伺いしました。どうか、農林水産課長、JAと、対象等申請者である農民の方々とお話をしながら、できるだけ最大限の対応といいますか、それをよろしくお願ひしたいと思います。対象事業の中に、町も進めております飼料用稲、収穫地に伴うラッピングマシンとか収穫機もこの中にあるんだということを、この前農協に行ってお伺いをしてまいりました。飼料用稲推進を図る以上にこの2つの機械はますます重要視されるのではなかろうかなと思っているところでございます。今の時点で農林水産課長のほうに何かこれに伴う情報等があったら教えていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） ありますか。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 畜産クラスターの事業でございしますが、これは確かに大きな規模、地域を含めたところでの生産から販売ということで、我が町の畜産農家に対しては、事業採択が大変難しい部分がございます。その中でも議員がおっしゃったようにWCSの販売、収穫、促進、それを町長の答弁の中でもございましたように経営体の育成支援、そしてこのクラスターの装置整備の育成支援、この中でできないかということも検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 畜産については、私も前回の一般質問で行いましたけれども、一番影響が大きいだろうといわれておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後になりますけれども、工事請負について、2、3、時間の許す限りお伺いしていきたいと思ひます。

昨年度、大きな災害に見舞われて、今、工事を請け負っている業者の方々はそれぞれ多くの工事を持っているわけでございます。金額にいたしましても、繰越明許で多額の繰り越しがあるようでございます。そしてまた、平成28年度も過年債ということで、経費が見込まれておりますけれども、こういったことを考えると、2、3の工事について平成28年度中に施行しないでも良いのではないかなと思ったところでございますのでお伺いしてみたいと思ひます。

それはまず最初に、避難地のグラウンドの芝生化なんですけれども、まず、あの造成地の目的が緊急防災だということで、昨年お伺ひしたわけでございますけれども、緊急防災債の起債事業の要件に本当に該当するのかなと思ひます。もう既に、起債を借られる

ときに、その要件に対する「いや、緊急防災には該当するんですよ。」と、「その上部に芝生化されても結構です。」と、まず承諾があつてるのかどうか、総務課長ですか、企画課長ですかね、お願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、以前にもグラウンドをつくるかというときに、あそこにどうつくっていいのかどうか、緊急防災事業でできるのかというようなことがありましたので、これは総務省の担当にも聞いております。緊急防災事業では、避難地の中には公共事業でやる分については建物も良いということを謳われているようでございます。公共事業ですね、そこの自治体がつくる。そういうことで、むしろすぐ避難地として仮宿舎ができるような状況であれば、なお良いということで、そういう面でのご了解はいただいているところでございます。

○議長（山本政人君） 高戸議員、質問中ではありますが、予告がなされておりますが、これ、関連するものがありますか。

○3番（高戸幸雄君） 今んとは、広域避難地の大型、平成28年度予算ですから、その中身を聞いているんです。

○議長（山本政人君） その平成28年度予算でね。その具体的には、新規事業があったなら教えていただきたいという、そこら辺で該当するのかなというふうには思いましたけれどね。

○3番（高戸幸雄君） 私は、ただこの数字を羅列していただくならば、もう予算書を見ればわかるんですから。その中身について、今の時点でわかる範囲でお伺いするのは良いのではないかなと思いますけど、いかがですか。

反対に、私はそういうふうに議長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本政人君） はい、続けてください。

○3番（高戸幸雄君） それでは、議長の承諾を得ましたので、引き続き質問に移りたいと思います。

この避難地については、完成したばかりですよ。土木課長、そうですね。そこで、特に2工区は盛土で造成をしたわけでございます。通常ならば盛土で造成した土地については、しばらくそのままに置いておくのが本当じゃないかなと思います。そしてまた、あそこの土質はご存知のとおり、小さな礫混じり（れきまじり）の大変強い粘性土でございます。そこで乾燥しますとガチガチになって雨が今日になるとベチャベチャとなる、大変質が悪いところでございます。ですから、しばらくの間はそのままの状態にして、その後に芝生化ですか、そういったことがあるなら、それをしていただけないでしょうかと思います。そうするのが普通じゃないかなと思います。それから、これは天然芝と書いてありますけども、芝生だけの工事なんでしょうか。そこ、分かって

いたら、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 只今のご質問でございますが、一応、梅雨明けて、一雨明けて工事を始めれば大丈夫じゃないかということで、今回計上させていただいております。それと、天然芝生の造成工事のみでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） これは、芝刈り機も計上されているようですが。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 管理で芝刈り機も、一応申請に挙げております。1台です。失礼しました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 芝生だけの工事だということでございます。当然あそこに芝を張ると出来上がったならフェンス、これは多分大型のフェンスになると思います。そういったことを考えると、最低限フェンス工事と芝生は同時並行して工事は進めるのが本来の筋ではないかと思うんです。そうしないと、芝生を張った後に大型のフェンスをすると、もしかしたら周辺が少し手戻りの工事になるのではないかなと思うわけですが、そこはいかがですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 芝生も全面をするわけではなく、いわゆるサッカーコート分をするということで、その後に周辺がだいぶ空きますので、手戻りにはならないと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は全面芝化というふうにコートがいくつもできて、その後にフェンスを張るのかなという考え方を持っていたわけでございますので、あえてそういったふうな質問をさせていただきました。金額も相当かかるようでございますので、当然のごとく5,000万円以上になりますので、議会の方々のご意見をいただく工事かなと思いますので、この広域避難地の芝生化については終わりたいと思いますけれども、あと1つだけ、また教育委員会になりますけれども、町民総合センターの修繕ですよ。これは1億数千万円、多額の経費が投入されるわけでございます。設計については、この前の補正で通ったわけでございますけれども、これも一部が繰越しに計上されているようでございますので、繰り越されて幸いだったなと思います。短期間で設計するよりも、やはり多くの意見を取り入れながら、まず設計に当たっていただくことが大事だと思いますので、この予算に挙げてあります繰越明許は本当に良かったなと、私も少

し安心をしております。

そこで、1億数千万円の多額の経費を投入するのは結構なんですけども、その投資効果等を考えると少し金額的に高くはないのかなと、最大限なら雨漏りがしない程度の補修で留めておくべきではないかなと思いますけども、いかがですか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 設計については1月の補正で承認いただきまして、それで今2月に委託の入札を行いまして業者が決定しております。議員ご指摘のとおり協議を行いまして、効率的な工事の設計を目指して協議をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） ありがとうございます。やはり大きな建物に関わる工事でございます。それから、茶北町の中心地でもございますので、工事をやった後にいろんな問題といいますか、課題が残されてはいけませんので、綿密にお互い業者の方々と、設計業者の方々と事務を行います教育委員会の意思疎通といいますか、それをよろしく願いたいと思います。

あと、それぞれいろんな工事等が上がっておるようでございます。大手門の周辺の整備工事も挙がっておりますけれども、それにつきましては、私の後にそれぞれ2名の議員の方々から詳しい質問があつているようでございますので、あえて私のほうからは申し上げませんが、まずもって、なぜ3,000万円以上の工事が挙げたんだと思われる節がございますので、あえて申しますと、議会には工事請負費5,000万円以上の同意で挙げられますけども、5,000万円以下の工事については、こういった場で討論する機会がございません。まあ予算委員会の中ではあるんですけども、そこで私はあえて3,000万円ということで挙げさせていただくことに対し、ご理解をお願いしたいと思つてるところでございます。

工事を行なった後にいろんな課題が挙がってきたら、「何のために工事をやったのかい。」と、「あんたも議員やったとき、そういった工事ば認めたっか。」とよく言われると聞いております。私も議員になってやっと1年を迎えることができました。そこでそういったことを言われないように、都度都度執行部の方々にご質問をしながら、議員としての職責を果たしたいと思つてるところでございます。今回、私は初めて傍聴人のおられる前で一般質問をすることができました。一年経ったご褒美かなと思つてるところでございます。今後とも、自分なりに一生懸命頑張つてまいりたいと思つておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。



ここで、11時15分まで休憩をいたします。

-----○-----  
休憩 午前11時04分  
再開 午前11時15分  
-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告3番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 通告3番、8番議員、浜口雅英、質問の相手、町長、質問方式、一問一答。

質問事項1、一次産業等の振興。

質問要旨（1）農業の振興。国は、環太平洋戦略的経済連携協定TPPを大筋合意し、国内向け政策の執行のための総合的なTPP関連政策大綱を決定しました。そして、このことについて国の経済成長躍進のために農業に限らず国内の多様な産業の立場で議論がなされております。

さて、本町における農業振興の課題をTPP大筋合意以前からの問題をいくつか挙げると、農業従事者の減少と高齢化、そして後継者不足の問題があります。これに対しては、国県町の補助による機械化等により問題解決の取り組みがなされ、一定の効果は出ていますが、基本的な解決策にはなってはいません。更に、荒廃農地、遊休農地、耕作放棄地の増大の問題もあります。これらに対して決定的な効果、成果は期待できないにしても、これら耕作放棄地等の解決につながる可能性を秘めているとしてオリーブ植栽の提起もしてきましたし、現実に本町においても複数の農家でこれへの取り組みがなされていますが、このことについて荅北町は「雨が多すぎる」として、行政としてこのことへの取り組みはなされていません。しかし、数年前から取り組んでいる天草市、最近取り組みが顕著になった上天草市について、この状況が報道されています。荒廃農地、遊休農地、耕作放棄地へ何の施策もなく放置することは地盤崩壊の恐れもあり、又、結果としてイノシシ、タヌキ等有害獣の住処として、これの生育成長繁殖に手助けをすることになるということは衆人が認めるところです。このイノシシ、タヌキ等有害獣の絶滅については、これまで議会の中でも議論されているように、市町村の枠を超えた捕獲の取り組み、ジビエ等捕獲後の処理と普及に努力をすべきです。

このようなことから繰り返しになりますが、荒廃農地、遊休農地、耕作放棄地の廃絶とイノシシ、タヌキ等有害獣被害の防止に、今以上の最大限の知恵を活かし、直ちに行動をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（2）林業の振興。町内の山林の至る所で針葉樹の間伐作業中、あるいは間伐の済んだ箇所が見受けられます。このことは、町が進める計画的な森林整備に沿った

ものであろうかと考えますが、これらは樹齢50年未満の若齢樹が主であり、この点については町が求めている地場産材を使用した木造住宅の建築促進にはなっていない状況にあります。しかし、後継者不足、従事者の不足を補うために、今後も森林組合と連携して林業振興に取り組むことは現状では最善の取り組みと考えます。

さて、近年の集中豪雨は、山間部にも多大な被害を及ぼしました。林道、町道の崩落、がけ崩れはもちろん、杉・ヒノキの針葉樹人工林、そして広葉樹の天然林に樹木の倒壊が目立ちます。広葉樹の中には根こそぎ倒壊している箇所もあります。このまま放置すれば、これらの倒木、倒壊場所、崩壊場所の林地崩壊が進む恐れがあり、中には二次災害の可能性もあります。ついては、倒木の措置、林地の復旧等に対する具体的な対策、施策は考えられないか。このことは林業振興と併せた林地の保全、国土の保全につながります。

質問要旨（3）漁業の振興。人口の減少、高齢化は、農業と他の産業に限らず、漁業にも大きな影響を及ぼしています。町の統計町政年報によれば、海面漁業生産統計調査として苓北町における魚種別生産量の推移が示されています。これによれば、ちょっと資料が古いわけですが、平成24年と5年前の平成19年を比較すれば、真アジが80tから24tと約3割に落ち込んでいますし、その他の魚類が98tから51tへ52%、ウニ類が36tから15tへ42%、生産量計は402tから227t、56.5%へ半減している状況があります。このことが全て人口減少、従事者の減少と高齢化によるものと断定はできませんが、このことを無視することはできません。このような中で町は、資源管理型漁業の促進として、魚礁や築磯の設置による漁場の整備を進めておられ、豊かな漁場、再生の取り組みには共感するものです。漁業に限らず、産業振興のための基盤整備には、積極的に取り組むべきです。しかし、聞くところによれば、この苓北の沖合によその地域から来た漁船団により根こそぎ採取されるということです。このことについて町は、このようなことがないよう関係各県や関係機関に抗議すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

又、漁獲量の激減と直接関係はないのかもしれませんが、海岸の白化現象等に海岸漂着物の問題も軽視できないのではないのでしょうか。海岸漂着物の漂着の量は、風向き、潮の加減で大きく左右をされますが、この現状を認識し、これを検証する必要があるのではないかと考えます。海岸漂着物の現状とこれへの今後の対応はどのように考えておられるのか。

質問要旨（4）企業の誘致。この件につきましては、先の第6回定例会で企業の誘致について一般質問をしましたが、時間が足りずに町の考えを十分に聞くことができなかったもので、今回再度質問します。

若者を町内に引き止め、活力ある苓北町づくりのためには、企業の誘致が非常に有効

な施策の1つであること。そして今、町内にある国立大学関係施設、そして研究生、大学生、更には高校生等がなお一層頑張れる環境作りを国県町が共同して整備すること。いわゆる学園都市の構築。又、町が全国に先駆けて取り組んだ光ファイバーの整備から徳島県におけるIT関係の企業誘致も参考にしたらどうかとそれぞれ提起してきました。そして町は、志岐漁港を中心にしたマグロの養殖を企業誘致として位置づけておられるようだが、これがどのような規模なのか。事業費、形態、設置予定箇所、従業者数等、現在まで一切議会への報告はありません。どのように進めていくのか、このことの詳細を町民へ議会報告すべきと考えるが、いかがでしょうか。

こういう質問に対して町長は、企業の誘致についてはマグロの養殖を企業誘致として位置づけている。土地も水もそうたくさんいらぬ。三方が海である。この件については、4年前に赤潮が大発生をして八代海側の養殖事業者は全滅した。大変な損害を受けている。これは鹿児島県の長島も同様。あの辺りは赤潮常襲地帯。その関係でその折りにマグロ養殖業者がこの芥北町の沖でやりたいということで提案があった。そのときに漁協にも相談申し上げてご理解をいただき、調査をした経緯がある。調査の結果は十分に対応できる場所であるという結果が出ている。しかし、その後、クロマグロの国際的な漁獲制限が出され、相当な制限がそれぞれの地域で行われている。その後、もっと大変なことが起こり、要するに養殖の筏事業、養殖事業についても、卵から孵化したやつを育て上げた養殖にしか生簀の許可を出さないという国の決定があり、今これにそってその条件を満たすように、その業者さんも努力をしておられる。相当広範囲に考えておられるようで、長さが3kmぐらいと聞いている。そこに、相当多数の生簀において、大体雇用者数は7～80名と。これは段階的になるかもしれないが、そういうふうな概要である。又、卵からヨコワに育ててヨコワからマグロまでいく技術が確立していない。ただし、これは我が町にとっても立地条件としてしっかりとした立地条件になりつつあるので、ぜひ誘致をしていきたいと考えている。一日も早く商業ベースに乗るような研究成果が出てくることを祈っている。常々水産庁、そして会社のほうにも立ち寄り、早くそういった成果を出していただけるようお願いをしているという回答であったが、浜口が質問した、どの程度の規模なのか、事業費、形態、設置予定箇所等についての説明はありませんでした。

最後の質問になりますが、このマグロ養殖事業についての内容をお尋ねします。

質問事項2、福利厚生の実。

質問要旨(1) 芥北町火葬場の現況とその改善策。町火葬場の運営は、公の施設としてその運営を民間に委託してあります。火葬場としての主要機械、器具の状況は、火葬場の外側からは判断できませんが、外側の景観は、これが公共の施設かという風情です。家族のために、地域のために、町のために、そして国のため辛苦を舐めて頑張っ

こられた先達を送り出す施設としては、最低の外観です。町長はご存知ないと思うのですが、その外観の状況、概要の一部をお伝えします。

まず、玄関ロビー。ロビーの天井は塗装が剥げており、塗り直しの必要があります。次いで玄関に4本の柱がありますが、これに3cm程度の穴が複数ランダムにあります。これはデザイン的なものなのですか。正面玄関左の窓枠にクラック、北側外壁面にクラックと本来壁に隠れるべき鉄筋が露出しています。北西側裏側の窓枠にクラック、玄関左側はセメントが塊りで剥落しています等、数え上げれば無数のクラックが見える状況があります。これらは補修の必要はないのか。斎場は事案が発生すれば、複数の、場合によっては数十人の関係者が利用することになるとと思いますが、斎場は耐震検査の必要はないのですか。又、玄関右側には看板が2枚設置されていますが、字は見えません。辛うじて読み取ると、1枚には「少量危険物貯蔵取扱所」とありました。もう1枚は読み取ることができません。このような表示板は法律で義務付けられているのではないのですか。表示が不鮮明な場合は、違反事項ではないのですか。

茶北町は、天草は、一年中四季の花を見ることが可能なありがたい地域です。よって、国道から当該火葬場までの約150mについて、この道路沿線に四季の花、例えば、春の菜の花、夏のひまわり、秋のコスモス、冬のスイセン等を植栽してはどうですか。そして、故人に対して感謝の念を持ってお送りすることは、良好な文化の継承としての位置づけも可能です。更にこの道路は幅員も狭く、離合もできません。斎場の利用者と地元農業従事者の関連もあろうかと思しますので、離合に利便性を図る等何らかの対応をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

このような状況の中で、決して過度な、華美な改修を提起するものではありません。ご苦労された偉大な先達の安らかな旅立ちのために、現状把握の上、内部の機械器具も含めた火葬場の改修と周辺環境の早急な整備を提起します。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、遊休農地や耕作放棄地の廃絶対策についてでありましたので、お答えをいたします。遊休農地の内条件の良い農地は、県の農地中間管理機構やJAを通じ、農地の貸し借りによる集積を図っております。

次に、中山間部の耕作放棄地につきましては、農地パトロールの上、所有者の今後の利用意向調査を行い、貸し出しの意向がある農地については農地中間管理機構を通じ、耕作者を探してもらって事業を進めているところでございます。それでも借りてもなく、所有者による適切な管理もできない農地につきましては、非農地の判断事業もございしますが、議員のおっしゃるとおり少しでも解消につながる作物を活用していくことも必要

であると考えているところでございます。

その作物として、オリーブ栽培のご提案を再度いただきました。オリーブオイルの効能は大変な評判でございます。足りないようでございます。そういった意味で、昨今、オリーブオイルを販売している小豆島の会社、足りなくなったせいかスペイン産と書いてあるやつを販売しておられます。また、特にスペイン産、イタリア産が品質が非常に良いようでございます。そういった意味で、私もオリーブは素晴らしい効能があるので推奨はしたいんですが、以前から申し上げましたとおり雨量や強風対策、これについて非常に課題があるということでございます。日当たりや水はけ対策などの適地栽培の課題もでございます。奨励するには、更に研究していく必要があると考えているところでございます。

今後の取り組みでございますが、収量や品質が確実に見込めないにしても耕作放棄地に自家消費として栽培に取り組んでいただけるような農家に対しましては、共同で利用する搾油機等の設置等、収穫が少しでも農家の生活に有効に反映できるような対策を考えてまいりますし、この後いろんな研究の成果の中で天草地域の気候にも合ったような品種があるとなれば、それは又、農協等とも相談をいたしまして、積極的な取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

以前から蒲島知事の施策で、耕作放棄地を廃絶しようという非常に立派な施策がございました。ただ、私も県の担当者にも言うんですが、じゃあ放棄地を解消するのにきちっとした後、何をつくるのか、つくったやつが消費されないようでは、又、耕作放棄地に後戻りすると。だから、そここのところを我々にも専門的に指導してくれということを再三お願いをしました。1つ、オリーブは提案としてお伺いしておきますが、我々も又、専門家からのこの苓北町に合った作物、あるいは現在つくられているもので、もっと広められるような作物があれば、農協とも相談しながら大いに奨励をしていきたいと考えているところでございます。

ですから、オリーブの効能については、素晴らしいと。これを、じゃあ自家責任ですね、昔、それぞれの、イチジクとかヒワとか、それぞれのお宅に1本2本ありましたけれども、そういう状況でも進んでいく中で、なるだけ適地、この農地に向くようなオリーブの品種があればと願っているところでございます。これは農協ともそういうことで相談をして参りたいと思っております。

有害鳥獣被害の防止につきましては、倉田議員のご質問でお答えしたとおりでございます。今後も、天草猟友会や町内の有害鳥獣駆除者の会等、関係機関との連携を深めて対応をしてまいります。

又、倒木林地崩壊の具体的な対策につきましては、台風被害の山林の倒木処理復旧に、平成28年度におきましては、台風被害の間伐、再造林事業10haを県に要望を

しているところでございます。又、林地崩壊や溪流流出被害は、主に県営の治山事業で対応をしております。平成26年度では、5ヶ所を復旧治山や緊急治山事業で復旧しております。平成27年度は5ヶ所の復旧を要望し、現在復旧工事を施工中でございます。

次に、漁業についてのご質問であったわけですが、他の地域からの漁船団が操業する問題についてでございます。苓北の沖合いにつきましては、現在小型底引き網漁業の船団による操業はないようでございますが、巻き網漁業の船団の操業活動は行われているようでございます。この巻き網漁業というのは非常に優遇されておりまして、全国どこでも捕って良いという法律があります。大雑把に言えばですね。その中で規制はあるようでございますが、巻き網漁の操業許可は水産庁が行い、操業区域も大変広く設定されております。このため、操業の抑制対策は非常に難しい状況でございます。しかしながらこの操業が乱獲等につながり、漁業資源に影響するようなことであれば、漁協としっかり協議の上で対応してまいりたいと考えているところでございますが、この巻き網船団の乱獲につきましては、もう以前から課題がありまして、苓北漁協のとき、当時の漁協の組合長さんと一緒に水産庁にも何回も行きまして、長官にも漁政部長にも何回も会いましたが、やはり法律の範囲内でやってるからということの中で片付けられております。そういった意味で非常に残念なことであるわけなんです、我々からとってみれば。ただ、大きな意味で法律の中でやってると言われると、それ以上進めないというのは非常に歯がゆいところでございます。

最近の磯焼け等に関係して諸々の海岸の海の恵みが捕れなくなってきたということがあるわけでございますが、海岸漂着物の問題につきましては、海岸の白化現象、漂着物の因果関係について、これは質問の中にもありましたように、はっきりしておりません。おりませんが、現在環境省の海岸漂着物地域対策推進事業を活用いたしまして、年間をとおして2名の非常勤職員により回収事業を行っております。回収実績は平成25年度が約12t、平成26年度が約13tとなっておりますし、又、民間やらでボランティアの中で曲崎の清掃とか、諸々の海岸部の清掃をやっていただいている事案もあるわけでございます。ごみの種類といたしましては、ペットボトルや発泡スチロールが多く、外国からの漂着物もあり、多種多様でございます。今後の対応につきましては、不法投棄防止の啓発にも取り組みながら、回収業務を中心に続けてまいりたいと考えているところでございます。

次に、企業誘致の問題でございます。このマグロの企業誘致につきましては、最初の出だしは非常に素晴らしいなと思っておりましたが、だんだん国際的なクロマグロ制限の枠の中で、だんだん制限が厳しくなっております。おっしゃるとおりでございます。今のところ、卵から孵化したやつを大きく育ててやる養殖にしか生簀の許可をしな

いということで、我が町が今ご相談をしております企業におかれましても、そのヨコワ、いわゆるマグロの子どもから育てておられました。ところが、今度は新たな事業展開ができないということになってまいりましたので、今のところ、近畿大学方式の本拠地である和歌山県の串本と長崎の五島で長崎水研センターと一緒に、孵化してからの稚魚からヨコワまでの育つような研究をなさっております。水産庁にも再三お願いをしてまいりました。やはり、ちっちゃい魚を育て上げる餌の工夫が必要であるということで、平成28年度は、その技術開発に対して予算を投入をすることをございます。又、この前の新聞によれば、少し暖かいところでちっちゃい魚を育てると育ちやすいという記事も載っておりました。そういった意味で、今後はその企業が大いに研究を深められて、ぜひ志岐漁港を中心にして来ていただきたい。設置費、事業は3億円から4億円ぐらいの事業ではないかと、要するに養殖筏をつくったりするのがですね。それと、おっしゃったとおり3kmから志岐漁港の沖合から大体上津深江の沖合ぐらいの3km、そして幅が1.5kmぐらいの間で大体最大で7~80名ぐらいの雇用につながるだろうということをございます。とにかく、ちっちゃい子どもが早くある程度の大きさに育つような技術開発ができること、これは国も大きな命題にしておりますので、国の知恵が我々の企業誘致に早く回ってくるように、我々も努力をしていきたいと思っておりますし、本年は、平成28年度では、やはり議会からも企業にもぜひ訪問をしていただきたいということで、又これは予算の特別委員会の中でもご説明をさせていただきたいと考えているところをございます。

次に、苓北斎場の件をございます。とにかくおっしゃるとおりボロボロになっておりまして、ボロボロになった原因は時間的な問題からすると非常にあの立地場所が強風、海風にさらされてだいぶ傷んだということ、それと併せて、この事業には一切、一般財源だけでしか対応できない状況をございます。そういう中でいろいろ苦慮してありまして、まず火葬場玄関ロビー、外壁等の補修をございますが、施設につきましてはご指摘のとおりをございます。一部鉄筋が露出している状況については、承知しているところでもございます。斎場を利用される皆様方の安全確保のために、とりあえず補修等につきましては実施してまいります。平成27年度におきましては、玄関ロビー、二階部分の外壁を補修し、玄関ロビー天井部分の周囲の補修を行うようにしております。又、斎場の機械、電気設備については、平成23年から年次計画の中で行っているところをございます。平成28年3月補正予算、この議会において、火葬炉の耐火レンガが全面積み替えの費用と併せて、外壁のひび割れ、クラック状況等の調査設計委託料及び緊急に修繕が必要な場所の予算を計上しているところをございます。その調査が終わり次第、平成28年度に補正予算をお願いし、外壁の補修を検討いたしてまいります。

次に、斎場の耐震検査の必要性についてご質問をございます。耐震につきましては、

建築基準法が昭和56年6月1日改正されており、苓北斎場は平成3年4月に竣工しており、新耐震基準で設計されておりますので、耐震検査が必要がないということでございます。

次に、少量危険物貯蔵取扱所の看板等について表示が不鮮明で違反事項ではないかというご質問でございます。議員のご指摘のとおり、担当課で苓北分署と打ち合わせを行いました結果、看板の表示は明確にわかりやすくしたほうが良いということございましたので、早速看板の取り換えを行いました。

次に、苓北斎場へ国道から通じる町道の拡幅について、今後何らかの対応をすべきではないかということでございます。当然のことだと思っております。この町道につきましては国道から町道白木尾線、町道京ノ坪線につながり、斎場まで約200mございまして、幅員も2.6m程度で火葬場を利用される以外は主に近隣の農家の方々が利用されているようでございます。斎場の利用件数は、ここ20年間で年間100件から多いときで150件程度でございます。火葬場周辺環境整備ということから、まずできることからするとすれば、離合箇所の確保が可能かどうか、このようなことを検討してまいりたいと考えておりますし、そのことを早急にやった後は、近隣の地権者の方々ともご相談をしなければなりません、その拡幅が可能かどうか検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 火葬場の補修の問題ですが、今の現状を町長も十分確認されたようです。新年度の中で補修をしていくということですが、私の考えでは、今、横浜ではマンションの鉄筋が不十分だということで建て替えも必要だということが、大手の建築屋さんで議論されています。私を見た感じでは、鉄筋コンクリートの鉄筋がもう既に外に出ていますよね。あれをどのようにして補修するのか。私はもう、ああいう状況が至る所に建物の中にあるわけですので、ああいう状況の中では、新築を考えるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今のところは、まだ使えると、使える施設だと考えております。ただし、先程も申し上げましたように、調査設計を委託しておりますので、その結論の中で直せる部分をしっかり直して行って、補正として平成28年度に挙げさせていただきますので、ぜひご理解をお願いをしたいと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 火葬場の件でいろいろ議論を深めることは、故人に対してのあれですので、そういうことで状況をみながら確実に処理してもらいたいと思います。



年間の使用量の話が出ましたが、今の高齢化社会の中では、利用者の数はもっと増えていくことが予測されますので、ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

それから、マグロの養殖についてですが、養殖を希望しておられる業者の名称、所在地、会社の規模、それから、まだいろいろ研究を要するんだという話のようですが、具体的にいつ頃からの事業を考えておられるのか、教えてください。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、先程も申し上げましたように、まだ孵化率は90%を超えているようでございます。その孵化した仔魚というんですが、稚魚を。仔魚をヨコワ、マグロの子どもまで育て上げる技術がまだ1割に達していないと。そのために水産庁も、早くこれをやらなければならないということで、ようやくと餌の、そのちっちゃい魚に対する餌の技術開発をやるということで、今度予算を立てております。

そのことが、なるだけ早く功を奏して育つようになれば、その企業も、ぜひ進出してくれると。で、よく新聞に4～50kmのが養殖でとれたと。今日、ちょうど1年前ぐらい、今対象にしているその企業のが五島で50kgのがとれて、寿司屋チェーン店にそれを回すんだと、熊日新聞に写真入りで載ってました。これはなんで載るかという、珍しいことだから載るんですよ。まだ、だから商業ベースに乗っていない、非常に残念なことなんです。でも、今後この養殖というのは、国際的な、今カツオも制限がかけられそうになっております。今後はいろんなものにかかってくると思いますので、又、養殖回帰というのが出てくるのではないかと考えております。

そういった意味で高齢化を迫る我が町の水産業においても近場で魚が捕れる。1つのこれが良い例になって、他の魚種の漁業に対しても今後近場で捕れるような工夫も必要になってくるのではないかと考えておりますので、これは養殖という意味ですね。そういうことも考えていかなければならないと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今の町長の回答の中には、業者の名称、所在地、会社の規模、取りかかりの時期についてお尋ねをしましたが、そのことについては何も触れられませんでした。まだ公表ができない状況ということでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 委員会のおときにお答えをいたします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 委員会とは、予算委員会のことでしょうか。

なら、はっきり今日の段階では公表できないことを議事録に載せてください。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、議事録に載ると思います。私が発言しているんだから。

○議長（山本政人君） よろしいですか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） それと別ですが、生簀のアンカー、それから既設の養殖業者、ヒオウギ貝とか海苔とかいろいろありますが、これは漁業権の問題、それから深江の沖には網もしてあります。そういう既設の皆さんとの調整はどうなるんですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのところは、荅北支所の経営委員会の方々にもご相談をして、この企業が海域の調査をなさっておられます。そのときに了解をしていただいたものと思っておりますが、又、具体的になりましたら、改めてよくご相談をして了解をいただければならないと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、誘致企業となれば、やっぱり来れば早急にその事業をしていただきたい。そのことが誘致企業の一番特徴的な部分だろうと思いますので、そういう地元の業者さんとの調整というのは、早め早めに済ませておくべきだと思います。そのためには、情報もその業者さんに出さないと業者さんの納得も得られないというふうに思いますので、そういうことで対応してください。

それから、餌や排せつ物による、海岸、海中の汚染の恐れはありませんか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今、大多尾沖でやってる業者がおられます。大多尾沖では、その辺の汚染のことは聞きませんが、なんか魚がたくさん集まるという話を聞きましたですね。要するに、汚染はないけど魚が集まるという話は聞いております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 企業の誘致では条例に基づいて、いろんな、仮に固定資産税とかあれば、その分が減免の対象になってこようかと思いますが、具体的に町がお金をその企業を誘致するために、建物の準備とか、町がですね、町が建てた町費を使った建物、施設、そういうものはないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今のところ、それは進出企業がやるべき問題だと思っておりますので、企業誘致のいろんな決まりの範囲内で頑張らせていただきたいと思いますが、志岐漁港は優先的に使わせていただくようなことになるかと思いますが、そこは又、漁協と細かいところは詰めさせていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 志岐漁港の工事に当たっては、地元の皆さんから埃がするとか音がするとか、もうこれは工事をすれば当然そういうことになるんですが、そういうことで苦情が寄せられたのではないかというふうに思いますので、そういう地元との交渉

事もそういうことがないように、取り組みをしていただきたいと思います。企業誘致は終わります。

それから漁業の振興の件で、海岸漂着物で発泡スチロールもペットボトルの次に多いというふうなことです。この発泡スチロールというのは、最初は俵ぐらいの浮きを漁師さんが使っておられますが、そのうち外側が破れればだんだん小さくなっていく。そしてそれが海底に沈んで、非常に小さな粒子になってしまう。もう人工的にそのことを集めることは厳しいというか、不可能なような状況になるらしいんですね。それを小さな魚が食べて、だんだん大きな魚が食べて、最後には人間が食べるというふうなことに、いわゆる食物連鎖の中ではそういうことになろうというふうに思いますが、この、何と申しますか、この苓北の海岸でそういう状況を九州大学に依頼して、どういう状況にあるのか。ま、聞くところによれば、九州大学が曲崎を手放さないのは、自然の海岸が唯一残っているんだというふうな話を聞きました。そういう意味では、九州大学もそういう現在の海岸漂着物と生物の在り方、そしてそれが人間の社会に、人間の生活にどういう形で影響を及ぼすのかという研究テーマは非常に重大な関心のあることだろうというふうに思いますが、そういう問題提起を九州大学にされるお考えはありませんか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましては、世界的な大きな課題になっておりまして、当然九州大学も研究をしておられると思いますが、問題提起をするというよりも、現状がどうなっているのかということは、お伺いに行っても良いことではないかなと思っております。九州大学の把握しておられる範囲でですね。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確かに、自分もJAが主催されます曲崎の海岸清掃に何回か参加をさせていただきました。で、これを、先程当初の質問でも申し上げましたように、潮とか風向きで全然場所が変わるということです。で、海岸で不法に投棄される分もありますが、海は最終的な、何と申しますか、ゴミとかが流れ着くところですね。そういう意味では、川からの漂着物も関心を持つべきだろうというふうに思います。そういった意味で、確か有明海沿岸の、そういう河川が有明海に注ぎ込む自治体、あるいは河川を有する自治体、それから海岸を有する自治体で4県、熊本、福岡、佐賀、長崎、4県でそういう組織づくりがされているというふうに思います。そういった意味では、苓北町もその中に入れていただいて、いろんな情報を提供してもらおうということではできないのでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 以前は、有明海の規定が五和町の丸健水産のあそこと瀬詰埼灯台を引っ張ったところだということでした。ところが、有明海が汚れている、

これを解消しなければならないということで、線引きをお願いをしておりましたところ、大体牛深沖から長崎のどこかは、ちょっと今、判然としませんが、この野母崎あたりの一体まで線引きしていただきまして、いわゆる有明海並みにいろいろしていただけるように、例えばごみを掬ってある船ですね、掃海艇、あれも活用できるというようなことになりました。ただ、協議会に対する呼びはまだまだありません。有明海じゃないもんですから。有明海は、その瀬詰埼灯台から線を引っ張ったところよりも奥が有明海だそうですから、そういった意味でその協議会に対する参加の呼びかけはありませんが、その掃海艇等が有明海並みに呼べる、使えるということは、大きな進歩だったと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 次に、林業振興についてお尋ねですが、苓北町に、この前の台風ですかね、その前からの台風かどうかわかりませんが、至るところに風倒木の現状がありますが、ご存知でしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、平成3年の19号台風以来随所に、これは苓北町とは言わず見かけられておりましたが、去年の台風が通った後、今度は顕著になってきております。これは、ある一定幅でちょうど線を引いたような形で被害が出ておまして、そこに行くと大変な状況であります。そういったところを我々も少しでも回復していければと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ちょっと確認のような形になりますが、この風倒木の処理に行政から何らかの手助けをされるという考えなのか。五和町が、国道から見えるところで風倒木の処理をされているようでした。私もそれは誰がやったのか、山の所有者がされたのかどうか、よくわかりませんでした。非常に見苦しくなくなっていると。倒れたままでは、非常に、何もせんとやろかいという感じがしますが、きれいにずっとしてあったので見苦しさはなくなっていました。

そういったところに、行政のほうから何らかの手助けがあるのかないかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局（野田尚之君） 只今の議員のご質問に関してですが、森林組合が、今、風倒木の処理を現在進めております。それで平成28年度事業におきましても、国、県、そして町が上乘せする形で森林組合を通しまして森林所有者に風倒木の処理については補助事業を実施しているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 林業振興は終わります。

農業振興ですが、イノシシの絶滅のために現在考えられることは、射殺とか檻で捕まえるということですかね。2つぐらいですが、他に何か良い方法というのはいないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程からも再三申し上げましたように、なかなか特效薬というのが私のほうに情報が集まってきません。何か良か知恵があったら教えていただきたいと思えます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、捕った後に、そのイノシシの死体を分けてやるということもあるらしいんですが、もう手っ取り早いのは穴を掘って埋めるということらしいんですね。やっぱり専用の場所があって専用の機械があって、そこに持って行けば簡単にその埋設処理ができるんだということであれば話が別ですが、そういうことがなければ、もしかしたらその捕獲をされる方の1つの埋設等の作業が、捕獲をされる方の負担になっている、そういう恐れはないんですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 今、報奨金については埋設をしていただくのも含めたところでの報奨金の設定となっております。

それと、埋設に当たりましては、埋設をお手伝いいただく補助員についての補助も昨年度以前からやっている状況でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 平成24年の9月にシカやイノシシの肉を地域資源、これは熊本ジビエとして有効に活用することで、被害軽減をつなげていくことを目的に県が中心になって、狩猟から県内のレストラン関係者、関係市町村が、熊本ジビエ研究会を立ち上げていますが、ご存知ですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 知ってはおりますが、まだ甘いと思っております。例えば、近畿地方では丹波篠山とか、この近くでは球磨郡とか、何百年に渡った食文化の伝統があります、イノシシ。そういうところで食べると、ほんところ良かなと。天草のイノシシもこがんあれば良かとな、売れるだろうな、と思えますが、これが売れんとですよ。ま、一部捕られた方が食べておられたり、分けてやったりしておられますが、この研究は、やっぱり捕った後のことじゃなくて、捕るときの技術というのも何かあるそうでございます、聞いたら。だから、そういうことも踏まえながら、食文化につながるようなことがあれば、少しでも余計捕る人が出てくるのじゃないかなと思っております。

が、今のところ、そこまで至ってないんじゃないかなと。ただ殺して売れば肉が売れるというだけのお考えでやっておられるけど、美味くないと売れません。そのところの研究が必要じゃないかなと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 私は、上天草の旧道といいますか、有料道路を通らない道路のちょうどカーブ、何というところかカーブはわかりませんが、昔石油スタンドをされとったところが、イノシシの出汁のラーメンを食べさせてくれるということで行ってきました。私は、どっちかというところイノシシの味噌炊きのほうが好きなんですけども、その親父さんが姫戸にその屠殺場を持っているということでした。生体を持って行かないかんとですかね。死んどっとじゃいかんとですかね。そういう話もされて、非常に研究熱心な方でしたので、1回電話か何かでも状況を、イノシシを捕えるための状況を。それで問題は、イノシシを捕えるのは特約はないとのことですので、問題はその捕えたイノシシをどう処理していくのか、これが大事だろうと思います。

このイノシシの問題については、もう何回となく議論をされていますが、私は以前議会の中で苓北町の農業はイノシシによって壊滅させられるという発言をしてきました。しかし、現状は町道、里道の路肩や山側の道路の路肩、それから道路の山側の崩壊、それから水路の崩壊を見た場合は、農業だけでなく集落も山間部の集落は非常にもう住む人がいなくなっている。あるいは、住んどらしてもじいちゃんが1人、あるいはばあちゃんが1人という状況があります。で、このことも再三申し上げておりますが、道路が舗装はしてあっても路面の状況は枝木が落ちてしまっている。山ん中をいきよっとか道を行きよっとかわからんという状況があります。それでそこでかろうじて、L型側溝の、ずっと泥を上げたようになっていっている。それはイノシシがずっと鼻で押しとつとです。そういう状況があります。そういう状況を見た場合には、集落が壊滅される。決して、去年でしたか、そういう消滅自治体が出てくるんだという話がありますが、これはもう少子高齢化もそのことに大きく手助けをするかもしれませんが、イノシシの被害もそういう問題になってきているというふうに思います。農産物への被害をゼロにするため、そして山間部の集落を守るためにも、なお一層JAとも協議をされ前向きで積極的な行動力を持った対応を期待いたします。

ところで、遊休農地、荒廃農地、耕作放棄地の面積はつかんでおられますか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 耕作放棄地、荒廃農地、それぞれいろんな状況に違いはございますが、全体で400haと認識しております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） えらい400haは、区切りの良か数字ですね。399.87ha

とかそがんとが、そがん感じじゃなく。

私がお尋ねしたのは、現状を確認して、それでどうしていくんだということが、今後の農業振興の中で、あるいは町づくりの中で必要だろうというふうに思いましたので、あえて面積をお尋ねをしました。

ところでオリーブの話ですが、現状では家の後ろといいますか、藪を、昔は農地だったけども長くそのまま放置したので、藪になっとなつた。その藪を払ってそこにオリーブを植栽されている。又ある人は、余所から返って来られて20年間ほど農地がそのまま放置されていて、もう誰もつくるものがないということですね。それで雑木林になっていたものを整備してオリーブを植えているということです。このことは先程の町長の話にもありましたように、わずかな、結果的に遊休農地を減らすんだとか耕作放棄地を減らすんだということは、わずかではあります現実的に耕作放棄地が有効利用されていると、前進は前進だろうというふうに思います。

しかし、植栽するための耕作放棄地の整備にはそれ相当の経費を必要とします。このような取り組みに、例えば行政から経費の一部を補助することはできないのか。先程町長は天草に合った、苓北に合ったオリーブの種別の選考とか、そういうことも考えておられるということです。で、苓北のオリーブが成功するかしないか試行錯誤の状況ではございますが、行政の対応次第ではオリーブ栽培農家による新たな雇用の場の創出、苓北町の特産物による6次産業化も考えられますし、まず第一に荒廃農地、遊休農地、耕作放棄地の削減につながり、先程申し上げましたように結果としてイノシシ、タヌキ等有害獣の住処の排除にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 近隣の市町村では、オリーブの植栽、そしてオリーブの支柱、そういったのに対しての助成がなされると聞いております。

それで、近隣の状況でございますが、収穫量が平成26年度計画に対して7%弱であったというような実態もございます。それと販売額も9%ぐらいであったと。資料には確かに現時点では少ないものがございますが、議員が言われるように、少しでも耕作放棄地の対策につながる、そして、家の近所の耕作放棄地を解消できる、そういった目的において、町長も申しましたとおり搾油機とか何かを設置しても良いのではないかとということで申しました。

今後とも耕作放棄地の解消に対しての単独の補助、そして県の補助もございましたので、それと、それを活用したところで、オリーブの植栽、その部分も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君、質問の途中ですが、制限時間がまいりました。

最後です。簡潔に質問をしてください。

○8番（浜口雅英君） 「天草はひとつ」ということで、しかも天草市も取り組んでおられる。それから上天草市も取り組んでおられるということです。

いろいろ町長に言わせれば、気候に問題有りなんだということだとは思いますが、天草市あたりでも十分協議をされて、どこに問題があるのか、やはり雨量が多いのか少ないのか、そういうものを十分検討をしながら耕作放棄地の削減、これはイノシシの害の削減、それから6次産業化、雇用の問題、いろんなものが一石八鳥も十鳥もあろうかというふうに思いますので、ぜひ研究を、お互い協議をしながら前向きに取り組んでください。終わります。

○議長（山本政人君） 町長、答弁ありますか。

○町長（田嶋章二君） 近隣の市町と話をしてるんですが、もう大体多収穫期に入ってるんですね、近隣の。ところが39haで2.5tしか去年は取れなかったと。そこが課題なんです。だから一緒にやるとは私は考えておりません。命題は、こういう気候風土に合ったやつがあればということでございますので、ひとつその辺のところでのご協力をお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時17分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、松本良人君。

○1番（松本良人君） 通告4番、1番議員の松本良人でございます。3点ほどご質問をいたします。

まず、第1点目でございます。

責任問題発生後の対応について、町長にお尋ねをいたします。

12月の定例会において、私は大きな間違いを起こしました。この場をお借りいたしまして、町民の皆様に深くお詫びを申し上げます。と申しますのは、議案第77号、第78号で提案のあった拠点避難地造成工事契約の変更について賛成をしたことでございます。12月議会において変更の主な理由として、精査により5,000m<sup>3</sup>の残土が発生したことにより、その残土を処理するために当初計画した計画高海拔30mを0.4m、40cmでございますが、かさ上げし、海拔30.4mにするという提案でありました。説明では、残土が出たことによる工事費の増額は無いとのことでありましたが、2



月20日、完成した拠点避難地造成地を見に行きました。当日は小雨でありましたが、その小雨の中で、当初計画高よりかさ上げされた広場は、周囲に張り巡らされました計画どおりに施工された排水溝の内側に無理やりに5,000 m<sup>3</sup>の残った土が盛り込まれて、異様という景観で官公庁が手掛けた公共工事ということに全くほど遠いものがありました。この原因は、5,000 m<sup>3</sup>発生したこと、又その残土を盛土として現地処分したことは、先の議会の折、執行部から説明がありましたが、通常、工事は設計高方線を含む計画面積を第一の設計基準として計画なされるものであります。この工事は、これまで議会でもいろいろと論議が交わされ、工事が完成となりました。当初、海拔30mと計画し、盛土の不足分を補うため土砂の代わりにACⅡを計上されました。石炭灰の加工品でございます、ACⅡは。幾度となく変更がなされてきましたが、最終的には海拔30.4mとなり、その40cmのかさ上げ分を不要であったにもかかわらず、残土を処理する目的でそれを黙認し、最終計画高を30.4mと契約の更新が行われました。ところがこの工事には、不足土が発生するという事で不足分の盛土の代わりにACⅡが計上され、既に1万8,000 m<sup>3</sup>を超えるACⅡが使用されています。単に考えれば、ACⅡ盛土が5,000 m<sup>3</sup>不要であったということでございます。設計ミスか測量ミスか、あるいは他の要因によるものかわかりませんが、不要なACⅡ盛土をあたかも必要なように処理され、多額の経費が使われています。ACⅡ盛土と型枠のアダム擁壁の費用等々、数百万円が無駄に使われました。このように、拠点避難地の造成工事においては、数々の人為的ミス等により、多額の無駄な金が投入されたのではないかと考えられます。いくら効率の良い交付税対応の起債であっても、国民の皆様が一生懸命働かれた中から納められた税金であります。この不要なACⅡ盛土は、まさに税金の無駄遣いであり、町民の方々に謝罪をし、そのペナルティは受けなければならないと思いません。これは提案者である町長の責任は当然でございますが、最後の議決機関である議会にもその責任はあると考えます。何らかのペナルティを課すべきと考えますが、このことについて、町長の見解を伺います。又、このような事例は今まであったかなかったかも同時にお尋ねします。

続きまして、2点目でございます。

富岡城復元基本計画に伴う町道内の大手門、追手門についてお尋ねをいたします。

先の12月定例議会の一般質問の答弁の中で、富岡城復元基本計画報告書の基本計画に基づき事業を進めていくという説明がありました。この事業について、「具体的計画の前に、地元説明会で意見の集約が必要では。」という質問があり、その回答は「交通安全対策等十分に配慮し、地元説明会を開催し、住民の理解とご協力をいただくよう勧めたい。又、2丁目の区民の方々には、ご理解を得た。」とのことであります。現在既に大手門の工事が進められております。富岡には国道324号線の西海岸、臨港道路

として改修された東海岸の町道富岡港線、又、富岡の中央を縦断する富岡中央線の3路線からなっており、この中でもこの富岡中央線は3路線の中でも最も重要な路線であり、住民の最も身近な道路として利用され、通学路やバス路線としても欠かせない存在です。ここ大手門の工事箇所は町道富岡中央線の路線内に含まれ、緩やかなカーブとなっており、交通安全上幅員もかなり広く確保され、多くの先人の方々のご努力やご協力により、交通安全等利便性、又、災害時の避難がスムーズに行われる等町民の熱い思いの元に拡幅改良等も重ねられ、安全安心の町重要道路として現在利用されているところでもあります。本町におきましては、地震、津波対策として億単位の金が次々と投入され、町民の安全確保に力が注がれている中で、ここ富岡中央線は避難路としても最も重要な路線でもあります。又近年、火災やガス、油類等の化学薬品によるものが多く発生する可能性があり、化学消防車やはしご車の出動も考えられるところでもあります。特にここ大手門の工事箇所は、富岡小学校に隣接している道路でもあり、児童生徒の安全確保に重要なところでございます。この大手門周辺整備工事は、第3期富岡志岐地区都市再生整備計画に基づき、大手門公園整備計画として実施されていると思われませんが、私も議員になって1年が経過しました。しかし、富岡志岐地区都市再生整備計画については、何ら説明は受けていません。聞かないから説明しないと言われるかもしれませんが、議会の承認を求める請負計画案件としても挙がっていないため、どのような計画なのかわからない状態です。この事業の全体の内容がどうなっているのか、完成後の構図等についてお伺いをいたします。

併せて、富岡城復元基本設計報告書に掲げてある追手門についても同様ご説明をひとつよろしくお願いたします。ここの路線は既に百間土手を整備する際に、町道の認定を廃止をしたとのことですが、今後どのような形で整備を計画されているかお伺いをいたします。

3点目でございます。

町管理バスが3台ありますけれども、有効活用のため機能拡充ができないものか、お尋ねをいたします。この件につきましては、再三要望をしているところでございますが、地域の方々や今後来る高齢化社会に対応できる巡回計画にほど遠いように感じます。富岡港からの高速船との連携された運行も取りざたされておりますが、町営のバスが3台あるにもかかわらず、その利用頻度にばらつきがあり、町民サイドからその利用方法等に苦情や不満があります。現在ある巡回バス1台、スクールバス2台による配車計画がスムーズに行われたならば、今以上の効率化が図られ、過疎化高齢化時代に対応できる巡回計画が図られると思います。教育委員会、企画政策課2課にて管理運営されているバスを一括管理する担当部署等を設置し、管理運営体制ができないものかお尋ねをいたします。

以上、3点についてでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1番目は、拠点避難地工事の件でございます。

拠点避難地整備工事におきまして、12月定例会の折にご提案をいたしました請負契約の変更締結についての議案で、残土が出たことをご説明いたしました。この拠点避難地造成における考え方について、改めてご説明をさせていただきます。

この拠点避難地造成に当たっては、必要な造成面積を確保するために設計業者に工夫の検討を行っていただきました。町におきましても十分検討を行った上で、最も有利な構造物と土砂、ACⅡによる盛土を組み合わせた工法を採用いたしております。又、必要な盛土量から発生土量を差し引く計算では、足りない分を購入することといたしておりました。松本議員ご指摘のように、工事残土が極力出ないような検討を行いまして設計に当たっていたところでございます。設計業者の説明では、拠点避難地南側の盛土法面部の安定に必要なACⅡの設計断面につきましては、法面の崩壊に対する抵抗、安全度を客観的に数値で表す円弧すべりに対する安定計算によりまして、経済的に安価になるように最小の安全率をもって断面を決定するという前提の下で数パターンの円弧すべりに対する安定計算を行い、ACⅡによる盛土高を決定し、ACⅡの使用量を計算したとのことでもございました。整備高を30m、ACⅡによる盛土高を22.8m、土砂圧を7.2mとした場合、安全率は平常時の1.5以上に対して1.863、地震時の1.0以上に対し1.053という最小の安全率の数値が出たことを確認しております。又、ACⅡによります盛土の高さは、円弧すべりに対する安定計算に大きく影響することから、単純にACⅡの盛土量を5,000m<sup>3</sup>差し引いてよかった。その分減らせたというものではありませんとのことでもございました。担当者に、なぜ5,000m<sup>3</sup>の残土が出たのか、その理由を検証いたさせましたが、この残土量が出たことにつきましては、横断測量を20mピッチで実施していることから、測量における精度誤差に加えまして、測量計算で使っております土量変化率の計数につきましても、地山が緻密な土質であったことから、この分の誤差も考えられるとのことでもございます。これだけの残土が出ることは、設計時点、施行時点では想定できなかった部分であったと報告がございました。盛土が完了する間際でようやく確認できたものでございますので、無駄な支出であるとまでは言えないものと認識をしております。ご理解をお願いをいたします。

今後、公共工事の設計にあたりましては、必要に応じまして測量経費は増えることとなりますが、横断測量を10mピッチで実施することとし、その精度を上げるべきであると考えているところでございます。又、設計業者、担当者ともに、更に経験を積んでいただき、より精度の高い設計対応ができるように研鑽を積んでいただきたいと思います。

おります。

又、このような事案で報酬や賃金のカットというような措置を行ったことは今までにございません。このようなことで、大きな案件で私の記憶にありますのは、坂瀬川グラウンドをつくったときに、山側部分が大きく崩れました。そのときの泥を今の上の段の奥の谷に埋めさせていただいて、広場をつくったわけですが、その他にはあまり大きなことといえば記憶がございません。

次に、富岡城復元基本計画についてでございます。富岡志岐地区都市再生整備計画につきましては、昨年の3月18日に行われました平成27年3月定例会の中での合同常任委員会現地視察調査の折、第一、第二委員会室におきまして「都市再生整備計画の現在までの進捗状況と今後の計画について」ということで、整備計画図面も提示しまして説明を行わせていただき、その後、二の丸の現場、アダム荒川公園、百間土手の現場、大手門周辺について、現地視察をいただいております。大手門の件についてのご指摘がございました。大手門の整備を進めるに当たりまして、今、ある住宅のご協力をいただきまして、先が見えて良いというご指摘でありましたが、以前は大手門の外側、いわゆる三丁目に入るところ、これは家が2件ありまして、全くブラインドでありまして直角に曲がっておりまして見えなかったんです、前はですね。今は家がなくなっているんで、ある程度見通しが開いてきたわけでございます。そういった意味で今後の大手門の整備につきましては、只今、天草警察署、消防署とも現地視察もいただき、後はご指摘を待ってるところでございます、そのご指摘の範囲内で整備を続けていきたい。当然、そこには通学路もございます。そういった意味で、まあ言わせていただければ、富岡の町というのは城下町づくりになっておりまして、直線が急にぶち当たって直角に曲がっているところがあと何カ所かもございます。そして道幅におきまして、大体溝蓋の広さを入れて5mというところが一番広いところでございます、今後大手門をつくったならば、あそこの道幅、今は大体9m弱でございますので、東側の石垣をつくった場合ですね。そこに大手門の骨格を入れますと、大体道幅が6mぐらいになります。後は、今申し上げましたように、警察署、消防署のご指摘の中で今後の実施工事に当たらせていただきたいということでございます。

又、追手門の整備計画についてのご質問でございますが、追手門、そして石垣、築地塀の整備を計画しております。ちょうど、昔からあった鈴木重成公の銅像のちょっと上側のユニバーサル道路の入り口辺りに整備をする予定でございます、石垣の整備、それと鈴木重成公像の裏とユニバーサル道路入り口付近の石垣について整備する予定でございます。最後に、築地塀を整備する予定にしているところでございます。

なお、鈴木重成公の銅像につきましては、元々代官の居宅がありました現在富岡鉄工所様の横付近の町有地に移転をする予定でございますし、この工事をした暁には、路面

板がだいぶ下がります。そういうことで、今あるガードレール等がずっと下がっていくという形になりまして、百間土手の築地塀が当たり前の高さに表現される予定でございます。

次に、巡回バスの機能拡充についてのご指摘とご質問でございました。

荅北町巡回バスは、地域住民の生活及び福祉の向上を図るための移動手段として、平成27年4月に運航を開始いたしました。現在、荅洋高校生の通学支援も兼ねた朝夕の下田便と町内を坂瀬川方面、富岡方面、都呂々方面に分けまして、役場を発着点として温泉センターを経由する便の計6便を運航をいたしております。平成27年4月から本年1月末までの利用者数は約6,000人で、1日平均20名のご利用があります。各便毎の平均利用者数は、朝の下田富岡便が1人、夕方の富岡下田便が0.4人、各地区は10時に温泉センターに到着する便で、坂瀬川方面が17.6人、富岡方面が3.8人、都呂々方面が1.5人でございます。巡回バス運行計画につきましては、昨年の広報れいほく7月号に関連記事を掲載し、8月には各区長さん方に区民の皆様からの意見要望等の集約をお願いをしております。これにより寄せられた意見要望を基に、本年度は中通区の路線追加や鶴区の折り返し箇所への延伸等の見直しを行ったところであり、新年度は町道上津深江線の路線追加で利用のない路線につきましては、運行を中止することといたしております。なお、運行計画策定にあたりましては、利用者の利便性向上を第一に考え、各地区の運行時間を配分し、一日の運行ロスが極力少なくなるよう検討をしております。今後は、現在災害復旧工事施工中のため運行できていない坂瀬川木場地区の運行再開や地区からの要望が挙がっております町道年柄線の路線追加の検討も予定しているところでございます。

スクールバスにつきましては、教育委員会にて荅北中学校の坂瀬川地区、都呂々地区生徒用の33人乗りバス2台、都呂々小学校の木場地区児童用の14人乗りバス1台を運行しておりますが、都呂々小学校スクールバスにつきましては、一般の方の利用も可能となっております。都呂々小学校スクールバスは、巡回バスの折り返し箇所であり、旧木場小学校より上の方まで回り、都呂々小学校までの区間を1日平均3便運行しており、巡回バスを乗り継いで温泉センター等も利用できる状況にあります。しかしながら、一般の利用者は1便当たり0.1人という状況でございます。巡回バスの利用者は、高齢者の方がほとんどで、決まった曜日に決まった時間、決まった路線を走ることによって混乱なく利用されております。なお、スクールバスは学校の時間帯に併せて運行することが大前提であり、朝夕の通学だけでなく昼間の時間帯も臨時的に学校外活動に使用されております。従いまして、巡回バスとスクールバスを連携したところでの定時、定路線の運航計画を組むことは、非常に困難な状況でございます。それぞれの運行形態が異なり、時間的制約と併せまして車両の大きさもあり、町内全域を網羅する巡回バスの

運行計画は、需要があれば検討して良いと考えておりますが、町におきましては高齢者等の交通対策として、タクシー乗車料金の一部を助成する苓北町在宅高齢者等移送サービス事業も実施をしております。在宅高齢者等移送サービス事業の充実と併せて巡回バスの更なる利便性向上を図り交通弱者対策に務めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

又、併せまして、やはり周知というのをもう少し徹底をすべく周知方に努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 順不同になるかと思いますが、一番簡単だと思いますので、巡回バスの件について最初に再質問させていただきます。

特にこのバスは、富岡・下田間の定期バス、これは九州産交バスの廃止に伴って、いろいろ計画もなされたんじゃないかなと思う。特にやっぱり志岐の白木尾地区の方、内田・年柄方面、都呂々全域については、深刻な問題でございまして。現段階では、富岡・下田線のバス路線の廃止による不便さは全く考慮されていない、そのように感じておりますけれども、お考えをお尋ねします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 富岡下田線のバスの代替えとしまして、苓洋高校生の通学を考えたところで運行もやっております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今、企画政策課長が申し上げました。それから町長が先程説明をされた分については、先にいろんなところでお聞きをいたしております。

ところが、やはり都呂々地区、内田年柄地区の方々は、元々あったのが廃止になったというのをそんな懸念しとらっとですよね。それから、なかったものですから、車なんかにはずっと乗とらすもんですから、もう例えば、山奥におられる方なんかは、そもそもあてにしとらん。あつてもということであれば、相当便利が良かったですけども、そこら辺が考慮してないもんですから利用が少ないんじゃないかと思えます。その、苓洋高校生のバスの通うのは見てあったということでございますけれども、地元の都呂々からの、あるいは年柄の方あたりの通行に対しては考慮してあるかということですよ。計画の中に、私が聞くのは。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 苓洋高校生、高浜方面からの通学と都呂々からの通学についても利用していただいております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それは、わかっとうですよ。

それは、通学バスにつちゅうのは、元々からそれは計画があったとはここでずっと説明があつとるじゃなかですか。それは、聞いとらんとですよ。

廃止に伴って地域の方が不便になったとか、そこら辺は考慮してあるかなかかとを聞いたとですよ。それとですよ、良かです。もうなかつたでしょう。全然入つとらんけんなはずですよ。只、今は福祉バスの通つとって便利が良かと言われるのは、今まで通つてなかった、あるいは坂瀬川・富岡・本渡線は廃止になっておりませんので、そこら辺を含めた考慮をしてあるので無理が生じるとじゃなかろうかと、私は個人的に思います。

それと、都呂々から、あるいは下田方面から本渡に行きたいと。昔は、本渡に行くとならば志岐で乗り換えて本渡にバスで行かれよつたつですよ。そういったことは考慮してありますか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） まず、年柄方面の考慮をしていないという話ですけれども、先程町長答弁にもありましたけれども、7月に広報れいほくで記事を掲載して周知を行い、その後に町内51区、区長さん方に現在の運行状況に関するご意見、ご要望をお尋ねして、一部ご要望に応える形で変更をしているところでございます。

それから、出発地、終点は役場でございます。本渡に行かれる方は、従来議員がおつしゃつたように志岐で乗り換えでした。で、役場の前に来ますので、こちらからの乗り換えということで利用していただければ可能かと思えます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 何かしっくりいかんとですけれども、今後は、この高齢化社会は避けて通れない問題だと思うとですよ。

最近、あちこちで高齢者の交通事故、あるいは認知症の方を含めた事故が頻繁に発生して世間でも問題化されております。苓北町では、特に過疎化が進んで高齢者の社会の中で車の運転というのは欠くことのできないものですが、安心して車や免許証を手放すことができない。「もう車もよかやっかな、もうやめやっか。」あるいは「もう免許証あげろな。」と言ってもなかなかやっぱり不便さがあるもんですからそれができない、今の状態なんですよ。安心して安全の町を目指す苓北町としては、ぜひとも、巡回バスの利用しやすい形態の拡充をお願いしたいんですよ。ところが、私も都呂々の大河内に住んるとるわけですが、青バスが通り、中学校が通り、小学校が通り、あんまり時間置かん間に2台も3台も通つとですよ。時間帯によって。それを上手に都呂々中学校の空き部屋あたりにちょっと待っていただいて、木場登りにするとか、あそこに寄っていただいて小学生を乗せて行くとか中学生を乗せて行くとか、そういうことを集合的にできな

いもんだろうかなと。教育委員会の車と青バスの運行時間に、運行形態に相当やっばりアンバランスが出てもったいない。今はもうCO2の問題とか、あるいは経費の問題とかいっぱい、油の利用状況とか何かがいっぱいあるわけですが、そこら辺は全然考慮をされなくて、「ああ、お前たちはお前たちでせろ。学校は学校ですから。」というような形態がとれてるんじゃないかなということ、お尋ねしたわけです。それで一括して管理して、そして上手な配車はできんかということをお尋ねしたわけですよ。

そうした場合は、相当利便性が良くて交通に便利になって、いつでも「もうそろそろ車はやめやっか。もう危なかけん。」ということであれば気軽に止めていかれるような社会はつくれんものかということをお尋ねをしたわけですよ。

そこら辺、今後とも検討はしてください。答弁いらんです。もうお願いします。そればしてください。してなかつですから。全然そこら辺は、してなかつですからですね。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 先程の町長の答弁にもありましたけども、スクールバスは、学校の始業時間に合わせてやっております。それで、中学校と小学校、当然始業時間が違いますので、その辺で時間のずれはちょっと出てくると思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すいません、ちょっと私時間が足らんものですからですね。余分な答弁はせんちゃよかです。

それでは、第1点目の責任問題発生後の対応について、再質問をさせていただきます。只今の答弁の中で、設計業者や担当者説明では過失はなかったというふうな答弁の内容であったと思います。工事に関して、今まで色んな角度から度重なる議会や委員会の中で説明を受けてきました。中には到底理解できないような答弁もあったかと思いませんけども、それなりに説明もありました。今回の説明では、そういったことは抜きにして設計高30mが30.4m、残土が5,000m<sup>3</sup>になったことは紛れもない事実ですよ。その責任は、相当重いと思いませんか。数百万円という、もしかしたら精査をすると千万単位の血税が無造作に使われたことに対して、私は、町長は無駄な支出ではないと、理解をお願いするということでございましたけれども、本当に町長そうお考えですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 設計の段階で出した金額と色んな材料を使った場合で間違いなくできるということが4～50cm高くなったわけですね。で、使った泥の量が多いんで、この誤差については範囲内だと私は聞いておりますので、その点については今説明したとおりでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。



○1番（松本良人君） 私はここに来て、こういったことは言いたくないんですけどもですね。

先程町長の答弁では、5,000 m<sup>3</sup>の残土が発生した理由としては横断測量を20 mピッチに行ったことによるものだと回答されたと記憶しております。測点は多い方がよいとは思いますが、しかしながら、測点が少なくても通常は請負業者と現場代理人と発注者の町の工事監督員との間でいろんな件について協議をする機会、できるようなことになっておるわけなんですね。特に、工事着手時においては遣方検査等が義務付けられて、測点や中間点等において急激な断面の変化があった場合には、プラスチック等を設置して数量に増減ができないような対応をしなければいけないことになるとるんですよ。例え測点が少なくても、影響は出ないものと思われまます。

又、さっきの説明の中で土量が増減率によって残土が増加したのではないかとというようなこともおっしゃられましたけれども、この土質で係数が多くなるということは、しっかりした土だと思われるんですね。軟岩等の地盤が強固なところのやつを掘った場合は、量が、立米が多くなると考えられるわけですが、このときから考えますと、円弧すべり計算に大きく左右される形跡が大ではなかろうかと。円弧すべりに対する安定計算そのものに、私としては疑義が生じてまいっております。

又、5,000 m<sup>3</sup>の残土は決して少ない土量ではありません。設計業者から円弧すべりに対する安定計算に影響があるから単純にACⅡの盛土量を減らせというものではないというようなことがあったということでございますけれども、そこまで円弧すべりに対する安定計算が入念に行われているものであれば、5,000 m<sup>3</sup>の残土、これはトン数にすれば1万数千tになるかと思えます。それだけ円弧すべりがギリギリのところ荷重をかけて、重量をかけて良いのだろうかということをも必然的に考えにやいかん問題だと思えますよ。設計業者から、円弧すべりに対する計算につきましては、前も私この議会の中で、遊水池の建設工事の議論の中でも、この円弧すべりという言葉が出てまいりましたけれども、いずれにしても我々は、そういった専門用語には詳しくありませんので、それで一時納得するわけですが、どうしても一貫性がないように考えます。

これについては再調査を希望しますので、これは要望ですが、よろしくご検討願いたい。

この町長の答弁について見解を述べましたが、数々の人為的ミス等によるものと思えますけれども、町長、まだ人為的なミスではなくて突発的な事故とお思いですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は、技術的に私より長けた課員からの報告でございますので、これを信じて回答をいたしました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すいません、何回もですね。

実は、私は専門職の養成について、数年前から監査委員さんからも、そして議会や委員会においても幾度となく養成は必要ではないかと技術員の養成なんか必要じゃないかということ監査委員さんからもお願いして、我々議会のほうからもお願いがあったと思います。

それともう1つ、私も先の定例会の一般質問においても、工事請負、設計委託等の外部発注には様々な業種がありますが、本町においてはどのように内容チェック、監督、検査が行われているかというお尋ねをしました。又、工事監督の件についても、町と担当者、施工業者と定期的に工程会議をしている旨の回答もありました。この件について、町長の任命責任、これは人事の関係の担当課にお尋ねをいたしますけれども、この再三議会等において、あるいは監査の中から技術者の養成等はどうですか、しなさい、しなさいということで、お願いがあつとつとですけども、これについてはいろんな角度から検討されたり、あるいはそういった要請等はされましたか、お尋ねをします。

人事担当の課でお願いします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） その件につきましては、松本議員のおっしゃるとおり議会の中でも、又、監査委員の方々からのご意見の中でもそういうご意見をお伺いしておりますので、専門的なそういった技術的な職種、そういった部分につきましては研修等を重ね、更に職員が研鑽を進めていくような形で計画をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私は、今んとは早口でちょっとわからんやっただですが、しんまいの部分は。

したか、せんとかですたい。そういったことをなされましたかと。研修会とかあるいは技術者の養成、あるいは人事配置も専門職のそういった配置あたりもして、その先、前々からずっと議会でも監査委員さんからも要望があつたとおりを常に満たしてこられましたかというようなことを言うたつですよ。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 専門的な研修につきましては、今年度も建築技術センター等に派遣をいたしまして職員のほうは研修を重ねております。又、人事に関しましても、これまでもですけども、平成28年度以降も先程も言いましたように専門的な職員の養成へ向けた人事配置を行ってまいります。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 「まいります。」じゃのうして、私は「そういったことをやってきました。」というのかなて、あるいは「いや、今までしてきませんでした。」と2

本どっちかをお聞きしたつもりでおるわけですが。まあ、いいです。

仮に、これは速やかにその任命責任において、もう4年ぐらい前、5年ぐらい前からいろいろ言われてきたことを履行していただければ、中で、今回のミスがあったとすれば、意図的なミスじゃなかったかなと思うわけですね。しかしながら、これがそういったことは、今まで指摘はあったけれども「今までしとりませんでした。」と、「今年からします。」ということであれば、やはりまだ技術者の方がおらんじゃったばいなということで、人為的なミスになろうかと思えますけれども、そこら辺をお尋ねしたつもりでございますけれども、そこら辺の明確な回答はございませんが、まあいいです。時間がございませんので。

これは数百万円という、ひょっとしたら数百万円になるんじゃないかと。もしかしたら精査をするとそれ以上の血税が無造作に使われたのは事実ですよ。どうのこうのじゃなくて。それは只単に、私たちのここら辺では100万円、200万円というのは、鉛筆の芯をなでればすぐできますけれども、個人の方が血税の中から5万円所得税あるいは町民税、3万円所得税とか町民税とかというのをずっと寄せ集めたのが、この金なんですよ。そこら辺は、しっかりと受け止めていただきたい。大きな事業でございます。これは起債によって事業がなされたということでございますので、財務局の会計監査等もあろうかと思えます。又、町の会計監査もありますが、提案した町長、それを了承した私たち議会は、無駄な支出である、又そうとまでは言えない理解をお願いする町民の方々にご納得を本当にできるのですかね、こういったことを。こういった形でやられますか、納得いくように説明を。今の現場を見られて、あの、まな板の上に薄い天ぷらが乗っておるような形なんですよ、今見に行けば。今後またいろいろ先の話であれに芝を張るとかいう意見が出ましたけれども、あのままで張れるのか張れないのか、又論議を呼ぶとは思いますが。

本当に再度お尋ねします。本当にこれは町民の方々にはすまなかったと、私も含めて、私は最初にすみませんでしたと断りました。本当にありませんか、謝罪することはありませんか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この工事の当たった土木管理課、今役場で考えられる技術的には一番素晴らしい課長も充てております。私は信じております。

それと併せて目的である仮設住宅用地として120数戸予定をしている広さを考えておりました。今回、十分それが当てはまることになっております。

で、確かにもうちょっとせっかくしたなら広かほうが良かということでもありますので、この件については、今後研究が必要だと、なるべく役場のお金ではないような形で、今後やる芝張り工事もございますので、そういうことも組み合わせながら、なるべく広

い面積が取れるようにしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 最後です。この問題については最後ですね。

先程事例はないということでしたけれども。

○町長（田嶋章二君） 事例は、あったと言ったじゃないですか。

崩れた事例はね、設計の。

○1番（松本良人君） いや、私はそういった間違った事例はなかかなということ。

私はまだ1年しかありませんので、多くは知りません。まあ噂で聞くわけですが。

例えば、特許権の問題で多額の損害賠償金を支払われているとか。この件については1回、堆肥センターで失敗しとつとですよ。もう2回目です。そういったことがありますのでね。やっぱりなかったとおっしゃりましたけれども、やっぱりそこら辺はぜひ気を付けて、謝るところは謝って、そして事故がないような対応を取っていただきたい、そう思います。よろしくお願いします。

それから、最後でございます。富岡城復元計画地に伴う大手門、追手門についてでございますけれども、大手門、追手門ともに今よりも通行しにくくなる整備は問題だと思っております。曲がっている道路はより通行しやすいように直線に整備し、見通しの悪い道路は、より見通しが良くなるように整備を行うものが道路としての機能が発揮できる最大の使命と思っております。多額の税金を投入して町民方々が今よりも不便になったり、危険になる恐れがある事業はすべきではない。もしそのような危険が起こる恐れのある事業を実施する場合は、富岡二丁目、三丁目地区だけの問題ではないと思えます。又、この問題については、富岡地区だけの問題でもなく、苓北町全体の問題になると思えます。全体的な計画を今後どのようにして私たち議会を含め、町民の皆さんに周知され、理解を深めていくのかをお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 富岡の町は、歴史的な景観づくりを目指して今やっているところでございます。

そのようなところで、ブラインドになるところがあるということになれば、何カ所も家を潰して、あと何カ所かやらなければならなくなりますし、今回の大手門の周辺の公園工事でご協力いただいて先が見えるようにむしろなっているんですね。後はその大手門にできる道が石垣のために先が見えなくなるのは一部事実でございますので、そこを警察のご指導、消防署との相談の中でどう解決していくかということで、先程もご答弁いたしましたように、警察の指導、そして消防署とのご相談の中でのご指導、これにあわせた中で、なるべく歴史的に忠実にやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君、残りわずかとなりました。合理的な質問をどうぞ。

○1番（松本良人君） はい、あと5分です。

それでは、大手門と追手門の総額は、総事業費はいくらになりますか教えていただけますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 大手門の総事業費は2億1,150万円を予定しております。追手門は1億2,000万円を予定しております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ありがとうございます。それでは、これは企画課長と申すけれども、その総事業費の財源はどうなりますかね。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 国費が40%、起債と一般財源でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 一般財源は、そのときの状況でかなりの一般財源だと思いますけれども、足りるのですかね。それとも基金あたりを取り崩してそれを使われる予定なんでしょうか。

もし、基金を使われるなら、この基金の状況、10年ぐらいでどのくらい目減りをしているか、あるいは増えてるか、横並びになっているか、そこら辺を教えてくださいと思います。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 第3期、平成28年度から平成32年度ですけども、事業費が4億6,850万円ですね。で、国費が1億8,740万円です。

○町長（田嶋章二君） 財源がいくらか、そして一般財源がいくらか、基金ばそのうちどがしこ使うのか。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 多分急に言うたっちゃわからんと思いますが、後で委員会あたりんときに教えていただきたいと思います。

それで、入込数はどのくらいか、そこら辺もわからんとでしよう、観光客の入込数。

○議長（山本政人君） わかります。

○1番（松本良人君） 調べてください。ついでに、時間がありませんので。

企画政策課長にお伺いしますが、今後の町づくりの観点から今後の町の財政事情や人口減少、高齢化を考慮して、本当にここに骨を埋める人間として、そこに何億円の金を使う、そして基金あたりももっと取り崩しがあるかもしれん。本当に、本当に今後茶北町が人口が少なくなる、過疎も進んでいくとなるとすれば、本当にこの事業は必要だと

思いますか、企画政策課長。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 必要な事業は、財源を確保しながらやっていくという考え方でございます。

○議長（山本政人君） 本当にもう最後となりました。松本君。

○1番（松本良人君） 必要であるかということを知りたいのですが。

それではついでに、土木管理課長にお伺いをします。この大手門のところはクランク状に改修されるというようなことではございますが、通行が不自由になる、あるいは、なんか門のように屋根がかかるというようなことではございますね。そういったことで、ここでそれぞれ、これは大手門も追手門もそうだと思いますけれども、多額の税金が使われますが、町道を変えてもこの事業をせんばならん。そしてゆくゆくは町の活性化に本当につながる。もし事故が、まあ多分あんまり起こらなろうと。町の、町道の管理上、町道の管理上として、土木管理課長として、そこは本当にそれで良いのかという見解を教えてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長、もう課長が最後の答弁となります。どうぞ。

○土木管理課長（山口仁人君） 今、松本議員からのお尋ねでございますが、道路を管理する担当課長ということでは、私の1個人の意見になるかと思いますが、意見を述べさせていただきます。

確かに議員ご指摘のように道路で事故が起こりますと、道路管理者であります、まあひいて町長になるわけですが、当然担当課におきましても責任を問われるということはあるかというふうに思います。ただし、今回事業として進めてまいります分は、道路を改良するというのではなくて歴史的遺構を構築するという事業でございます。そういう中で、事業の実施に関しましては、最終的な判断は議会で議員の皆様方の理解が得られるかどうかということになります。たとえば景観が悪くなって安全を確保するという意味合いでガードレール、若しくはカーブミラー、石垣への衝突を防止するような反射施設等々は、最低限やはり整備は必要だというふうに考えております。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君、先程から何回もそう言ってきました。ですね。

平等性を保つためにも、どうしますか。

これで、松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、廣田幸英君。

○2番（廣田幸英君） 通告5番、2番議員の廣田でございます。

昨年に続きまして、町道多田羅線から入らせていただきます。

町道多田羅線の入り口付近の土地提供の話がありましてから、早1年になろうとしています。登記等の事務手続きが済み次第、整備に取り掛かりたいというお話だったと記

憶しておりますが、まだ具体的な話は聞いておりませんが、事務手続き等が遅れているのか、それとも、昨年6月のゲリラ豪雨の被害がひどく、方々の災害復旧に時間が費やされているのかお尋ねいたします。

又、6月のゲリラ豪雨の折には道下の家に土砂とともに排水が流れ込むというようなことがございました。排水溝の点検等も含めていただきたいとこのように思っております。

次に、大師山周回道路及び避難場所整備について昨年12月に開催されました地元区長会との懇談会の席上、地元の要望事項の1つとして要望された折、前向きな発言があったと覚えています。その後の実行計画等進んでいればお教え願いたいと思います。

3番目に、坂瀬川公民館を移転した後の建物等の利用計画について、現在でも四半的弓道の練習等、地域住民の皆さんたちの非常に利用が多いと聞いております。しかし、本格的に公民館機能が旧坂瀬川中学校に移転しますと、管理あるいは清掃等どうなりますか。浦区、松原区の避難場所として利用したいというお話を伺っておりますけれども、耐震等はどうか、お尋ねいたします。

次に、坂瀬川グラウンドの利用状況についてお尋ねいたします。

天然芝の美しいグラウンドですが、現在も冬芝が青々としております。現在、非常に利用が多いとききました。平成26年度と平成27年度の利用者の数を教えていただきましたけれども、平成26年度昼間、夜間利用で2万6,337名、平成27年度、これはまだ2月、3月の集計ができておりませんでしたので、減っておりますけれども1万6,586名、これには、10月には利用者ゼロとなっております。この件についても教えていただきたいと思っておりますけれども、数字は間違っていないでしょうか。

それと都呂々グラウンドについては、いつも老人会等の皆さんが利用をされていると、私が行くときには必ず利用をされております。これも本当、良いことだと思いますので、もしわかれば年間の利用の人数等を教えていただければと思います。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず町道多田羅線の入り口の整備についてでございます。この件につきましては、県道沿いにごございましたので、県と打ち合わせをしまして、なるべく県のご負担も合わせた中で、九州電力、NTTと打ち合わせた中で町の持ち出しが極力ないような形で最初は話を進めておりました。それで時間がかかりましたが、結局はこれは町道敷の中にあって今回移動するのも町道敷なので、やはり町が矢面に立ってくれということに県からの結論が出てまいりまして、そういうことの中で今現在、電柱、これが非常に重要な電柱路線だそうございまして、いろんなあれが込み合っております。必要な路線なん

で、これについては、九州電力、NTTと苓北町で折半という話が出てきておりました、電柱移設に必要な費用として総額で220万円、これは概算額でございますが、この内の半分を苓北町が負担しなければならないとのことでございます。高額な移転費用になることから、まだ協議を続けているところでございます。工事の費用につきましては、それと併せまして概算で250万円を見込んでおりますが、電柱移設の負担が少しでも小さくなるよう今後更に交渉をいたしまして、この協議が終了しました時点で確実な費用を予算に計上し、整備工事に着手したいと考えているところでございますので、もう少し詰め的时间をいただきたいと思いますと考えております。

次に、大師山道路の件でございます。ご指摘のあったように、昨年坂瀬川地区の区長会との懇談会の折に一番大きな課題なんだということで、区長会長さんはじめ、区長さん方が申し上げられまして、私も以前からこの道路は周回道路として、あるいは避難道路として必要ではないかという考えでございました。そういう考え方の中で、当初の概算をしていたわけでございます。その概算設計では、幅が5mの道路として整備する場合で約8,000万円強の工事費がかかるとのことございました。財源等を含め検討することといたしておりました。そこでこれを実現するのに、もうちょっとこの5m幅は必要ないんじゃないかということで、3m道路とした場合、どの程度の事業費がかかるのか、土木管理課に要請しました。もちろんこれは、行き交う場合のスポットも設けてということでございますが、概算をお願いをしたところでございます。ところが、これを地域の方々から、昨年6月の豪雨災害が発生した際の状況から判断すれば、ここに新たな道路を整備する、それをした場合、この前の6月以上に急激な出水が予想されると、これにより二次的災害の発生が心配されるので、慎重な対応をしていただきたいという申し出がありました。これは区長さんが申し出られたわけではなくて、区民の方からの意見でありました。新たな道路を整備することに伴いまして、排水路等の構造物を整備しますので、流水の速度が速くなることはもちろんでございます。地下への浸透も減ることも考えられることから、同じ量の雨でも出水がより早くなります。又、水量も増えると考えられることから、どのような対応が必要なのか等、十分な検討が必要になります。指示をしておりました概算設計の見直しの成果が上がってきておりますが、幅を3mの道路として従来の工法で整備を行う場合、工事費が約7,000万円、工事のための詳細設計に400万円、用地取得の費用、登記のための分筆費用と用地費代が約600万円程度かかる見込みでございます。これに先程申し上げましたように、地元で心配をなさっております二次的災害を防ぐために、只今考えております小規模な排水調整池、更に町道排水路の改修等の対策を講じた場合には、この費用が約1,600万円程度必要になる見込みでございます。概算ではございますが、只今申し上げました費用の合計、総事業費は9,600万円程度になる見込みでございます。ここに新たな道路



をつくることで心配されます二次的災害への対応策等につきましては、改めて松原区にお住いの皆様方のご意見もお伺いをし、了解をいただく必要があると只今のところ考えております。

このようなことから当然用地買収も含まれてきますが、可能性もですね。このようなことから、現在の大師山に通ずる道路計画の妥当性、安全性、経済性等を含めて更に検討をする必要があると考えているところでございます。又、併せまして天真寺側からの道路を拡幅して対応したほうが良いのかも含めて、今後更に地元の皆様方のご意見もお聞きした上で、その結果も、又、区長会ともご相談して一番良い方法を選択していきたいと考えているところでございます。

次に、坂瀬川公民館の建物の件、そして坂瀬川グラウンドの件につきましては、教育長からの答弁が妥当だということでございますので、教育長から答弁をいただきます。

どうぞよろしくおねがいします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 只今の廣田議員の質問に残り2点答えさせていただきます。

まず、坂瀬川公民館機能移転後の坂瀬川公民館の建物等の利用計画についてですが、平成26年度に実施した耐震診断によりますと、避難所としての利用はできないとの耐震結果が出ております。今後公民館機能の移転に併せ、苓北町公有財産利活用検討委員会において耐震診断の結果を踏まえて建物管理等も含めた利用計画の検討をしていきたいと考えております。

次に、坂瀬川グラウンド等の利用状況についてですが、坂瀬川グラウンドの平成26年度の利用実績は、昼夜併せて延べ2万6,337人の方が利用されております。なお、平成28年1月までの利用実績は延べ1万6,591人となっております。平成26年度から平成27年度のほうが減っておりますが、平成27年度9月、10月は芝生保護のため使用しておりません。主な利用団体は、クラブ苓北、苓北町グランドゴルフ協会、苓北町サッカー協会等です。

都呂々公民館グラウンドの平成26年度の利用実績は、延べ1万4,410人の方が利用されております。平成27年度、平成28年1月までの利用実績は、延べ1万2,040人となっております。主な利用団体は、都呂々老人クラブ、JAれいほく年金友の会等です。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） まず1番目の町道多田羅線の入り口付近の整備ということで、只今詳しく説明がございましたので、整備されるまで待ちたいと思います。

2番目の大師山周回道路につきましては、私も地域住民の人から「あそこはこれ以上

触ったら、ますます大雨のときには崩れはしないですか。」という言葉を聞いておりましたので、あえて本日伺ったわけでございます。しかし、大師山の整備については、ぜひ早急にしていただきたい。道路につきましては、もう確かに浦区側からは無理ではないかと思えますけれども、中区側、天真寺側からのほうの道路を少しでも広くしていただいて、大師山公園の整備はしていただきたいとこのように思っております。それについてはいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、これは避難道路としてやらせていただきたいと思っております。というのは、避難道路としてやる場合は、緊急減災防災対策債を使えますので、噂によれば来年度で終わるんじゃないかと、ですから急ぎたいと思っております。やっぱり地域の方々がある程度納得をなさった中でその避難路ができればありがたいなと思っております。だから、結論を得る場合には、区長会、そして地域の松原の方々とよくご意見を聞いた中で進めていきたいと考えております。

だから、どちらになるかわかりませんが、起債がそういうことの中でどうなるかわかりませんが、もし平成28年度内で終わった場合のことを考えれば、なるべく早く結論を出して、その対策債で当たらせていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 松原区も浦区も小路区も川向区の一部も海拔が非常に低いところでございますので、その点よろしく願いをいたします。

次に、公民館の機能についてですけれども、やはり耐震は認められないということでございます。しかし、このままでは、今、四半的弓道、又、習い事とかいろいろ利用があっているみたいでございますけれども、この人たちの利用はどうなりますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 現在の公民館の機能は全て、今度、旧坂瀬川中学校に移転しますので、そちらを利用していただくという形になろうかと思えます。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） そういう四半的弓道とかできますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 四半的等をできるように改修する計画でおります。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 私も安心しとります。よろしく申し上げます。

グラウンドの利用状況につきまして、先程数字的には間違っていなかったみたいですが、9月と10月が芝の養生期間ということで利用がない月と少ない月があったということですが、この月にちょっとした行き違いがあったと聞いておりますけれど

も、課長、把握しておられますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 夏芝の管理がとといいますか、傷みまして、その養生と冬芝の今度は養生で、この平成27年度は、去年はちょっと長い期間、養生期間をとらせていただきましたので、利用者の皆様には迷惑かけたと思います。

今後は、管理をしっかりしまして養生期間を短く、利用者の便宜を図っていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 廣田君。

○2番（廣田幸英君） 管理者の人も一所懸命立派なグラウンドに仕上げようと努力をされているところは分かりますけれども、利用をされる方々の側に立って私たちは応援をしたいと思っておりますので、今、相当皆さん一所懸命ウォーキングやらグラウンドゴルフやら利用されているみたいでございます。健康長寿の町ということで坂瀬川グラウンドは、スタートするときには相当な問題がありましたけれども、できてから30年ぐらいになりますかね。あんな立派な施設になって、町民の方々が喜んで利用する施設となりました。これからも教育委員会が間に入って、管理者と利用者の間に入って利用していただければと思っておりますので、管理、監視よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（山本政人君） これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで14時50分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時35分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

一般質問を続けます。通告6番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告6番、6番議員の石田みどりでございます。

3つの質問を予定いたしておりますので、質問をさせていただきます。

まずはじめに、介護保険の問題でございまして、介護保険の改悪で要支援1と要支援2が介護給付から外されて地域支援事業に移行されますが、苓北町はどのようにされているのかお尋ねをいたします。

医療介護総合法案が2014年6月に全野党が反対する中、自民党、公明党の与党が賛成をして数の力で成立をいたしました。その法案で、要支援1と要支援2の訪問介護と通所介護を保険給付から外して、市町村が主体で行う地域支援事業、新総合事業といいますが、これに2017年度までに移行するとしています。これによりますと、

特別養護老人ホームの入所を原則要介護3以上に限定をする、要介護施設の部屋代や食事代を国が補助していた補助・補食給付を縮小する、利用料の所得制限を設けて所得160万円以上の人の利用料を今までの1割から2割に引き上げる。これはもう2015年4月、2015年8月というふうには実施をされております、等です。新総合事業に移行しているところでは、いろいろと問題も出てきています。

例えば、脳こうそくで半身麻痺、見守りや介助がないと歩けない要支援の人で、今までは週に2回のデイサービスと週1回の訪問介護を利用して、それが唯一の社会参加だったのが、新総合事業で自治体が民間に委託をして行っている健康教室へ週に1回、それもたったの1時間半だけになった上に入浴も自宅でしなければならないということで、家族介護となって家族への介護負担が重くなってきています。又、歩行等の身体機能が悪化をしてきているという報告もされています。軽度の人で専門的ケアが受けられなくなり重度化が進んでいくことで、そうなる保険給付も増加をするということになります。

家族が介護疲れから殺人に至る事件も警察庁が統計を取り始めた2007年から2014年の間、未遂も含めて373件起きています。年平均46件、8日に1件の割合です。介護を苦にした自殺や無理心中は同じ8年間で2,272人にもなります。家族の介護のために仕事を辞める介護離職は、年に10万人。企業活動の妨げにもなっております。安倍首相は介護離職ゼロを大きく打ち出しましたが、軽度者を介護給付から外し、地域支援や家族介護に委ねるというやり方は、介護離職ゼロというのは絵に描いた餅でしかないというふうに思います。まるで逆行すると言えないと思います。

医療介護法案の国会審議では、強制的なサービス取り上げはしない。生活上の支障が改善されて本人の同意を得て移行すると、厚労省の老健局長が断言をしたにもかかわらず、改善や同意もなく卒業という形で介護が打ち切られている実態が全国でもでております。新総合事業では、基準緩和サービスで人員基準の緩和、無資格者やボランティアも人員基準として認めるとか、運営基準の緩和では、提供拒否もできる等、軽度者への切捨てが公然と行われるようになっていきます。全国では、要支援1と要支援2の人が170万人いるというふうにいわれています。荅北町では、要支援1と要支援2の人は何人いらっしゃるのでしょうか。お尋ねをいたします。

又、町として、この介護給付から外される要支援1と要支援2の人たちを地域支援事業としてやるということがございますけども、どのような支援をされるのかお尋ねをいたします。

2つ目でございます。国保の広域化についてです。

政府は、市町村が運営する国民健康保険を都道府県単位に広域化することを打ち出しました。昨年の6月議会でも私は質問をいたしました。そのとき町長は県に問い合わせ

せてもまだ率や金額ははっきりしたことはわからないとの答弁でございました。又、平成27年度から保険者支援金1,700億円の国保を投入することで、保険税が大幅に上昇することはないとも答弁をいただきました。2015年から保険者支援金として1,700億円が、毎年投入されることになりました。2015年度予算は1,664億円です。国は、2015年、昨年12月に交付額の概算の通知と3分の2に当たる額を交付していますが、苓北町には国庫よりどれだけの支援金が交付されたのか教えていただきたいと思います。厚労省は、被保険者1人当たり5,000円の財政改善効果だとしておりますが、苓北町では、被保険者1人当たりどれくらいの金額になるのでしょうか、お尋ねをいたします。

2015年度の保険者支援金の活用を前提とした保険税の引き下げが全国で広がりましたが、苓北町では保険税の引き下げはできないのでしょうか。この点もお尋ねをいたします。

3つ目でございます。町指定の避難所の耐震化とそれに併設されている防災備蓄倉庫について質問をいたします。

町が指定をしている学校や公民館等の避難所の耐震化は進んでいるのでしょうか。

学校はもちろん済んでいるとは思いますが、公民館や集会所はどうなのでしょう。都呂々公民館は耐震化していないのではないかと町民からの心配の声も出ております。又、都呂々公民館は何カ所か雨漏りもしていましたが、修理は終わったのでしょうか。又、ひび割れや黒ずみも見受けられますが、これはどうにかならないのでしょうか。避難所には、防災備蓄倉庫が併設されておりますが、その備蓄倉庫というのは、何カ所あってどのようなものが備蓄されているか、お尋ねをいたします。

町民の方から何がどれくらい備蓄してあるのかという声も聞こえてきました。備蓄物の種類やどのような状況のときにそれを使用するのかということ、広報等でも町民にPRできないものか、お尋ねいたします。

以上、3点についてお尋ねをいたします。町長、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、介護保険の問題でございます。その前に、国は消費税を来年4月から上げると言っておられますが、最近ちょっと雲行きが怪しくなったか良くなったか分かりませんが、来年4月上げるのが妥当かどうかよく検討してみるとというような発言も出てきております。しかし、いずれにしろ消費税はいつかは上がると思いますので、もし消費税を上げるといふことであれば、最初からのお約束どおり、ぜひ社会保障費に全部回してもらいたい、そういう思いでございます。

どうしてかという、この数年ですけど、毎年毎年、社会保障費が増えてくるんですよ。で、結局、国と県と町の負担割合というのはほとんど変わらないわけですから、増えてくれば町の出し分というのが増えてくる。そして、おまけに他の事業と違って起債がないんですね。だから、現金で全部出さんといかんとですね。で、どんどん、どんどん増えてくるんで非常に困ってます。だから、消費税をもし上げられるのであれば、これを全部社会保障費に回していただいて、自治体の負担分を、その財政力によって軽減していただきたいと、そういうふうな思いでございますので、これは関連がありますので、あえて言わせていただきました。今後、又、県や国にお願いをしていかなければならないと考えているところでございます。

介護保険制度の改訂に伴う要支援1と要支援2に関しての石田議員の質問に答えさせていただきます。

1月末現在の苓北町の人口は7,671人、65歳以上の高齢者は2,821人、高齢化率は36.77%となっております。この内、介護認定者は466人、認定率は16.73%となっております。又、介護認定者の内、お尋ねの要支援1は55名、要支援2は60名、合計で115名となっております。要支援に認定されますと、介護予防サービスを利用することとなりますが、要支援認定者の内、このサービスを利用している方は1月末現在で合わせて83名となっております。利用されておられるサービスの主なものは、通所リハビリテーション、訪問介護、福祉用具貸与等となっております。

介護サービスから外される要支援1と要支援2の方が利用される通所介護や訪問介護に対する町の対策についてでございますが、苓北町といたしましては、平成29年度末までに、介護予防、日常生活支援総合事業に着手する必要があります。この総合事業は、町主体で行う地域支援事業の1つとして高齢者の方々を対象に、その人の状態や必要性にあわせた様々なサービス等を提供する事業になります。

総合事業では、要支援1、要支援2に認定された方や生活機能の低下がみられる人たちが利用できる介護予防生活支援サービス事業と65歳以上の全ての方が利用できる一般予防事業を行い、介護予防と日常生活の自立の支援を行います。

要支援1、要支援2の認定を受けられた方々は、介護支援専門員が介護予防サービスや介護予防生活支援サービス事業を受けるための介護支援計画書を作成します。介護予防サービスを利用される方は介護保険へ、介護予防生活支援サービスを利用される方は介護予防日常生活総合支援事業へと分かれて支援を受けることになります。

総合事業につきましては、サービスの内容や費用、開始時期を近隣の自治体との調整も必要ということで、天草市、上天草市と情報交換のための研修を定期的で開催し準備を行っているところでございます。

事業実施に向けたスケジュールからいきますと、この事業を開始するにあたり協議会

の設置が義務付けられております。芥北町におきましては、介護保険運営協議会にこの機能を持っていただき、そして責任を果たしていただきたいと考えております。

又、公的サービスだけでは賅えないインフォーマルサービス、これは社会的資源と何か訳すそうでございますが、の、発掘整備と高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネイト機能を果たすものとして、新年度予算案にも提案させていただいております、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護が必要になっても安心して生活できるような体制を整備することにしております。

次に、国保の問題でございます。国から保険者支援金を国保税の引き下げに使えないかということ、その前に広域化の問題のことがありました。最近情報がどんどん具体的になってきておりますが、まあ強いて言えば保険料とかは我々で決められるんです。決められますが、給付費は広域連合から請求してきます。ですから、保険料が給付費よりも多かった場合は、これは追加の町の出費はないと。保険料より給付費の請求が多かった場合は、これは町から広域連合に支払いをしなければならないということでございますので、やはりそのことについて保険料を決めるに当たっては、慎重な議論が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

さて、保険者支援金の国保税への引き下げに使えないかということでございます。

保険料の保険者支援金は、低所得者対策の強化のため保険料の軽減対象となる低所得者数に応じて交付されますが、今年度から国が1,700億円を投入し、その支援率が拡大をされました。低所得者数に支援率をかけて算出された保険者支援金を国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を出し合って国保特別会計へ繰り出すものでございます。

平成27年度の保険者支援金は、国庫負担金が815万8,000円、県負担金と町の負担分がそれぞれ407万9,000円、合計で1,631万7,000円となり、国庫及び県負担金を一般会計で受け入れ、町の負担分を加えて国保特別会計へ繰り出すこととなります。昨年度と比べまして全体で943万1,000円の増額となっております。議員ご質問の保険者支援金を一般会計から繰入削減に使わずに国保税の引き下げに使うようにできないかということでございますが、保険者支援金が増えた分、町一般会計からの繰出金もその支援金に増やしております、確かに国保特別会計は保険者支援金が増えたことにより助かっております。助かっておりますが、国保財源にそこで余裕ができたというわけではありませんで、支援体制にそのままこれは応援をするわけでございますので、なかなかそのところが余裕が出ないという中で保険税を引き下げる状況にはなっていないということでございます。

国保特別会計の財政状況を見てもみますと、毎年平均で2,000万円ほどの財政調整

基金の取り崩しをしまして、国保特別会計へ繰り入れております。現在まで、保険税を据え置いておりまして、国保会計の財源不足分は財政金調整基金を充てている状況でございます。この財源不足分は、本来ならば保険税を上げて賄わなければならない金額でございます。本来であれば、要するに保険税を上げるべきところを被保険者の負担軽減を考えて基金で対応してまいりました。その結果でございますが、財政調整基金は平成14年度には3億3,000万円ほどございました。その後は、今年度末の残高は約5,400万円の予定になっております。これだけ、保険料をちょっと後期高齢者が始まったときに調整で少し上がったかもしれませんが、ほとんど上げずにこれたのは、この基金取崩しの成果だと思っております。で、こういう状況でございますが、この13～4年で3億3,000万円から5,400万円基金が減りました。今後は、この5,400万円という基金が妥当かどうかという議論になってまいります。それも併せまして、来年度の国保税率は据え置くことにしております。このままでは、しかし平成29年度の予算編成は大変厳しい状況にありますので、今年度の決算状況を見ながら平成29年度から税率改正改訂も視野に置いて国保運営協議会で検討をしなければならない状況になっているところでございます。

次に、避難体制の問題でございますが、町指定の避難場所の耐震化は全箇所されているのか、都呂々公民館は雨漏りがしている、その対応はどうなっているのか、耐震は大丈夫か、併設されている防災備蓄倉庫の備蓄品の内容と取扱い。消費期限のある品物等はどうしているのか、町民へのPRはできているのかというようなご質問でございました。

地震災害に対する町の指定避難所であります各施設の耐震化につきましては、新耐震基準以前の建物については、耐震診断を実施いたしまして、その結果に基づき耐震補強等を行い、耐震化は全て完了をしているところでございます。

次に、指定避難場所の1つであります都呂々公民館の雨漏りの対策につきましては、教育委員会に対応をいたしまして、既に本年1月31日に修繕工事が完了しているところでございます。

次に、防災備蓄倉庫の備蓄品に関しましては、各小中学校、各公民館、町民総合センターの備蓄倉庫におきましては、照明器、投光器、発電機を保管いたしております。準備をしているということです。又、坂瀬川グラウンド、明神山地区避難所の備蓄倉庫及び富岡公民館、都呂々公民館、役場庁舎内の備蓄品保管室においては、飲料水、食料品の他、毛布、救急セット、簡易組み立てトイレ、おむつ等、非常時に必要な飲食料品や日用品等を保管をいたしております。災害に備えている状況でございます。

又、町内の各地区の自主防災会に対しましても、ヘルメット、防寒シートや防災ホイッスル等の防災関連備品を町で購入し提供をしているところでございます。なお、台風



接近が予想される等の予防的避難措置としまして、自主的避難所を開設し、自主的な避難の呼びかけを行う場合につきましては、極力、毛布や飲食料品等の持参をお願いしているところでございます。

次に、消費期限のある、これは賞味期限でしょうかね、賞味期限のある備蓄品の取り扱いでございますが、町におきましては、賞味期限が飲料水で5年、食料品で3年と5年の品物を平成25年度から年次的に数量を分けて購入してきております。最も早く賞味期限が切れるものが平成26年2月購入の食料品でございますので、平成28年度中には、避難所に避難する事態が発生した場合には、避難者に提供することになります。

なお、使用することがなかった場合におきましては、町のイベント等で参加者の方々にご提供をする等を考えているところでございます。

次に、備蓄倉庫の備蓄品の中身についての町民へのPRについては、これまで特に周知しておりませんので、今後広報誌等を通じましてお知らせをしてまいります。

なお、防災全般についての町民の方々への周知啓発につきましては、毎年町の広報誌、防災冊子の配布等を通じまして、災害に対する日頃からの対策と情報の確認、指定緊急避難場所と指定避難所の場所、避難の方法、災害時に避難する場合の防災グッズや日頃から各家庭で準備しておいてもらいたい防災備蓄品等についてお知らせをしているところでございます。

又、2年ごとに最新の防災マップの町内全戸配布も行い防災意識の向上を図っていただくようにしております。

今後も引き続き町民皆様方に防災に対する日頃からの備え、防災意識を持って行動いただけるよう周知広報に務めてまいります。又、自主防災組織は、現在51行政区の内39区で結成いただいております。残りの12区につきましても、引き続き結成に向けた説明とお願いを行ってまいります。

以上、石田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 町長が言われているように、消費税増税を社会保障へ回すということは本当に必要だと思いますけども、5%に増税したときにも社会保障に回すと言っていないながら社会保障に回っているのは一部分であって、全部回っているということにはなっていないという情報があります。

2015年度から介護報酬が処遇改善加算を除いて、実質4.48%と大幅に引き上げられました。その影響で介護事業所の年間倒産件数が最高となっております。又、基準緩和サービスの報酬も新総合事業開始前の2014年度に比べても4割近く減っています。介護や障害福祉労働者の仕事は肉体的にも精神的にも大変でストレスも溜まります。大変な仕事の割には他の職種と比べても賃金が安くて、全産業の平均賃金より約1

0万円は低くなっているということの報道もされています。安倍政権は昨年4月、介護職員の処遇改善加算として月額1万2,000円相当を引き上げましたが、実際月収が上がった介護職の人の率は28%という結果も出ているようでございます。又、離職率も高く慢性的な人手不足でございます。軽度の人を切り捨てて重度ばかりになると人手不足に拍車がかかることも目に見えています。芥北町の状況はどうなのでしょう。この慢性的な人手不足ということにはなっていないのでしょうか。ちょっとお尋ねをいたします。

介護職の人は、やりがいと意欲を持って本当に懸命に働いています。介護保険については、2025年のピークを前にして更なる改悪もされようとしております。国の財政制度等審議会に提出されている工程表を見ますと、要支援者だけでなく要介護1と要介護2の人も介護給付から外して訪問介護の生活援助を原則自己負担にするとか、地域支援事業に移すとかいう方向が出されており、来年の通常国会にこの法案を提出しようとしています。要介護1と要介護2で介護職の大部分を占めています。そうすると自治体にも、町民はもちろんですけれども、自治体にも大きく影響が出てきます。自治体としてもそういうことにならないように、ぜひ県や国にも働きかけて、声を挙げていただきたいというふうに思います。介護給付から外された要支援1と要支援2の人が、今までのサービスが継続できて重度になるのを避けるためにも、町として努力をしていただきたい。町民が、体が不自由になっても安心して暮らしていけるような施策を希望をいたします。

町長は、ふるさと介護を実現すると言っておられます。今以上に介護を利用する高齢者が困ることのないようにしていただきたいと思いますので、そのことも含めて町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ふるさと介護を進めるにあたりましては、やはり私は若い人たちが職場に就けるように、と申しますのも、それなりの対応をしていただくのであれば、今外に出ておられる芥北町出身者の方も帰っていただけるかもしれないと。

ただ、今石田議員のご指摘のとおり、やはり介護離職者が多い。これは、処遇がうまくいっていない、そういう状況でありますので、このことにつきましても、ぜひ消費税が上がったならば全額社会保障費に回していただきたい。その中で地域の、特に私が提唱している「ふるさと介護」というのは、できれば言葉のわかる範囲で自分のふるさとに近いところ、そこに帰って来ていただく。そして元気なうちに帰っていただきながら、具合が悪くなったら介護に、あるいは医療にという形でできるような対応をしていく。

それに近いところが今の芥北町の、このそういう歴史を踏まえた中での状態でございます

ます。あとは、国が自治体の負担が軽くなるような住所地特例あたりを見直していただく。そして、今働いている方の処遇を改善していただくような状況に財源を回していただければ、この全国にこれは通用する話なんです。荅北町だけが良くなるわけじゃなくて。みんなふるさと、あるいはふるさと近くに定年したら帰っていただく。これがまさに日本版C C R C、以後、今地方創生の部局で言っておるんですが、彼らの言うことはどうもちょっとピンとこない点があります。

そういう面で、ぜひ、財源が問題です。財源をやはり国がなるだけ自治体が自由に使えるような形で回していただけると、そうすると、自治体が使っていた分が少し浮きますので、それで新たな福祉活動ができるということでございます。

後は、担当から答えさせます。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 石田議員のご質問の中で介護報酬の減によります事業者の影響とか、あるいは人手不足はないかというようなお尋ねですけれども。

町は、地域密着型という施設がありまして、これは町の責任で管理監督する必要があるわけですけれども、年に1回監査をしております。こういう状況の中で管理者の方に影響なんかを聞いていたわけですけど、やはり報酬減によって減収があったというようなことでございます、どこもですね。で、これに対してどういった対応をしているかという、やはり従業員の給料を減らしたりとか、そういうような回答が返ってまいりました。

介護従事者の処遇改善という、一部の話もありますけれども、相殺しても、やはり減収が大きいというようなことでございます。で、又、更なる改革の話もシルバー産業新聞なんかに掲載しておりましたけれども、これによりまして、今、私たちが総合事業に取り掛かっていくことになってるんですけれども、又その先に次の改革が待っているということで現場は大変混乱している状況でございます。

ということで、これから総合事業が平成28年度末には着手をして平成37年には完成形に近づけるというようなことございますけれども、大変こうハードなことになっていくんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 本当に、少子高齢化の中で介護を受ける人というのがたくさん増えてくると思いますので、そこら辺が本当に町民の人が困らないような施策を、ぜひ町としても考えていただきたいというふうに思います。

2つ目でございますけれども、国保の問題ですが、国の国保への支援は財政安定化基金に400億円程度、システム改修費に180億円、保険者支援金の額は2015年度、昨年と同額の、今年度も1,664億円と聞いております。保険者支援も、先程も言い

ましたように保険者支援を一般会計からの繰入削減に使うのではなくて、本来の主旨である高すぎる保険税の引き下げに使っていただきたいというふうに思っておりますけども、なかなかそれも大変だということで、先程の町長の答弁をいただきました。

町長もいつも言うておられますけども、保険税は、苓北町は他と比べても安いというふうにおっしゃっております。町民の生活水準からみるとどうなのかなというふうにも思っております。できましたら、本当に保険税が上がらないような、そういう対策をぜひひとついただきたい。

私たちが行った町民アンケートでも国保の保険税が高いというのが、やっぱりたくさん出ておりました。だから、平成29年度には保険税を値上げしなければならないのじゃないかなという、先程の町長の答弁にもありましたけども、できるだけ保険税を値上げしないようにというふうに町民の代表として願うものでございます。

それから3つ目でございますけども、自主避難の場合は毛布を持参するよというふうに放送をされているということも、私は去年の委員会の中でもお聞きいたしました。でも町民の皆さんには、その自主避難と避難勧告とか、そこら辺の区別がついていないというのがやっぱりございます。そして、毛布を持ってこいという放送をされたら、でも年を取ってるし、避難するときに毛布を持って行くのは大変だという声も聞きました。だから、避難する人たちは主に本当に年を召された方、それから子供連れの方ということで、そういう人たちが避難をされるというのが多いと思うんですけども、今までに避難をされた方で毛布を、備蓄されてる毛布等を使った経験というのはございますでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 予防的避難措置として自主避難所を開設する場合には、比較的、台風でありますとか、台風接近が予想される等、時間的余裕があるということで毛布とか飲食用品等を極力持っていただくというような形でお願いをしているところでございます。どうしても、そういうことができない場合は、避難所のほうに用意はしておりますので、それに対応しているところでございます。

なお、先程石田議員もおっしゃいましたけれども、そういった予防的避難とか自主避難とか避難勧告とか避難指示、そういった状況がまだ周知が十分にできていないのではないかなというようにございまして、今後も引き続きそういった部分につきましても広報等で周知を図っていきたくて考えておるところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 避難訓練も町としては行われていますけども、形だけになっているのではないかなというふうにも思います。

生活弱者とか要援護者、その対応も心配でございます。その点も合わせてお尋ねをし

ます。2月29日付熊日新聞にも災害弱者の避難計画作成が全国市町村の12.2%に留まるといふ報道もされておりましたし、熊本県では26.7%だといふふうにも出ておりました。だから、その災害弱者とか、そういう要援護者への、そういう対応等も町としてはお考えであると思えますけども、そこら辺がありましたらぜひお願いしたいなといふふうに思うんですが。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 災害時の要支援者の方につきましては、例年台帳の更新をしているところでございまして、民生委員さん方をお願いをしているところでございます。で、この方々の災害の避難の支援とかいうことにつきましては、なかなか、ある行政区では自主防災訓練の中で実施をされたといふふうに聞いてますけれども、なかなか全町的な動きにはなっていないというのが現状でございます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 避難訓練の状況についてお話がありましたけれども、先程町長答弁でも申しましたように、現在51行政区の内39区で防災会を結成していただいております。

その中で1つ事例を申し上げますと、坂瀬川の和田区におきまして昨年11月29日に和田区防災会が避難訓練を実施されました。これにつきましては、地元の高齢者を含めた中で、その要支援者の対策、避難者対策も含めたところで車椅子での移動とかリヤカーを使った移動とか、そういった訓練も実施をされております。

こういった先進的な事例を来年度は自主防災会の方にお集まりいただいて、そういった事例の発表とか、そういった、今後こういった自主防災会の活動を行っていただきたいというようなことも周知も含めて、そういう説明会、研修会を開催していきたいと計画をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 分かりました。

そこら辺は、本当に要援護者、要支援者については避難も大変でございますので、ちゃんとしていただきたいといふふうにも思ってます。

それから、公民館等の床は冷たくて、老人とか子どもには本当に辛いと。座るのも横になるのも辛いといふふうに思いますので、備蓄品の中に床に敷くマットとか、そういうのは準備されているようには聞いておりませんが、そういうのも必要だと思いますけども、いかがでございましょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） それにつきましても、備蓄品の中に耐熱マットというものを備えておりますので、それで十分対応できると考えております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○6番（石田みどり君） じゃあ、質問を終わらせていただきます。

○議長（山本政人君） これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、野崎幸洋君の一般質問です。

○7番（野崎幸洋君） 通告7番、7番議員野崎です。

通告しておりました都市再生計画大手門公園整備について、質問いたします。

先程、松本議員からも同様の質問があつておりましたので、重複するところもありますが準備しておりましたので、質問させていただきます。

第2期富岡志岐地区都市再生整備計画事業として、富岡2丁目に大手門公園整備、東西の石垣、堀切、築地塀の工事が整備され、現在もまだ水路の堀切工事が一部行われております。これまでの状況を見ますと、町道富岡中央線をはさみ西側と東側に大手門石垣工事と堀切工事が行われ、東側においては町道の脇まで石垣が積まれた状態で第2期の工期が竣工している状況にあります。この工事は、事業費1億4,526万6,000円をかけ、国庫支出金、頑張る交付金、平成25年度補正予算起債を財源として事業が実施されてきました。今後の第3期整備計画によりますと、東西の築地塀工事や大手門を設置する予定となっているようですが、特に第2期の整備で行われてきた東側石垣は、道路中央付近まで延長されるためクランク式の形状となり、又、それによって道路を拡幅するため、このすぐ側にある地藏堂も移設する計画となっているようです。

しかし、今のような計画で町道が改良されれば、3丁目方向から来る車の運転者や歩行者にとって、カーブを過ぎるといきなり道路の真ん中に高さ5mの石の壁がそびえ立つことになり、それもクランク式に鋭角に曲がっての通行となるため道路幅は狭く視界も悪くなり、大型車の通行や離合の際は非常に危険であると思われま

す。先程松本議員からも指摘があつていたように、ここは定期バスの運行路線でもあり、又、富岡小学校の通学路にもなっているため、朝夕の登下校時の交通事故等が更に心配されます。言うまでもなく、この町道富岡中央線は町民にとって非常に重要な生活道路であります。今後も第3期の都市再生整備計画として、大手門公園整備に2億2,700万円の事業費が計画され、総額3億7,226万6,000円もの事業費が投入されることとなります。歴史的価値があり、観光、交流人口の拡大のための施策であることは理解できますが、しかし、そのためにこのように膨大な事業費を投入したにもかかわらず、結果的に町民にとって普段使用する生活道路として非常に使い勝手の悪い危険な町道改修であつてはならないと考えます。前回12月定例会においても、倉田議員からの同様の質問があつた際、交通安全対策等、十分に配慮し地元説明会を開催し住民のご理解とご協力をいただくよう努めたいとの答弁があつておりました。

本当に今回この計画内容が、地域住民、又、町民に対し、十分な説明等理解が得られ

ているのかお尋ねをいたします。もし、この計画に対し改善を求めるような声があるとすれば、今後、大手門公園整備計画の事業見直しをされるお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

又、第3期の大手門公園整備計画の事業内容についてもお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

大手門公園整備について、主に交通の危険性の問題のご指摘があったわけでございます。まず、大手門整備について、ご説明を申し上げます。

大手門公園整備事業につきましては、富岡志岐地区都市再生整備事業の第1期計画の平成20年度から平成21年度、第2計画の平成25年度から平成27年度にかけて整備を行ってまいりました。第3期計画につきましては、平成28年度から平成32年度にかけて整備を予定しております。

主な整備内容といたしまして、大手門の整備、東側石垣の残り部分の整備、地藏堂付近の西側石垣整備、東西石垣上に築地塀整備、堀切橋整備等を予定しております。現在、東側石垣整備につきましては、天草警察署交通規制課との交通協議、天草広域消防本部苓北分署との緊急車両の通行に関する協議、産交バスとのバス路線に関する協議を行っているところでございます。

今後は、天草警察署及び警察本部、交通安全協会等のご指導の、あるいはご判断により、その範囲の中で事業計画を進めていく計画でございます。

住民の皆様方への説明につきましては、既に2丁目区、3丁目区及び富岡小学校の保護者の皆様方へは関係機関と協議の上、事業を実施する旨の説明を終えているところでございまして、順次富岡地区の各区の総会等で説明を行いたいと考えております。

で、非常に今の提案というのは、先程の松本議員の提案も交通安全に対して真摯な対応でご質問をいただいております。我々もそのところはしっかり注意をしながらやっていかなければなりません。ただ、従来から富岡の道は非常に狭くて、そして鋭角に曲がる角が何カ所かございます。この角も、以前は3丁目側に2件家が建ってたんでほとんど見えなかったんです。鋭角に曲がってる。で、それはいろんな交通規制の中で交通安全対策を設けて、何十年も続けてきておられました。今回、その家を2件ご協力いただいたことによって、先の見通しが良くなりましたが、又、東側の石垣をつくることで、少し鋭角になってブラインドになります。で、これ、警察からのご指導がどこまでいくか分かりませんが、私の考えとしては、おおむね土木管理課長が先程答えたような形で十分な交通安全対策をとっていきたく。もちろん警察からの指導をしっかり受け止めて、その指導の範囲内で整備を進めていきたくと考えております。

以上で、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 地元説明会については、今ご答弁がありましたように、2丁目、それから3丁目、小学校保護者の方に対しては説明を終わらせたというご答弁でありました。そういった中で、私たちも昨年の3月に、この大手門の整備についての説明はある程度あったんですけども、私たち素人には、平面図、それから口頭説明だけでは、ある程度理解しているつもりでも、実際完成したときの構図が非常に頭の中に描きにくいわけですね。そういった意味で、地元の方の説明会の折の説明の仕方、こういった感じの、例えば資料なり、こういった説明の仕方だったのかお教えいただきたいと思えます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 説明の資料といたしましては、平面図だけでは議員のおっしゃるとおり分かりにくいだろうと思ひまして、現場の写真を撮りましてそこに、写真の中に石垣を合成したものを資料として配付いたしまして説明を申し上げました。

○議長（山本政人君） まだありますか、説明。いいですか。

野崎君。

○7番（野崎幸洋君） そういった合成写真等でよっぽど説明されると分かりやすい部分も出てくるかと思ひます。

ただ、せっかくそこまでされるのであれば、今回は非常に、さっき言いましたようにクランク式の形状になって通行もしにくい、危険等も発生する恐れがあるわけですから、できれば、特に富岡小学校保護者あたり、特に2丁目の一番近い方には富岡小学校のグラウンドなりをお借りして、実際の道幅、それからポール等を設置して、そういった中での「実際はこの幅になりますよ。」そこにテントでも張って、「見通しはこういうふうなあれになりますよ。」という、やっぱり非常に危険を伴う工事、地元住民の心配がある場合は、そこまで少しでも優しく分かりやすい説明をするべきじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

今後、又、説明会があるみたいですけども。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 2丁目区につきましては、地蔵堂の移転の関係もございまして、再度移転についての現場で説明ということはありますので、ちょうど現場がよろしいかと思ひますので2丁目区については、その現場で「具体的にここまでですよ。」ということとはできると思ひますけども、他の区、又はPTA、富岡小学校関係につきましては、そこまで無理かなとも思うんですけども、今後は検討しますが、グラウンドにつくるというよりも、現地を皆さん知っていらっしゃいますので、大体写真で



感触は掴められたんじゃないかなと思っておるところでございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程から申し上げておりますように、警察、交通安全協会等にご指導をお願いしているわけです。その結果が出てから、どういうこともやる、こういうこともやるということの中で説明したほうが分かりやすいんじゃないかと思っています。今のところは、こちらが考えている整備、これ以上大きくはならない整備をやる。で、2丁目は、私がお家の前に地蔵堂があります。これを動かしたくないと皆さんおっしゃっております、移動場所も提示したのですが、もう1回現場で見てみたいと。その地蔵堂に関しては、非常に皆さん熱心に注目をしておられます。

ですから、その場で説明をして区の方の納得のいくような形で整備をしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 私も、再質問の中にこの地蔵堂のことはお尋ねしようと思って準備をしていたのですが、あそこにお地蔵様が祀ってあるということは、昔から何かのいわれがあつての、そういうふうに祀ってあるわけですから、やっぱり地元の方もそうでしょうけども、私もあそこを移設をすることはどうかな、あんまり良いことはないんじゃないかなという気はしとったわけですが、地元の方の最終的な理解が得られて、適材、良いところが見つかって交通安全上も問題がないところであれば良いとは思いますが、その辺は非常に、何と言いますか、危惧されることだとは思っております。

先程、消防署、それから警察等の指導を受けて、今後そういった安全上はやっていくんだという回答ですが、現在2期の整備が竣工して、さっき言いました石垣が道路ぎりぎりまでで終わるとのわけですが、これは事前に、例えば警察、消防に、この計画段階といいますか、計画前にでもこういう計画があるんだと説明をされれば、工事着工前に、例えばこの設計速度、要するに安全上問題のない速度を「ここにこれくらいにしないとイケないですよ。」「これは消防上危ないからダメですよ。」で、例えば答えが出た場合に、工事が始まってから、又やり替えをするのか、その辺が心配される場所だと思うんですね。

だから、事前にその協議というのはされなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、見通しは相談してからやっております。

ただしやっぱり、いろんな交通、先程土木管理課長が言ったようなことは指導されるだろうと。只、もっと現場を見てみないということでありましたので、何年か経ちましたけれども現場をこの前見ていただいております。現場を見ていただいた中で、どう

いう具体的な指導があるか、やりますけれども、これは指導の範囲内で、今後の計画は  
いかようにでも変えられますし、当然、以前堀切を掘りきった中で警護上の固めをした  
形跡は、今、途中で全部やったほうが良いんですけど、指導の範囲内でやったにして  
も残されますので、今後は新年度になると予算がどのくらい付いてくるか、その中で警  
察の答えも出てくると思いますので、それに従って計画を練り直さなければならないと  
きは練り直しますし、交通、いろんなことが、カーブミラーなり歩行者道路なりいろん  
な反射板なり、そういうことを付けなければならない、それで済むのであれば、もう非  
常にありがたいと思っておりますが、いずれにしろ専門家の方のご指導の中でやってい  
きたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） そういった指導の中で工事は最終的に行われるわけでしょうけ  
ども、せっかく歴史に忠実にあれを再現されるために、ああいったお金も投入されて  
るわけですけども。そこに、例えばカーブミラーと、そして反射板等を設置するとな  
ると非常に現代的なものが入ってくるわけですね、そういった部分でのそういった歴史  
忠実を目的とした工事なのに、その辺の、当然警察、消防からの許可が下りなければそ  
ういった対策もしなければならぬいんでしょうけども、その辺のお考えはどうなんでし  
ょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういう考えで言えば、周りにある家は割と近代的な家がか  
なりあるわけですから。そこは、現代と近代の、分けてやればいいんじゃないかと考  
えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） それでは、そのクランク式に改良した場合の、あそこの確か  
法定速度は40kmだったかな30kmだったと思うんですけども、そこをクランク式に  
した場合、設計速度、今考えておられる速度、警察なりの、まだ結果は出てないで  
しょうけども、指導的なキロ数というのは出ているんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まだ聞いておりませんが、そこは先程から申しますように警  
察の指導の範囲内でやらしていただきたいと考えておりますので。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） それでは、先程答弁の中にもバスの運行もされてるから、そ  
ちのほうの九州産交のあたりにも話を持っていったという答弁がありましたけれど  
も、この辺の整備計画を先程言いましたけど、事前に九州産交の会社への説明等は十分  
されて、そして安全上の問題はないのか、その辺の答弁はあったんでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 産交バスの担当の方にお話をして、1回現地を見てもらいまして、次、バスを持って来て通そうという計画で予定しております。

で、計画もそのときに説明はしております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 実際、バスを持って来て運行してみるということですけども、そういうときに、例えば消防も警察も法定速度、ここ例えば20kmに想定した場合、「大丈夫でしょう。」という許可が出たけども、九州産交の当のバス会社としては、「いや、これは安全上まず無理です。」という、例えばそういう答弁があった場合に、この計画をどういうふうにお考えなのか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程から申し上げているとおり、警察の指導があった範囲でやりたいと思っておりますので、警察の指導の範囲内であれば、九州産交のご意見も聞きますし、警察署の指導外で九州産交が申し上げられるのであれば、そこはそのときのことで総合的に判断をして、今後の計画を進めていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） じゃあ、その件については分かりました。

最終的にはあそこに大手門がつくられるわけですけども、ここは当然、今言いました生活道路、普段の道路として使われるわけですけども、この門、つくった場合の門は、開放したまま24時間おかれるのでしょうか。

それとも、例えば、観光客が多いゴールデンウィーク等に時間的にこういうもんですよという開閉をされて見せられるものなのでしょうか。

その辺は、どういうお考えでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 通常は道路ですから、そこは開けたままにしとくのが常識じゃないかなと思っております。

ただ、年に1辺ぐらい何か祭りでもやろうかというときには、マラソンのときも通行止めにしたりますので、そういうことはあり得ると思いますが、通常は24時間開けておくというのが考え方でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 24時間通常開けておくということですけども、では実際この門だけの建設費用というのは、いくら現在見込まれているのでしょうか。

例えば、これは感覚の問題ですけども、まあこれぐらいででくっとなら付けとったが良かたいて思うのか、それか、それだけの膨大な費用をかけても24時間ずっと開け

っ放しという、それでもこれを付けるんだというその感覚的な問題だと思うんですけども、実際この門だけの費用というのは、いくらかかる予定になってるのでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先だって出てきた予算のあれでは、熊本城とか、そういうところの予算並みに出ておりましたので、これは改定すべきではないかという、私は指示をしております。

ただ、これも警察の指導で、石垣だけをつくって、門は約8.5m以上ありますので、石垣の間隔は。そこまで留めとけということになれば、そうせざるを得ないと思いますし、8.5mというのは、富岡にはないですよ。ほとんど先程も言いましたように4.5から5m、溝蓋もいれて。そういう広さは取れますし、今度は曲がってきた横幅も10mはあります。

そういうことでございますので、そこは警察の指導の範囲でいろいろ可能性が、狭まったり従前の計画とおりにできたりするんじゃないかと思っております。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 大手門の工事費としましては、計画で7,870万円を計上はしておりますが、先程町長が申しましたように規模で、どうなるかは一応計画の予算でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 門だけで7,800万円ということですか。門だけに。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） ええ、門だけでございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それが、考えた人は多分もっとう熊本城とか、ああいうところのお城の感覚でやったんじゃないかということで、これは見直しが必要だということで指示をしているところでございますが、残念ながら、これは平成28年度の予算には付きません。入っておりません。

だから、そういった意味で、今後十分に富岡城は4万石のお城でございますから、そして後は2万2,000石に変わったわけでございますので、それに見合った大手門、丈夫に越したことはありませんけど、豪華にする必要はないと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 門だけで7,800万円というのは非常に驚いているわけですが、それも設計対象が熊本城というのは、余りにも規模が大きすぎて、私たちの判断ではちょっとこれは、莫大な費用をかけ過ぎじゃないかという気がしとるわけですね。

ども。

私が思うには、ここをさっき言われました24時間開放するのであれば、私は「昔はこういう門がありました。」という、道路幅もあのままで石垣をあそこで切って案内板を立てて、観光客の方には、こういう門がありましたという、そういった歴史に忠実な看板をつくるのが私は妥当じゃないかと思うわけですね。

で、今のは私の個人の考えですけども、それぞれさっき言いました7,800万円が妥当という考えられる方もいらっしゃると思いますけれども、その辺はまだ平成28年度予算には付かないということですので、十分検討を、その門を設置する、しないの時点から、もう1回検討をお願いしたいと思います。

それと、これは町民の方の話を私も聞いていますと、どれだけお金をかけて整備して立派なものができるも、「余所から来られた人のお金は、今の苓北町にはほとんど落ちよらんもんな。」という、非常に厳しい意見を言われる方もたくさんおられます。

ですから、今後も第3期都市整備事業に事業費が予定されておりますけれども、私はこれまでの事業で富岡城周辺整備は十分行われてきたと考えております。これからは、新しい整備に膨大な事業費を投入するより、これまで整備してきた、そして充実された整備を利用して、以前も一般質問の中で言いましたけども、お城まつりの復元等イベント等を実施して、町民等一体となって観光客や交流人口が増えるためのソフト面の充実に、今からは力を入れるべきかと考えますけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それは、当然並行してやるべきだと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ぜひ、そういったソフト面のことも考えながら、先程言いました事業費見直しを含めた中でお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後3時59分

平成 2 8 年 3 月 1 0 日 (木)

(第 2 日 目)



## 8. 議事日程

- 日程第 1 報告第 1 号 例月現金出納検査の結果報告について（平成27年1月分・12月分・平成28年1月分）
- 日程第 2 議案第 4 号 平成27年度荅北町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 3 議案第 5 号 平成27年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第 6 号 平成27年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 7 号 平成27年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 8 号 平成27年度荅北町水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 9 号 平成27年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第10号 平成27年度荅北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第11号 平成27年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第12号 平成27年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第13号 公有水面埋立地の用途変更について
- 日程第12 議案第13号 荅北町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 日程第13 議案第14号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 荅北町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 荅北町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 荅北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第20号 荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について



- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 荅北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 荅北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第1号 例月現金出納検査の結果報告について（平成27年11月分・12月分・平成28年1月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第1号、例月現金出納検査の結果報告について（平成27年11月分・12月分・平成28年1月分）。

3ヶ月分が提出されましたので、お手元に配付しております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第4号 平成27年度苓北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第2、議案第4号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第4号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第8号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から1億3,143万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,370万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、3月までの災害事業費を含めた各事業の精算見込みや国庫補助金等の確定に伴うもの、又国の補正予算まち・ひと・しごと創生に伴う加速化交付金や番号制度にかかるネットワーク改修事業にかかる補正等が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） それでは、議案第4号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第8号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,143万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,370万3,000円とするものでございます。

5 ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。国の平成27年度補正予算に伴う個人番号制度に関する情報セキュリティ強化対策事業とカード交付事業、地方創生に伴う加速化交付金事業、海外漂着物地域対策推進事業、TPP関連の担い手確保・経営強化支援事業の他、斎場改修事業、社会資本整備総合交付金事業、拠点避難地備蓄倉庫整備事業、町民総合センター改修事業、災害復旧事業を繰り越すこととし、14の事業を繰り越すものでございます。

6 ページをお願いします。

第3表、地方債の補正でございます。1、追加で情報セキュリティ強化対策事業にかかる補正予算債、限度額560万円を追加するものでございます。2、変更で公共事業等債、道路事業で1,070万円減額し、限度額を1,960万円に。緊急防災・減災事業債、緊急防災・減災事業で310万円を減額し、限度額1億1,080万円に。公共事業等債、歴史まちづくり事業で200万円を減額し、限度額を3,580万円に。災害復旧事業債農地等災害復旧事業で190万円を増額し、限度額を3,480万円に。林道施設災害復旧事業で160万円を増額し、限度額を2,230万円に公共土木施設災害普及事業で8,940万円を減額し、限度額を7,710万円に。公共事業等債で特定農業用管水路等特別対策事業で930万円減額し、限度額を420万円にするものでございます。

9 ページをお願いします。

歳入です。款1町税、項3軽自動車税、目1軽自動車税は、収入見込みにより38万8,000円の減額です。

10 ページをお願いします。

項5入湯税、目1入湯税は、収入見込みにより11万8,000円の減額です。

11 ページをお願いします。

款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、実績によりまして630万円の減額。目2総務費負担金は、加入者増により32万4,000円の増額です。

12 ページをお願いします。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目4商工使用料は、歴史資料館入館料、物産館施設使用料、併せて351万9,000円の減額。目5土木使用料は、町営住宅使用料併せて109万3,000円の減額です。

13 ページをお願いします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、保育所運営費国庫負担金、国保保険基盤安定国庫負担金、併せて1,510万円の増額。目2衛生費国庫負担金は、養育医療国庫負担金9万円の減額。目3災害復旧費国庫負担金は、現年災分

7,031万8,000円の減額です。

14ページをお願いします。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、国の平成27年度補正予算に伴う節2と5は個人番号制度、節4は地方創生関係事業のための交付金、併せて2,687万9,000円の増額で、事業につきましては28年度へ繰り越すものでございます。目2民生費国庫補助金は、実績及び実績見込みによりまして、臨時特例給付金、保育緊急確保事業費補助金、臨時福祉給付金事業補助金、併せて346万7,000円の増額です。目3土木費国庫補助金は、社会資本総合交付金活力創出基盤整備事業の事業費確定によりまして1,448万9,000円の減額です。目4教育費国庫補助金は、都市再生整備計画事業の事業費確定によりまして804万9,000円の減額です。

15ページをお願いします。

項3委託金、目1総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金確定により3万1,000円の増額です。

16ページをお願いします。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金は、保育所運営費負担金、国保保険基盤安定負担金、併せて819万5,000円の増額です。目2衛生費県負担金は、健康増進事業負担金、養育医療負担金併せて18万4,000円の減額です。

17ページをお願いします。

項2県補助金、目1総務費県補助金は、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金、地方バスにかかる県補助金です。5万4,000円の増額です。目2民生費県補助金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務費交付金、特別保育多子世帯子育て支援、放課後児童健全育成事業補助金で、併せて347万6,000円の減額です。目3農林水産業費県補助金、節2農業費補助金は、青年就農給付金事業県補助金1人分の減。経営体育成支援事業補助金、担い手確保・経営強化支援事業補助金の増。節3林業費補助金は、間伐材供給安定化緊急対策事業費補助金の減額で、併せて1,522万円の増額です。目4衛生費県補助金は、むし歯予防対策、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金、併せて573万5,000円の増額です。目7商工費県補助金は、熊本県癒しの森整備支援事業補助金6万円の減額です。目8災害復旧費県補助金は、農地等災害復旧事業査定用設計委託費等補助金、林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金、併せて413万2,000円の増額です。

18ページをお願いします。

項3県委託金、目1総務費県委託金は、統計調査費委託金の精算によりまして36万5,000円の減額。目5商工費県委託金は、県有公園施設管理委託金3万8,000円の減額です。

19ページをお願いします。

款15財産収入、項2財産売払収入、目3生産物売払収入は、実績見込みにより、堆肥売払34万5,000円の減額です。

20ページをお願いします。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目3宅地造成事業特別会計繰入金は、宅地の販売実績に伴い178万8,000円の増額です。

21ページをお願いします。款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節1は実績による健康診査の個人負担金等、併せて3万1,000円の減額。節2雑入は、市町村振興協会市町村交付金、宝くじの交付金で事業完了による次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金等、併せて190万8,000円の増額です。

22ページをお願いします。

款20町債、項1町債、目1農林水産業債は、特定農業用管水路等特別対策事業債930万円の減。目2土木債は、道路事業1,070万円の減額。目3消防債は、緊急防災・減災事業310万円の減額。目4教育債は、歴史まちづくり事業200万円の減額。目6補正予算債は、番号法関連事業分560万円を増額し、28年度へ繰り越すものでございます。目7災害復旧事業債は、農地等、林道施設災害事業分を増額。公共土木施設災害復旧事業分を減額し、併せて8,590万円の減額です。

23ページをお願いします。

歳出です。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、人事異動等にかかる人件費の組み換えです。以下、人件費の説明については省略をさせていただきます。

24ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金は、宅地造成事業特別会計繰入金を土地開発基金に積み立てるもので178万8,000円の増額です。目4会計管理費は、人件費です。目6企画費、節9旅費は、地方創生加速化交付金事業の移住定住関係で53万円の増額。節11需用費は、20万2,000円を増額し、旅費とともに繰り越すものです。節2役務費は、EV充電施設事業精算によりまして32万円の減。

次のページ。

節13委託料16万3,000円の増。節15工事請負費は、EV充電施設事業精算により227万2,000円の減。節19負担金補助及び交付金は、長崎天草航路事業補助金95万円の増。天草エアライン航空機更新補助金精算により141万6,000円の減額です。目9電源開発費、節9旅費は、農作物調査検討委員会費用弁償6,000円の増額。節11需用費は、ハイブリッド街灯撤去費10万円の増額です。目10交通安全対策費、節11需用費は、カーブミラーの修繕料67万2,000円の増額で

す。目13電算システム管理費、節19負担金補助及び交付金は、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金133万2,000円の増額です。目14情報化推進費、節13委託料は、苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料50万円の増額。

26ページで、個人番号関連のシステムネットワーク改修委託料1,400万円の増額です。目15企業誘致対策費は人件費です。

27、28ページは人件費です。

29ページをお願いします。項5統計調査費、目2指定統計費は、国政調査等の精算で36万5,000円の減額です。

30ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、臨時福祉給付金事業の精算で節3職員手当等、時間外勤務手当8万6,000円の減。節7賃金から節19負担金補助及び交付金までそれぞれ精算額を減額。節28は決定による国民健康保険特別会計繰出金。

次のページ分も併せまして1,290万7,000円の増額です。

31ページをお願いします。

目4介護保険事業費、節19負担金補助及び交付金は、社会福祉法人サービス利用者負担助成金20万円の減額。目5後期高齢者医療費、節28繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金124万6,000円の増額です。目6障害福祉費、節12役務費は、手数料9,000円の増額。

32ページ。委託料は実績により放課後児童健全育成事業委託金171万2,000円の増額。節19負担金補助及び交付金は、実績により保育所運営費補助金等併せて1,234万円の増額。20扶助費は、多子世帯子育て支援事業120万円の増額です。

33ページは人件費です。

34ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節20扶助費は、特定疾病児童日常生活用具給付金2万1,000円の増額です。目3保健衛生費、節19負担金補助及び交付金は、水道施設整備事業補助金で実績により50万円の減額です。目4斎場費、節11修繕料は、炉の修繕料等1,100万円の増額。節13委託料は、外壁修繕の調査設計委託料50万円を増額し繰り越すものでございます。目5健康増進事業費、節13委託料は、精算により、健康診査委託料等併せて20万4,000円の減額。節23償還金利子及び割引料は、精算により健康増進事業県負担金返還金26万6,000円の増額です。

35ページをお願いします。

款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費は、主に国の補正予算で、繰越事業の海岸漂着物地域対策推進事業と現年分の同事業を精算するもので、節4共済費は、社会保険料等93万8,000円の増。節7賃金は、291万1,000円の増。節11需用費は28万3,000の増。委託料は175万9,000円の増。節14使用料及び賃借料、82万7,000円の増額です。

36ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、目2農業総務費は、人件費です。目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金は、新規就労者支援補助金、実績によりまして1人分50万円の減額。経営体育成支援事業補助金、トラクター1台購入分140万4,000円の増額。TPP関連で担い手確保・経営強化支援事業補助金1,478万円の増額。青年就農給付金事業実績によりまして75万円の減額です。目5農地費は、節11需用費、修繕料15万円の増額。節19負担金補助及び交付金は、特定農業用管水路等特別対策事業負担金等、37ページまでの農地等小災害復旧事業補助金含めて929万6,000円の減額です。

37ページ、目7堆肥センター管理費は、修繕料の減額30万円です。

38ページをお願いします。

項2林業費、目1林業振興費、節19負担金補助及び交付金は、事業費確定により42万8,000円の減額です。目2林道費は、人件費。目3治山事業費は、治山林道研究会負担金1万3,000円の増額です。

39ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費は、人件費。目2商工振興費、節19負担金補助及び交付金は、実績により21万6,000円の減額です。目3観光費、節11需用費305万円、節13委託料1,595万円の増額は地方創生加速化交付金に申請しております事業費を増額して繰り越すものです。節19負担金補助及び交付金は、実績による負担金の減額と加速化交付金事業の増額で併せて21万円の増額です。目4温泉センター管理費は修繕料60万円の増額です。

40ページをお願いします。

目5富岡城公園管理費は、精算により併せて177万3,000円の減額です。

次の41ページは人件費です。

42ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁費は、人件費。目2道路維持費は、大雪対応による重機借り上げ料等、併せて50万2,000円の増額です。目3道路新設改良費、節13委託料は、実績により421万7,000円の減。節15工事請負費は、国の配分により社会資本整備事業費の減額を行ったもので、2,100万9,000円の

減額です。目4 橋梁維持費も社会資本整備事業で、節13 委託料10万2,000円の減。節15 工事請負費286万1,000円の減額です。

43 ページをお願いします。項3 河川費、目1 河川総務費、節19 負担金補助及び交付金は、急傾斜地崩壊対策事業の追加で、53万円の増額です。

44 ページをお願いします。

項5 住宅費、目1 住宅管理費、節11 需用費は、不足する電気料3万7,000円の増額です。

45 ページをお願いします。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費は、実績により併せて183万4,000円の減額です。目3 消防施設費は、事業完了により併せて325万円の減額です。

46 ページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節11 需用費から節19 負担金補助及び交付金は、実績見込みによりそれぞれ減額で、節23 償還金利子及び割引料は、学校施設環境改善交付金の過大交付を受けておりました分の返還金496万2,000円の増額で、併せて387万2,000円の増額です。

47 ページをお願いします。項2 小学校費、目1 学校管理費、節1 需用費は不足する上下水道料13万6,000円の増額。節13 委託料から節19 負担金補助及び交付金まで、実績によりそれぞれ減額するものです。

48 ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節15 工事請負費は、実績により18万円の減額です。

49 ページをお願いします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費は、人件費。目2 公民館費、節11 需用費は実績により修繕料170万円の減額です。目4 文化財保護費は、社会資本整備事業等事業費の確定により、併せて926万9,000円の減額です。

50 ページは人件費。

51 ページをお願いします。

款10 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、目1 農業用施設災害復旧費は、財源内訳の変更。目2 林道施設災害復旧費、節13 委託料は実績により130万円の減額です。

52 ページをお願いします。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川等災害復旧費は、実績により減額し、翌年度への繰越事業とするものです。

53 ページをお願いします。



款11公債費、項1公債費、目1元金は、財源区分の変更です。

以上で、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第8号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います、質疑の前に私のほうからお願いがあります。

それは会議規則がございしますが、第54条発言はすべて簡明にするものとし、議題外にまたぎ、又はその範囲を超えてはならないと、こういう決まりがあります。又、議員は質疑にあたっては自己の意見を述べることはできない。こういう決まりもございします。それから議案につきましては、必ず質疑とそれから討論という場が与えられております。したがって討論のときには賛成か反対かを述べていただいて、そしてその討論の中で自分の考え方を述べていただくと。必ず自分の意見を述べる機会がありますので、討論のときに自分の意見は述べていただく。そのようなことでお願いをいたします。それから、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないというこのことも申し合わせ事項の中に、会議規則の中に定められております。

以上、お願いをいたします。

それではこれから質疑を許します。質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 25ページです。交通対策費で67万2,000円が挙げられております。それに関連するかと思えますけれども、消防費の中で工事請負費で271万円の減額。（「それ何ページ。」と呼ぶ者あり）すいません。45ページです。いいですかね。この件につきましては、今までですね、実は多々羅線の終点分に消防車の入る降り口がありまして、そこが危険ということでですね、私何回かですね、連絡を差し上げたり、現場も見させていただいたんですけども、交通安全対策費でみてあるのか、でプラスになっとなのか、消防施設費の中で270万減額してありますけれども、そこで減額してありますけれども、今年度はそこら辺は見落としてあるのか。あるいはやっていただけんとか。そこら辺。それからまだどっかに1件ちょっとよかですかね。

○議長（山本政人君） よかです。それがまず1点。

○1番（松本良人君） それからこれはどれ入っとつとかわかりませんが、25か26ページに入ると思いますが、実は前回の議会の際に住基ネットワークの関係で請負委託業者と町の責任分野はどっちがとるのかと。もしそこで何かがあった場合。そういうことを宿題というのですかね、そんなときに前回の議会で聞いたんですが、明確なお答えがなかったと記憶しております。そこらへんどうなっておるのかをお尋ねをいたします。

それから34ページ。これ健康増進事業の負担金の返還ということで入っとつとつですが、健康増進事業というのはどういうものか。例えば健康づくりに関しての講演会とか

なんかそういった事業も含めるのかな。あるいはそうでないのかなということも一つ教えていただきたい。もし含まれているとしたら今後どういった取り組みがなされたのかなというのもお尋ねをしたいと思います。

それから39ページの観光費の中の委託料、併せて1,595万円の件ですが、そのうちの調査分析事業委託料と地域ブランド推進事業委託料、この件について教えていただきたいと思います。

それから49ページの公民館費の中の修繕料でございますけれども、マイナス170万円。都呂々公民館あたりのグラウンドのですね、バックネット、ソフトとか野球のバックネット等に修繕する箇所が見受けられよるわけですがけれども、そこら辺はこの修繕料でできるかな、できんのかなということで、金が余っとるもんですからちょっと修繕料というのがですね。そこら辺を、すいません、お尋ねをしたいと。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず25ページです。交通安全対策費の修繕料につきましては、カーブミラーの修繕の要請がっておりますので、その分を計上いたしております。先程松本議員からおっしゃいました多々羅線の部分につきましてはの修繕ではございません。なお、多々羅線につきましてはこれは県の河川でございます、河川にそういった構造物を設置することはできないというようなことで回答をいただいております。現在地元の消防団とも協議をしながらどうするかということで検討を行っております。今年度の修繕料には計上をしております。

次に25ページ。先程の住基ネットの関係ですけれども、これ前回の議員のご質問の中でもお答えしたかと思っておりますけれども、住基ネットシステムを使う場合にシステムネットワークの不具合があった場合、こういった場合は当然ネットワークシステムの会社に責任があるということでございます。ただ職員の人為的なミスとかそういった場合につきましては当然町のほうに責任が出てまいります。

それから消防費の工事関係につきましては、「何ページ。」と呼ぶ者あり）すいません。45ページの消防費の関係も言われましたけれども、これは緊急防災減災事業により行いました積載車の購入。それから小型消防ポンプの購入。並びに防災行政無線事業の子局の改修分の減額でございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 49ページの公民館費の事業費修繕料の減額でございますが、この予算は旧坂瀬川中学校をですね、公民館またはすることで当初組んでおりましたが、新年度でですね、新たな事業により改修工事費を計上しておりますので、今年度は減額ということでしてございました。都呂々のバックネットについてはちょっと修繕に

についてはこちらで把握しておりませんので、今後検討させていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 健康増進事業の内容ですけれども、補助金ですが健康手帳分、それから健康教育分、それから健康相談分、それから健康調査分、それから肝炎ウイルス検診分、そして訪問指導分ということで、それぞれ国、県の基準額がありまして、金額とか人数とかをかけてですね、それに基準額にかけて算出しておる補助金でございます。松本議員が言われる健康教育の部分でございますけれども、10万円の謝金を組んでおりまして、今年度はそれぞれ老人クラブとか区とかですね、出前講座ということで実施をさせていただいて、ほとんど謝金がかからないような講師をお願いしているということで実施をしております。その分についてはですね、人数×基準額ということで補助金もついております。以上です。

○議長（山本政人君） それから39ページの委託料ですね。商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 39ページの観光費の13委託料のところでございますけれども、これは両方ともですね、国の地方創生加速化交付金事業によりまして、27年から28年に繰り越すものですが、これは国のほうがですね、10分の10交付金で対応するというものでございます。今までは観光についての計画もですね、振興計画の中にありましたけれども、それは事務方のほうで作ってございましたが、今回はですね、せっかくこういう機会がございましたので、専門業者とか外部の意見も取り入れたところでですね、調査分析それからいろんな課題の洗い出し、それから今の中での足りない部分とかそういったものも調査してもらいまして、新しいですね、計画を作っていくたいというふうに思っております。

それからその次の地域ブランド推進事業につきましては、旅行商品の開発とか特産品の開発、それからブランドセミナーなどをですね、計画をいたしております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） まず、消防の要するに水利用の通路として作られたものに柵がなかったから子ども等が落ちてケガしたりなんかしたらどうなるのかということで現場をもう見ていただいたんですけれども、県の河川であるから云々のということでは全くないんですよ。どこで見られたですかね。手代を作つとに県河川だから県にさせるということですか。そこは町がちゃんと作ってですね、水を取り込むような形でしてあつとです。水利用の降り口というところで作ってありますけれども、今そこをですね、子どもたちがが行き来したり、あるいは地域の方々がたまに海藻を洗いが来たりなんかさる、そのときに落ちたら、川に降りるまでに危険な箇所があるから、そこに手すり等とかなんかできんかということですが、どういう形で県の河川であるからできんと言われるのですか。そこら辺もう一回一つご説明をお願いをいたしたいと思っております。できんな

らば県にお願いするしかないんですけれども、よろしくお願いをします。

それからシステムのネットワークの改修の件ですが、町がする委託業者がするというのを明確にさせていただきたい。途中でですね、例えば我々の番号あたりが盗まれた段階でそうじゃねえ、こうじゃねえって絶対言われたいような施策を絶対とっていただきたい。そこがどこまでであるのかですね、そこら辺が一番地域の方々は用心をするとか、今相当なセキュリティを組んでおる防衛とかなんかに対しても盗まれる可能性があるわけですので、もし盗まれたりどうのこうのしたときにはどうするかということでございますので、そこら辺はもう一回明確な回答を一つよろしくお願いをします。

それから39ページのですね、委託料の関係の件、これについては往々にしてですね、業者さんに発注した場合はどっかのひな型をポットつけてですね、持ってこられる可能性が多々あるわけですよ。そこら辺ですね、できれば地域の方と密着した一緒になっていろんな計画を作るとかそういった形をぜひとっていただきたい。できれば商工関係あれば観光協会とか商工会とかですね、あるいは農協とかそういった形も一つ視野に入れながら、メンバーに入れながらですね、一緒にそういった話し合いの機会をぜひとっていただきたい。そう思っております。これはお願いです。

それから教育委員会の修繕のほう又よろしく、もう一回現場確認してからですね、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、今のお願いをすることだけでは結構ですので、回答お願いをします。

○議長（山本政人君） それでは消防費関係の県のその問題。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、県管理の河川にかかる付帯した斜路に設置をする構造物でございますので、当然県と協議をしなければならないというようなことで県とお話をしたところやはり河川の内にもそういった構造物を設置するのはあんま思わしくないというようなことございました。なんらかの方法が他にあるのかどうかというのを含めて、地元の消防団の方、役員の方もお話をしながら協議をしているというような他の方法がないのかということで協議をしているところでございます。

それから先程情報関係のことが出ました。これにつきましては、それぞれシステムの委託会社と契約等をしております。こういった中で契約の条項の中でそういった責任問題等も条項の中にも含まれておりますので、それに従って業務をですね、遂行していくということでございます。又番号法に関して申されましたけれども、今回国の補正予算によりまして情報セキュリティの関係の国庫補助が出ております。今回補正にも挙げておりますけれども、補正予算の中でですね、マイナンバーの利用事務系の端末から情報の持ち出しができないような設定。それとこのシステムに入る場合に認証システムがいるわけなんですけれども、この認証システムを二重にするというそういったシステムの導入を行います。又国、県から役場のほうに直通でですね、情報のネットワークシステムがき

ておりますけども、このネットワークシステムと通常のインターネットのシステム、これをですね、分割して情報漏えいがなくなるようなシステム、これを今回の国の補助事業によりまずセキュリティ対策事業によりまして構築していくという計画であります。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 今の2点についてはですね、私の質問よりもちよっと外れた回答がなされているようでございます。私は3回目の質問でございますけれども、もう一回そのセキュリティの云々ののは聞かんとですよ、その問題が発生したときに誰が責任をとるかということなんですよ。セキュリティどうのこうのそれは当然ですよ。国の補助事業まで言わなくてもよかったですよ。我々はもし我々のナンバーが漏出したときにどこがとるのか。町がとるのか。業者がとるのか。明確にしたほうがいいんじゃないんですかということをお願いするわけですね。そこら辺をきまえた答弁をしていただきたい。

それから消防関係の危険の柵も一緒です。同じことを2度聞かんっちゃよかですよ。私は県のところに河川の中まで入るようにしてありますけれども、県の河川の中はしなさいと言われんとですよ。そこに高いところの、そこまでくるところには危ないところがあるから、見ている、たぶん現場見とらっさんかもしれませんけれども、担当者には見ていただいたんですが、コロンで車がボロボロと転べばそのままストンと川の中に落ちるから、なんか止めるとはなかですかと。できませんかというような要望ですよ。なんかそこら辺がですね、私の聞いたところと答弁の内容がちょっと違うような形。スラスラ上手な答弁でございますので、惑わされるようなことがありますので。総務課長とはですね、特に申しますが、もう一回ですね、もう一回回答のいかんでは聞かなくてもよからよかですか。駄目ですか。いや、明確な回答ばなかったから。同じような私の。

○議長（山本政人君） 聞いてみましょう。それ以外はよかですか。

○1番（松本良人君） それ以外はよろしいです。

○議長（山本政人君） 県の河川の問題とそれからネットワークの責任の所在の問題ですね。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、先程の県の河川の問題ですけども、これにつきましては先程から申しますとおり、この河川につきまして県の管理になっておりますので、県と協議をしているところでございます。場所についてはですね、ちょっと私のほうは直接確認をしております。担当者のほうが確認をしておりますので、もう一度もしかするとですね、松本議員がおっしゃる場所と違う場所を見てきた可能性もありますので、再度確認をさせたいと思います。

それから先程のセキュリティの関係ですけども、これにつきましては当然国から県を通じて町のほうにそういった情報とかそういったものが入ってまいります。どの時点

で漏えいしたのか、それによりましてそれぞれの責任が明確になると思われます。先程から申しますようにそれぞれのセキュリティ関係の機器のシステムの委託等につきましては契約を交しておりますので、その中で責任の所在を明らかにしておりますので、これに沿って町としては対応をしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） それでわかりましたか。

○1番（松本良人君） はい。

○議長（山本政人君） 他に。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 12ページですが、商工使用料が歴史資料館入館料がマイナス300万。それから物産館施設使用料がマイナス51万9,000円になっています。歴史資料館の当初の見込額及びその積算内訳を教えてください。それから物産館の施設使用料は現在空き家になっておるかと思ひます。その現状の取り組みの状況、将来の見込みを教えてください。

それから同じ12ページで、公営住宅使用料が98万円の減額になっています。これ非常に大きい金額だろうと思ひます。特殊な事情があるかと思ひますので教えてください。

それから14ページですが、1の4で地方創生加速化交付金と5の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金はどのようなものか教えてください。

それから17ページですが、3の農林水産業費県補助金の担い手確保・経営強化補助金。これは繰り越しにされると思ひますが、主にどのような事業に対してこの補助金が支出されるのか教えてください。

それから25ページで、総務管理費の中の長崎天草航路事業補助金に95万円増額なっています。相手会社の経営状況そういったものはつかんでおられるのか。これで27年度の補助金はこれで終わりということになるのか。見込みを教えてください。

それから26ページですが、システムネットワーク改修委託料、これは個人番号に変わるもんということらしいですが、国、県で半分ずつもっているのか。その財源内訳を教えてください。

それから34ページの4の11及び13、これは1,100万円は炉の修繕ということ。それから別に委託料が50万円組んでありますが、この委託料と炉の修繕は何か関連があるかないのか。それから昨日一般質問でお伝えしましたように、非常に私は建物の中の炉は見えていませんが、外観はですね、非常におかしいと言ひますか、コンクリートが剥離してるんですよ、剥落してるんですよ。剥落ってわかっですか。塊がですね、壁の塊のコンクリートが地場に落ちとつですよ。そういう状況もあります。それから鉄筋コンクリート造りの鉄筋がですね、もう露出しててるんですよ。ですね。そういうものを知っているのか。知っていないのか。やっぱなんと言ひますかね、外は作らん

で中ば作る。炉だけ造って、今度は外を又やりかえるということにすつとならば私は一体でどっちみち繰り越しをするならですね、一体であと一回予算を組み直してそれから委託料もそういう50万円がどこまでの範囲で委託してあるのかですが、そういうもんもちょっと教えてください。

それから39ページです。観光費の中で調査分析事業委託料それから地域ブランド推進事業委託ということですが、苓北町の観光を町全体のもので、観光を見直しながら専門業者にあり様を検討してもらおうということ。そのときにあたってはまず一つには苓北町だけ突出したような計画でなくて、天草を広く取り囲んだような形でその中の苓北町の役割、苓北町の位置づけというものを明確にすべきだろうというふうに思います。

それから現在の物産館が非常に中途半端な形で立地して、そこに入っておられる方は一生懸命努力しておられます。中途半端というのはまず大型バスが入れない。なんとか入っても大型バスが入れば他の観光客は中に入ってくるできない状況があります。やっぱ苓北町の観光の一つの目玉としてあそこを道の駅なり海の駅なりという名称つけて、この前の一般質問の中でもお尋ねしたかと思えますけども、背後の畑、農地を買収してでもやっぱ大型バスの乗り入れが楽にできるように集客に努めてもらいたいと思います。

それから富岡城公園管理費、これはこの補正の中には具体的に上がっていませんが、ユニバーサル道路の現状は登り上がってから3、4分の1ぐらいのところ舗装がですね、もう浮き上がるとですね。ご存知ですかね。アスファルトがですね、もう剥離してしまって砂場を歩く、車で行くようなそういう状況にあります。あれはどうされるのかお尋ねをします。

それから昨日説明がありました学校施設環境改善交付金の返還金、これは県内で何ヶ所ぐらいあったのか教えてください。

それから49ページで、文化財保護費の住宅移転補償が300万減額、それから土地購入が92万減額、工事請負費が460万減額。それから測量設計委託が70万円減額になっていますがどういう形でこんなにたくさんの減額をしなければならなかったのか、その状況も教えてください。以上です。

○議長（山本政人君） 観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 12ページの商工使用料のところでございます。歴史資料館の入館料ですけれども、初年度でございましたので、まず目安としてどこをもって来るかということもございましたけども、白木尾にありました郷土資料館につきましては年間に600人ということでございまして、立地条件も違いますのでここをすぐ算定基礎にもって来るわけにいかないということでビジターセンターのもので、入館者の

5割ということで想定をいたしましたけれども、実際のところはですね、12パーセントぐらいということでその辺で入館者数がですね、見込みよりも少なかったということでこれにつきましては昨日の一般質問にもありましたとおり改善できる点はですね、すぐに改善してやっていきたいと思っております。それから物産館施設使用料につきましては半年間ですね、あとの入館がなかったわけですけども、現在ですね、申し込みがございまして新年度になりましたから入って営業していただける見込みとなっております。

それから39ページの観光費のところの委託料でございますけれども、これにつきましてはやはり苓北町は当然なんですけども、天草全体にですね、お客さん呼び込もうということのために天草市と連携をして取り組むように計画をしております。

それから物産館につきましては、議員言われたように後ろのほうも広くしてですね、大型バスも入れるようにというご提案ございましたけども、これにつきましては現在のところはそういった計画はございませんけれども、これにつきましては今後の検討課題かなというふうに思っております。

それからユニバーサル道路の補修につきましては、確かにですね、荒れているところがございますので、これにつきましては修繕するようにですね、手配をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 浜口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

12ページの公営住宅の使用料の部分でございます。まず、公営住宅の部分で今現在もうご承知のように都呂々の松原団地におきまして1棟が入居がないまま空いた状態でございます。この部分の住宅料が概ね30万ほどでございます。住宅料につきましてはその他にも退所から次の入所までの期間の中でですね、1ヶ月ないし2ヶ月程度空いてしまう期間がございますので、そこについての徴収がない部分というのもございますが、入居者の方の住宅料というのは場合によりましては所得のですね、額が多い方については割り増しという形で料金を徴収いたしております。それぞれの年によりまして所得の状況が変化をいたしますと、その分が又減額になってくるというようなことでございまして、只今申し上げましたように割り増し料金の額が減ったということもこの減額の要因でございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 交付金の返還は苓北町と同一事例は県内に1件でございます。（雑談あり）この交付金事業自体で指摘を受けている自治体は11自治体ございまして、その中でうちの事例と全く同じというところが1件でございます。それと減額につきましては、第2期計画の最終年で27年度が最終年でございまして、内示額で予算



を計上しまして事業を進めてまいりましたところ、工事費から公有財産費、補償費につきまして事業が確定しましたのでこの額が減額となりました。以上でございます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 14ページ、地方創生加速化交付金でございます。これは大きく2つの事業に充当しております。一つが、24ページの企画費の中で移住定住の事業の関係で82万7,000円。もう一つが先程説明がありましたが、39ページ、商工観光課の委託費に組んでいる分でございます。

次に25ページ。長崎天草航路事業補助金でございますけれども、航路事業の収支計算をずっと出させていただいております、若干不足するところがございますので、追加で95万円お願いするものでございます。これで最後かということでしたが、最後の増額ということでございます。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 14ページ、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金でございます。これにつきましては、先般の年金機構の事案等を踏まえた情報流出対策やマイナンバー制度施行に伴う情報連携における情報保護対策に各自治体に対応するため新たな自治体情報セキュリティ強化対策の抜本的強化についてということで総務省より示されました。これによりまして国の補正予算に今回盛り込まれたものでございます。これによりまして、苓北町といたしましても自治体情報システム強靱化の向上に資する町の各種システム及びネットワークの改修を実施するものでございます。補助金につきましては補助対象事業費が1,120万、その2分の1の補助となっております。これに関連いたしまして支出のほうは26ページ。システムネットワーク改修委託料1,400万ということでございまして、国庫補助が今申し上げました560万、補正予算債が560万、一般財源が280万ということで28年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

○議長（山本政人君） あとは。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 17ページでございます。担い手確保・経営強化支援事業補助金についてのご説明をいたします。これはTPP対策で繰り越して事業を実施するものでございます。農家経営の強化のために各種農業機械の購入補助でございます。通常30パーセントの国からの補助なんですけれども、今回は2分の1まで上げてある状況でございます。それで9件の農家経営体が希望をされておりました、その機械につきましてはトラクター、田植え機、レタス移植機などがございます。同額を農業費の中で36ページで1,478万円を計上いたしております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○**税務住民課長（益田大介君）** 只今浜口議員の斎場関係のことでございます。まず、需用費の1,000万につきましては、火葬場の中の炉の耐火レンガの積み替えでございます。それから調査設計委託料これは外壁の補修にあたりまして、外壁のひび割れ箇所等を調査いたすものでございます。これにつきましては、一般質問でお答えいたしましてように、ひび割れ箇所等が調査の結果によりまして、28年度補正予算で又お願いをするものでございます。

それから現在の鉄筋コンクリートの剥落、それから一部鉄筋がむき出しになってる部分でございますけども、この至急工事が修理が必要な分につきましては平成27年度の現年度の予算の残がございますので、その中で対応していきたいと思っております。又、応急的に必要な箇所につきまして、特にひび割れ、剥落がひどいところにつきましては27年度の予算残で対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**議長（山本政人君）** 以上だったですか。浜口君。

○**8番（浜口雅英君）** まず、12ページですが、公営住宅で都呂々、松原団地の入居者がどういう理由なのかはよくわかりませんが、ないということですね。やっぱこれはなぜ希望者がいないのかは十分調べられて、ほっでやっぱそれはなんかの解決をすべきではないかと思っております。例えば取り壊して倉庫に、倉庫にしたっちゃ今度は暗ろうなれば人ん影がみえるとかなんとかになる可能性もあるし、そこら辺を真剣にその分だけ取り壊すとかなんかの改善をすべきではないかと思っております。例えば98万円のこれが全額なのかどうかわかりませんが、そういうものの積み重ねにすると10年ぐらいそのまま放置すると。補修はするけども入らないということが10年続けば、やっぱ90万とすれば900万、1,000万ぐらいなってくるわけですね。やっぱそれは早めにその部分を取り壊して又新たな何か良い策を考えられてはどうかと思っております。

それから、これは今後箱ものを箱もの行政を進めていかれる中で入館料の問題ですね。私役場に世話になっとったときの経験からすると堆肥センターの収入が今年も約3,000万ぐらいになっています。堆肥センターにかかるお金がですね。そのうちに収支をとるとやっぱり2,000万以上のマイナスが出てくるかと思っておりますが、建設のときは売り払い分でプラスマイナスゼロという見方がしてありました。やっぱ行政ではどうしてもそこら辺がですね、プラスマイナスゼロを基準に収入をみるとか、そういう傾向もありますので今後この分はもう済んでおりますので、企画財政課長さんは今後の一つそういう見込みがあるものについては十分マイナスでもよかじやなかですか。民間の業者ならばプラスにせないかんわけですが、行政が住民の皆さんのためにやる場合はマイナスもあるんだということ、明確な理由づけができればそれでもいいというふうに思いますので正確にやってください。

それから、長崎天草航路、若干赤字が出たからということですが、議会にもですね、

もうちょっと詳しい数字を教えてください。一緒になって考えてよかですたい。ですね。やっぱ例えば四半期ごとにその収支の状況を役場に報告してもらおう。議会に報告してもらおう。今後どう財政的な支援を町がしていくのか。いつまでするのか。いくらするのか。町民の批判もかなりあることはあるんですよ。私も個人的には果たしてこれいつまで町で面倒みらんなんだろうかという気がします。今後この前の秋野参議が来られたときの話では、又新たな国の制度に乗かって赤字部分については半分は国が面倒みてくれるやもしれんという情報もありますので、そういうものを総合的な取り組みをしながら対応していけるというふうに思いますので、あと一回27年度の赤字見込みを教えてください。もし収支がですね、出ていればそのコピーをください。

それから、34ページの齋場ですが、これはやっぱ普通考えてですよ、例えば家の場合は風呂場ば修繕すると。風呂場ば修繕したけんが、今度は外壁ば修繕すつとやもんなということはあるやもしれませんが、この50万の委託料の中でですね、今のあそこはただ炉があるだけじゃなかわけですね。遺族の方が待合室で使われるわけですよ。風のないとき、天気よかときだけじゃないわけですね。一番海岸の一番高台にあります。昨日も言いましたように耐震調査はしなくてもいいのかという話をしました。なんかあれは早く建ったから検査の対象にならないということですが、それは理由にならないですよ。もし、そういうことはないかもしれませんが、町が防災に力を入れておられます。そういうものをかみ合わせてしまうと、たまたまあそこを使っているときに遺族の方も待合室におられて雨ひどかけんて全部中に入っとならした。そこに災害がきた。地震がきた。つぶれたときどがんすつとですか。私は工事をするならば建物と中の炉いっさいあと一回十分検討されて、そして専門家の、専門家に頼んでも役場でチェックできんばなんもならんわけですが、同じことの繰り返しなんですけど、ぜひそういう形で再度どういう形で取り組むのか再検討してほしいと思います。

それから、27年度でお金が残っているから、それで壁を修繕するんだということですが、あれは左官さんに頼んで穴にずっとセメントば詰める、そういう修繕なんですか。そがんとじゃなかでしょ。ですね。繰り返しになりますけども、あと一回現場を見られてそういう取り組みをしてください。

それから、観光費の39ページですが、課長からは天草市と一体ということですよ。私は天草が一つになってという話をしましたが、私は上天草も含めて先程ちょっと触れましたが長崎もですね、どういう形で長崎と苓北、天草がつながってくるのかはこれまでの歴史の中で十分わかっております。しかも、苓北町が赤字を抱えながら航路の運航もされておるわけですね。やっぱ部分的に見るんじゃなくて、そういう幅広い範囲の中で苓北町をどうつくっていくか。苓北町、誰がどうかわっているのか。そういうものを検討しながらこの苓北町の観光振興のために検討してほしいと思います。

それから、49ページですが、これはかなりの減額に、1,000万近い減額になっていますね。これは当初過大設計の結果これだけが出てきたということではないんでしょうか。やっぱ減額の理由はなるほどというような理由なのか。それを教えてください。以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 減額、これ過大ではございませんで、先程も申し上げましたが一応内示額で予算を組んだために結果的に残ったということでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 他はなんやったかな。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 再度先程の耐震の件でございますが、一般質問のときにお答えいたしましたように、これにつきましては設計士のほうにも確認いたしております、鉄筋構造物の場合には、昭和56年6月1日以降に建築された場合には、新基準で耐震の設計をされているということでこの点につきましては確認をいたしているところですよ。

それから今回の補修に又27年度の予算残につきましては金額があんまりありませんけれども、まず窓枠につきましてはですね、私も現場何回も見まして正面の玄関入って事務室の横の窓枠、その分のコンクリートの剥離、それから鉄筋がむき出しになっておりまして、その分につきましてはの補修、それからもう1、2ヶ所そういう箇所がございますので、緊急にやはり斎場に来られた方にそういうようなケガがないようなそういうようなところ必要な範囲をまず必要な今ある予算の中で緊急に行うということしております。

それから、調査設計委託につきましては、ご存知のようにひび割れ箇所等が非常に多いわけでございます。ひび割れの程度につきましてもちょっとひび割れが入っているところとか、軽度、中度、それから相当さっきも申し上げましたように鉄筋もむき出しの部分がありますので、その点につきましては調査をいたしましてこの補修の方法を又新たに設計によりまして新年度補正予算で対応してこの改修に充てたいということでございます。

それとこの修繕につきましてはの1,000万、100につきましてもこれは炉は今火葬炉は2基ございますけども、平成3年に建築されましてもう25年近くたっております。その中で耐火レンガの損耗が非常に激しい状況でございます。私も中に入りまして炉のレンガの状況見てまいりまして、その辺は確認しております。これは今後炉がもしこの状態が続きますと崩れてきまして、ご遺体の中に損傷があるということがあれば困りますもので、このあたりにつきましては炉の補修も今回補正予算によりまして緊急に改修をお願いするものでございます。以上です。

○議長（山本政人君） まだあったかな。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 12ページの公営住宅の使用料の件で、ちょっとご説明をさせていただきます。先程説明をいたしました松原団地でございますが、ここにつきましては1棟に4戸の住宅が入っております。そういう中であそこにはA、B、Cと3棟の住宅が建っておるわけですが、そのC棟一番海岸線からいきますと、こちらの志岐に近い側ですね。その住宅の一角が今も空き家の状態になってるというようなことでございます。常々募集をいたしましてですね、入居のほうにつきましては入居漏れになった方等につきましてもご紹介をして勧めているところでございますが、諸事情と言いますかその住宅内でお亡くなりになった方がいらっしゃったというようなことで畳替え、それから壁替え等の対応もですね、十分した上で今もお勧めをしている状況でございます。そういう中で又今後も引き続きですね、募集を行います際にはこの松原団地につきましても、一応募集の対象といたしまして入居に抽選に漏れた方等について再度斡旋をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 25ページの長崎天草航路事業補助金でございますけれども、企画の担当のほうが一社会社のほうに訪問しまして、いろいろ会議等にも入れていただいておりますし、この航路事業につきましては関与しておるところでございます。今回の補正のお願いに至った経緯ですけれども、まずですね、今年度の就航の人数を昨年度の実績の10パーセント増しということで見込みを立てておりました。結果的に年間に利用見込みで900人ほどそれに達しないということになっております。それでその収入あと荷物の収入とかありますけれども、収入全体で158万2,000円の減収となる見込みでございます。支出のほうですけれども、燃料の軽油の値段が下がっております。それで80万円ほどの経費が減額できるということですが、それと加えて通信費とか店舗にかかる経費もですね、節約に努めていただきまして25万円ほど減額をできる見込みでございます。あと、ちょっと修繕がですね、予想していない修繕が発生しましてその分がちょっと増額になる部分がございますが、減収分の158万2,000円をカバーする現在の損失額が95万1,000円の損失ということで今回95万円をお願いするものでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、12ページですが、あの松原団地の下のなんかAとかCとかわかりませんが、その部屋を上と下とですね、あそこは1棟に4戸入っていますが、1棟にその棟だけは1棟2戸にしたらどうなんだろうかと思います。（「でけん。」と呼ぶ者あり）なしてな。これでけんこつあんな。でけんっていうのは。

○議長（山本政人君） 今は発言中ですからね。質疑でお願いしますね。

○8番（浜口雅英君） 4棟、2戸2戸あつとはかたっぱし、1戸1戸の2階建てにしたらどうですかという質問ですよ。私の、別によかつじゃなかですかね。

それから、これ町長の回答を望みますが、道の駅の用地を確保して道の駅として苓北町観光の拠点にする。西海岸の観光の天草市の下田とか五和とかにとられる前に、苓北町に道の駅を確保する。ということは私は苓北の産業振興のためにも人口入り込み者の増のためにもそれからサッカー場いくつかつくってありますが、そういう部分の活性化のためにも非常に意義があるというふうに思いますので、そのことについて町長の見解を求めます。

それから、又斎場にこだわるわけですが、火葬場にこだわるわけですが、状況を見るとですね、課長の話ではやはりへこみ部分とか鉄筋が見えている部分にコンクリートをなすくるといふ状況のようですが、あれはやはり専門家のコンサルさんに、これが何年あともてるのか、そういう部分からして、そういう対策がいいのか。炉はやらなければならないとかなんとかなくなってくれば、炉も一気にやっ飛ばさうというふうなことが建築上は経済性を考えると有利だと思います。その間建築に1ヶ月か2ヶ月かかるとすればその間苓北町での火葬業務はなくなるわけですので、その間は天草市の火葬場をお借りするとかどっかをお借りするというふうないろんな方法はあるかと思いますが、町長の見解は、4戸を2戸にするのも町長の考え方も。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先程この1棟4戸の住宅を分割してできないかというご提案がございましたが、まずこういう集合住宅の場合はですね、同じ階層の中で隣の家と接する部分には防火壁という形で設けてございますので、まず、分割をするというのは片方の建物を全て取り壊してしまうという形になるわけでございます。そういうふうに考えたときに補助金をいただいた中で建設もいたしておりますし、極端に言いますと今現在年間30万ほどの収入が少なくなっている状況はあるわけでございますが、逆に考えると経費が高くなると。ですから、こちらといたしましては今後も引き続き入居につきましてはですね、努力をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 物産館の活性化について、諸々の質問じゃなくて意見が出てきましたので私も答えます。これも今補正予算で出してます加速化交付金の中で今までは要するに全体の流れというか、九州とか日本の観光の流れをつかんでない人たちがああだこうだ言ってたわけなんですけど、今度は旅行業者本体の方にも来ていただいて、どういふふうになれば自分たちが客を連れて来れるのかと。そういうことも踏まえながらご意見もいただいて具体化していきたいと。これも天草全体で考えていく中でですね、例えば離島航路の並の航路復活とかこれもその一環として今運動をしているところであり

ます。そういう中で観光業者の方たちがバスを繰り出すわけですから、そのバスがどういう形で受け入れ体制があれば寄っていただけるのか。こういうことも踏まえて今度そういう研究をしますので、その研究の成果やはりあそこにはバスは何台か停まれるようにならんといかんと。そしたら自分たちもバスを回すというような状況の具体的なセッションがありましたならば、これは積極的にやっていきたいと。そして又、正式な道の駅になれるかどうかはこれは国土交通省ともよく今後ですね、打ち合わせをしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） まず、火葬炉の炉の修理を1号炉と2号炉でございますけれども、これにつきましては見積り単価をとりまして。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） どうも失礼しました。火葬場の件でございますが、たしかに浜口議員ご指摘の状況でございます。それはわかっておりますが、この前もちよつと言いましたけど、これ全部全額現金でやらなきゃいけないんですね。だから相当慎重な対応が必要であると。それとまだまだしっかり修繕をしていけば使えるというような専門家のご意見もありましたので、今回調査委託料を正式に出しまして、一体どこまでやればいいのかその方向性をですね、これを出していただく。その出していた中で又新たに自主設計をやってこれを保たしていくと。その保たしていくのがどのくらいになるかというのも今度その中である程度は把握できるのではないかと考えております。1つはそういうことで、まだ25年、25年たったのかという感想もありますけど、25年しかたっていない。そういうことも考えますとまず、この調査の結果を見まして、その結果の中でしっかりと対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 全ての質問に対して答弁があったものと思います。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

他に質疑ありませんか。田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 16ページです。青年就農給付金事業補助金の件ですけども、これは新規就農だと思うんですけども、これ途中でやめられたのですかね。150万一応1年間なつてたんですけど。そこら辺を詳しくお願いします。（「16ページ」と呼ぶ者あり）17です。ごめん。17ページ。そして経営体育成支援事業補助金のほうも

お願いします。担い手は今の浜口議員からので聞きました。

36ページです。これ同じだと思うんですけども、負担金補助の新規就農支援補助ですかね、こちら辺を詳しくご説明お願いいたします。農業振興費です。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 只今のご質問にお答えいたします。まず、17ページの青年就農給付金県補助金でございます。これは国から県を通じまして、新規就農者に補助金を交付されるものでございますが、当初7人525万を予定しておりましたが、1件の農家経営体新規の方が条件が整わず申請を取り下げということになりましたので、6人の450万に1件減額されております。

次に、経営体育成支援事業でございます。先程担い手確保経営強化支援事業補助金の内容を申しましたが、内容につきましてはほぼ同じでございます。これも国から農業機械を購入するのにですね、補助が出されるわけですけども、TPP対策と違まして通常の経営体育成支援事業補助金は30パーセントの補助ということでございます。これを希望される方が1件ございますので、その分のトラクターの補助金を計上いたしております。

36ページにそれぞれ同額の支出のほうですね、減額、それと増額、それぞれこの事業に対して計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。山下君。

○10番（山下時義君） 浜口議員の質疑と重なるところがありますが、この12ページですね、都呂々、松原団地の公営住宅のことで質疑の中でですね、いろいろ言われましたがやっぱりずっと募集されてもですね、なかなか入所者が続いていかんということですよ。そこで先程課長の答弁では国の補助金をもらっているから簡単にはできないんだと、こうおっしゃられましたがずっと考えてみますとですね、このまま続くということは先程浜口議員からお話がありましたように、10年間では1,000万に近くなるんですよ。いえいえ、ずっと95万。（「全部で98で。」と呼ぶ者あり）そうやっていくんですよ。やはり建て替えるというようなことは考えられるのかですね。それもちょっと質疑をいたします。

次にですね、39ページの商工観光関係ですが、天草宇土半島地域広域負担金という項目がありますが、この事業の内容と苓北町が委員としてどなたが出ておられて、どういう協議をされて、苓北町にどういうメリットがあるのかですね。その辺の質疑をいたします。以上答えてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） まず、12ページの公営住宅の部分でですね、この松原団地に関わる分の家賃の使用料につきましては、年間で約30万円でございます。



そういうことでこれがおっしゃるように10年間も今後引き続くようなことがないようですね、こちらといたしましては入居されますように努力をしたいというふうに考えております。それから立て直し等々のご提案をされましたけども、又この建物を仮に取り壊す、それから又新たに建てるとなりますと5、6、000万円の費用になるかと思っております。そういうこともございますので、簡単に立て直しというふうなことについてはですね、できないというふうに考えております。ご心配をいただいております分につきましては私どもも又今後引き続き入居をですね、していただけるように又努力をしてみたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 39ページの観光費の19負担金補助の天草宇土半島でございますけれども、これは平成24年から始まっておりますけれども、宇土市、宇城市、上天草市、天草市、苓北町でそれぞれ担当の課長と担当者ということで構成をしております。事業の内容といたしましては、トレッキングのイベント、それから観光ガイドブックの印刷、サイクルラックの設置、それから観光PRキャンペーンということで福岡とか大阪の物産店に出向いてのPRというふうな活動を行っております。その中で苓北町からも町内の事業者に出て行って、そこでの物産の販売とか苓北町のPRなどを行っております。以上です。

○議長（山本政人君） ここでお願いをしておきます。答弁者も質問者も発言がある場合はマイクをですね、ちょっと上げていただいて。そうしませんと議事録の作成の関係でございますので、よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 13ページなんですけども、昨日も質問をさせていただきましたけども、保険者支援金の件でございます。12月に国が3分の2交付を、国からされていると思いますけども、この金額についてはその3分の2でしょうか。27年度分でしょうか。ちょっと教えていただきたいというのと、それから39ページなんですけども、民泊推進事業委託料というのが55万組んでありますけども、この内容を教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 13ページの国保保険基盤安定国庫の負担金の件ですけれども、議員さんおっしゃるとおり12月に3分の2が国庫の分が入っております、3月15日に残り分が入るということでございます。県のほうについてはまだ3月末だろうと思いますけども、入っていない状況でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 39ページの観光費の民泊推進事業委託料でございま

すけれども、これはその2つの委託料と同様に今回の国の加速化交付金事業で行うものでございます。内容といたしましては、民泊とか他にも旅館とかいろいろ形態がございますけれども、そういった点について民泊を推進したほうがいいのか。その辺も検討した上で天草の特色をどうして出すのかとか、そういった提案をですね、していただくような委託料でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 49ページの文化財保護費の中の土地購入費等、住宅移転補償費、これが出ておりますけれども、減額で。これは昨日一般質問の中で出ました富岡2丁目の2件の分のことなんでしょうか。その内容。最終的にこの購入費はいくらになったのか。又住宅移転補償費はいくらだったのかをお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 住宅移転費でございますが、最終的にですね、928万3,000円でございます。補償費につきましては、382万4,000円でございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） ちょっと確認しますが、今購入費が928万3,000円で、移転補償費が382万4,000円でよかったんですかね。これは2件分ということですかね。

○教育課長（汐崎正喜君） はい。

○7番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい、これから討論を行います。討論の場合は最初、反対か賛成かを述べられて、そして討論を行ってください。はい、松本君。

○1番（松本良人君） 賛成反対じゃなくて意見を言いたいんですけども。意見は駄目ですかね。全体的に。

○議長（山本政人君） まず、原案に反対者の発言。

○1番（松本良人君） 私はですね。いいですよ。反対でいいです。

○議長（山本政人君） 反対でよろしいんですか。

○1番（松本良人君） 私は意見としていいかっですよ。意見はなかっですかね。

○議長（山本政人君） 意見はありません。

○1番（松本良人君） では反対で言います。私はこの全体的なですね、予算の組み方

にちょっと問題があると思います。というのが町の責任の取り方ですね、町の責任の取り方に相当な疑問がもっております。というのが先程問題点を2、3例を取り上げて予算についての質問をしました。

1点目は消防の通路の問題について。これが一番わかりやすいと思ひまして言いました。というのが消防の降り口のところに川に落ちるから危ないから防護柵をしてくださいと言ったですよ。それが町としては県だから町はまだわからんと。私はこの問題については議員になる前からずっと言ってきました。議員になってからもここでも言いました。ところが県だからと。もしここで死亡事故なんかがあったら、又これも県と町の争いになつとですかね。補償問題について。これは町がつくった施設なんですよ。そこら辺ですね、県との協議云々が私は前から言うのとるわけですから、もう生命に危険がある箇所ですのもうすでに取り組んで話ば進めてまいらんばいかんところをですね、まだそのままになっておるといのはやはりちょっと問題じゃないかなと思います。先程のネットワークの問題も一緒ですよ。例えば町民の方々がもしネットの流出等によって今はやりの詐欺にあった場合、多額の損失を受けられた場合、町民の方が泣き寝入りする可能性があるかもしれません。そんなときにどっかどっちが補償してくれんかなというようなときに、委託業者が悪か町が悪かって、水掛け論でそのまま泣き寝入りされるんじやなかろうかなというような問題ですよ。私これ2点取り上げましたけれども、委託の関係にはですね、今まで各種の問題について相当なやっぱり私たちちょっと考えられないようなことがありました。昨日もですね、避難地問題で委託業者との問題も取り上げました。これも明確な責任は委託業者がじゃっか、町はなかやっかってこういう問題ですね、私は町長にも責任があるだろう。私たち最高議決機関として私たちも賛成した者にも責任があるから、私はとりますと。とりますかどうかということを行いましたけれども、それについて何ら明確な回答ない。こういった形でまだまだですね、工事関係その他事業関係、委託関係、監理関係の委託もあります、他にもいっぱいあると思います。先程の浜口議員から指摘されました火葬場の問題、もしお客さんが行つとって壁が落ちかけてきたときにほんなら誰が責任とるかという問題多々あつとですが、案外この荅北町については簡単な問題についても責任をとりきらない業種になつてゐるんじやなかろうかなと思います。私はこういった予算の組み方等については反対します。

○議長（山本政人君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 浜口です。反対の立場で討論に参加します。私はこの斎場のあり様について一般質問でもお尋ねし、この補正予算の中でもお尋ねをしました。家を建て直す今の状況からすればですね、建て直した場合は数千万円、1,000万円、2,0

00万円ではどうもならんというふうに思います。補正の中で今回の補正で1,100万円、それから新年度予算の中で工事費用ですね、5,000万とか6,000万組んであれば納得できますが、新年度予算の中でも委託料が300万しか組んでありません。これでは火葬場の立て直しちゅうのは不可能だろうと思います。これ一般質問の中でも申し上げましたように遺族の方が入られたときにあの建物が大丈夫かと、耐震検査を済ませているのかという質問に対しても耐震検査の必要はないというふうなことでした。私はこの補正を1,150万円の一般財源の補正をどうするのか。新年度でどうするのかということがはっきりしない限り、今回の補正予算には反対します。以上です。

○議長（山本政人君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第4号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第5号 平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第3、議案第5号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第5号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,911万3,000円を追加、補正後の予算額を13億74万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、保険給付費の決算見込みと国庫支出金及び県支出金等の確

定に伴うものでございます。

補正の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、目2高額医療費共同事業負担金及び目3特定健康診査等負担金は、国からの決定通知に基づき確定したもので、合わせて574万9,000円の減額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金及び目2特定健康診査等負担金は、事業確定により合わせて2万円の増額でございます。

8ページをお願いします。

款9共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金1,476万9,000円の増額、及び目2保険財政共同安定化事業交付金5,128万2,000円の増額はそれぞれ共同事業交付金等の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款11繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金は、国及び県補助金の確定に伴い1,037万8千円の増額、節2出産育児一時金繰入金は、出生人数の減少に伴い140万円の減額、節4財政安定化事業繰入金は財政安定化支援事業の確定により392万9千円の増額でございます。

10ページをお願いします。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、他の財源が発生しましたので2,411万6,000円の減額補正でございます。

次に、歳出です。

11ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、医療費の不足が見込まれますので2,100万円の増額です。

12ページをお願いします。

項2高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者共に高額療養費の不足が見込まれますので、合計で1,300万円の増額でございます。

13ページをお願いします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、出生人数が当初予算の10人から5人へ減少しましたので210万円の減額です。

14ページ及び15ページは財源区分の変更です。

16ページをお願いします。

款7共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金2万6,000円の増額、目3

保険財政共同安定化事業拠出金 1,660万8,000円の増額につきましては、国保連合会による実績見込額通知に伴うものでございます。

17ページは財源区分の変更です。

18ページをお願いします。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金は、平成26年度特定健康診査等負担金の国及び県負担金の確定に伴う返還金57万9,000円の増額でございます。

以上が、平成27年度3月補正の内容でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第5号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成27年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第6号 平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、議案第6号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第6号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

補正の主な理由は、介護保険料実績見込みによるものでございます。

歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億933万3,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入です。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料675万8,000円の増額は今年度実績見込によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金674万8,000円の減額は、介護保険料の増額で財源が発生しましたので、基金の取り崩しを減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

款9諸収入、項3雑入につきましては、嘱託職員の社会保険料で1万円の増額補正となります。

9ページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費でございますが、嘱託職員の社会保険料として予算が不足しますので2万円の増額補正でございます。

10ページをお願いいたします。

このページにつきましては、財源区分の変更でございます。

以上が、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 10ページですね。この介護サービス等給付費でございますけれども、7億7,000千万。いいでしょうか。よかですね。実は内容についてちょっとお尋ねをいたします。今例えば福祉センターあたりに介護、要するにデイサービスとかデイケアとかでずっと予防のために行っておられる方がおいででございますけれども、およそですね、1回あたりにどのくらいぐらいの経費がいるものか。これはたしか月単位云々でちょっと難しい計算だったんですが、一人当たりの平均でも結構なんですが1回あたりですね、どの程度の金がかかるか教えていただきたい。

○福祉保健課長（田尻伸治君） ちょっとお待ちください。

○議長（山本政人君） わかりますか。すぐ。

○福祉保健課長（田尻伸治君） ちょっとお待ちください。

○議長（山本政人君） あとでっていうわけにいかんですよね。松本君。

○1番（松本良人君） わかったですか。いや、私がほんならどういった目的でということをお尋ねします。というのはですね、簡単に申しますとデイサービスあたりに通われると簡単にちょっと極端に言えばこれ失礼な話ですけども、なんて言うんですか

ね。ちょっと保育園の子どもさんたちが行くような感じで行かれる方も中にはおいでなようなんですね。例えば私は言うのが1回いくら、1回行けばこの程度は一人当たりいきますよと。介護費の中でこのぐらいがいきますよと。お互いに介護にならんような一生懸命自立したことをやりましょかといったようなPRにもなるようなことを教えていただければなと思うわけでございます。よかですか。そっでよかですね。その程度でよかですが。

○議長（山本政人君） 課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 先程の1回あたりの単価につきましてはですね、その前にこれ予算上は介護サービスの給付費となっておりますけども、これにつきましては介護予防事業ということでやってますので、給付費には入っておりません。特定高齢者と一般高齢者とありますが、1日で1万5,000円の単価になっております。この1割が自己負担というようなこととなります。1日1割の負担ですね。だけんが。1日。1万5,000円が事業所にいくという金額になります。これによりましてですね、できるだけ介護状態にならないように元気な状況を保っていただくと。あるいは軽減をしていくということで非常に役に立っている事業でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第6号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成27年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、議案第7号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。



○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第7号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万8,000円を追加し、補正後の予算額を1億968万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、後期高齢者健康診査事業と保険基盤安定負担金の決算見込みによるものでございます。

補正の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

まず歳入です。

款3繰入金、目1一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金124万6,000円の増額は、県補助金の確定に伴い繰入額が確定したものでございます。

7ページをお願いいたします。

款5諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入73万8,000円の減額ですが、決算見込みにより、後期高齢者医療広域連合からの委託を受けております後期高齢者健康診査の100名分の減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出になりますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費73万8,000円の減額は、国保連合会への健康診査負担金で100人分の減額によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、県補助金の保険基盤安定負担金の確定により124万6,000円の増額でございます。

以上が、平成27年度3月補正の内容でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第7号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成27年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第6、議案第8号、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第8号、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億8,322万円とするものです。内容につきましては、実績見込みによる変更が主なものでございます。

補正の内容につきましてご説明申し上げます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料、目1使用料、節1現年度分につきまして200万円の減額でございます。これは収入見込みでございますが、人口減少等によりまして使用量が減少したことが影響したと思われまます。

歳出につきまして、7ページをお願いいたします。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節2から4は人件費の変更でございます。節11需用費は主に薬品代、修繕料の減額で合わせて230万円の減額でございます。節13委託料は土曜日、日曜日等の水道施設維持管理委託料の請負差額で50万円の減額、節15工事請負費は、今年度予定の工事の完了による入札差額150万円の減額、節27公課費は消費税の確定により中間納付額が不足するため230万円の増額でございます。

以上で、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 6番のですね、水道使用量の件ですが、前なんか言ったかもしれませんが、実はこの前のですね、災害のときに管が折れてそれから漏水しとととですね。あるうちの集落であったんですが、私たまたま徴収のお手伝いをしておりますから、そのときに1ヶ月分がちょっと使用料が多かったのかなあと感じてしとととたけど、2ヶ月、3カ月ぐらいまでずっと万円に近い単位の水道料が上がってきとらすわ

けですね、その方から。1件の方からですね。そしてそのときにちょっと水道おかしかなかなか、ようけ使うたんやと言うたところが、いやあちょっと多かったけん旦那が今水道係行ってとか、自分が見つけたら箇所がわかったから修繕しましたと言いました。そういったことあったんですが、この件については私も水道の係をしたことがありますけれども、検針をしておりますとですね、その家は何トンぐらい使うというようなことがおおよそわかるわけですね。そのときに発覚するような委託、今委託でやっておられるですけども、ここはおかしかなですよ。調査したほうがよくなかでしょうかいというようなことを指導なさって今現在してあるのかないのか。私はこの減額があったもんですから、この前の災害あたりで出たやつを減額してやられたんかなということでしたんですけど、その額なかなかですね。

○議長（山本政人君） 課長。

○水道環境課長（小林和文君） 現在メーター検針のほうを今機械と言いますか、機械式で検針をしておりますけども、そのときに通常の使用量と誤差が出た場合はエラーということでエラーリストが出てまいります。そのリストが出た分につきましては全て担当者のほうで個別に訪問をしてですね、原因を確認しておりますして、例えば家族がたまたま増えたとかそういう理由とかありますし、おっしゃったように漏水が原因のこともございます。漏水が原因の場合につきましては、修繕をされたことを条件にしまして、減免申請をしていただいて減免をするという方法をとっております。今回の200万につきましては、そういった漏水等に伴う減免の減ということじゃなくて、全体的な使用量の減少ということでの減額でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松本君。

○1番（松本良人君） 要するにそういったことが発覚した場合は減免のする、なんですかね、いろいろな規則等があるということですかね。そうした場合は例えば申請書等を個人から出せばよかというわけですかね。

○議長（山本政人君） 課長。

○水道環境課長（小林和文君） そういうことでございます。減免申請書がございますので、それに業者の方から修理をしましたということで、修理の写真ですね、終わったという写真をつけていただいて減免申請書を出していただいております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すいません。詳細については担当に聞けばいいと思いますが、ついでにですね、要するに業者の方を通して修繕をしにゃいかんということですかね。ただ漏れよったからちょっと慣れとったから自分がきってついでよということでは駄目ということですかね。

○議長（山本政人君） 課長。

○水道環境課長（小林和文君） 町の水道につきましては、町の指定業者でなければ修理とかそういう作業をしていけないように定めておりますので、町の指定業者の方に修理をしていただくことが条件になっております。

○議長（山本政人君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第8号、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成27年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第7、議案第9号、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第9号、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ393万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億5,003万1,000円とするものでございます。

内容は実績見込みによる変更が主なものでございます。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正は、長寿命化計画策定事業で255万5,000円の見込みです。管渠の計画策定後に詳細調査としてマンホール蓋の調査を予定しておりますので、その業務を繰り越す予定にしております。

歳入につきましては、7ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1分担金、節1分担金で、実績見込みにより33万9,000円の減額です。

8ページをお願いいたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節1現年度分で、水道使用料と同様で320万円の減額でございます。

9 ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道事業補助金は事業費の減少により40万円の減額でございます。

歳出につきましては、10 ページをお願いいたします。

款1 公共下水道事業費、項1 下水道管理費、目1 一般管理費で主なものは、節8 報償費は受益者分担金の前納報奨金で7万円の減額でございます。これは収入がそれだけ減少しておりますので、それに合わせて減額するものでございます。節11 需用費は電気料金の減少で80万円の減額、節13 委託料は国庫補助対象の長寿命化計画策定委託料70万円の減額を含めまして、全体で171万3,000円の減額、節27 公課費は消費税の確定により130万6,000円の減額でございます。

以上で、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第9号、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成27年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第8、議案第10号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第10号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,735万円とするものです。

内容は実績見込みによる変更が主なものでございます。

歳入につきましては6ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1分担金は1件分を計上しておりましたが、新規の接続がなかったため13万円の減額でございます。

歳出につきましては、7ページをお願いいたします。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水管理費、目1一般管理費で、節8報償費は、分担金収入がなかったため前納報奨金2万5,000円の減額です。節11需用費は、鶴地区の処理場におきまして台風のとき停電のための自家発電機を設置いたしましたけども、今後の発電機設置に備えてコンセントとケーブル等を整備するため修繕料として12万5,000円を増額します。節14使用料及び賃借料は実績見込みにより23万円の減額です。

以上で、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第10号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成27年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第11号 平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 日程第9、議案第11号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第11号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45万6,000円を減

額し、歳入歳出それぞれ4,780万4,000円とするものです。

主な内容は、実績見込みによる変更でございます。

4ページをお願いいたします。

地方債の変更で工事費の確定見込みにより当初の240万円から50万円減額し、限度額を190万円にするものです。

歳入につきましては、7ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1分担金、節1分担金は、実績により2名前納がありましたので7万7千円の増額でございます。款3県支出金、項1県補助金、目1特定地域生活排水処理事業費補助金、節1特定地域生活排水処理事業費補助金のうち、熊本県浄化槽設置整備事業補助金につきましては、基準事業費の6分の1を県が補助するものでございますけれども、3基分の事業費の確定により3万3,000円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

款7町債、項1町債、目1下水道事業債は、工事費から県補助金、受益者分担金を差し引いた額を借り入れをするため、工事費の確定見込みにより50万円の減額でございます。

歳出につきましては、10ページをお願いいたします。

款1特定地域生活排水処理事業費、項1特定地域生活排水処理管理費、目1一般管理費で、節3、4は、人件費でございます。節11需用費は、修繕料の実績見込みで5万4,000円の減額、節12役務費は、浄化槽協会による法定検査手数料で5万4,000円の増額、節13委託料は、浄化槽の維持管理委託料で実績見込みにより23万6,000円の減額でございます。

11ページをお願いいたします。

款1特定地域生活排水処理事業費、項2生活排水処理事業費、目1生活排水処理事業費は、実績見込みにより、節11需用費が7万円、節15工事請負費が30万円の減額でございます。平成27年度は5人槽2基、10人槽1基の新規設置がございました。

以上で、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この事業に該当する町民の方は坂瀬川、志岐、富岡、都呂々でそれぞれ何所帯ぐらいありますか。

○議長（山本政人君） 課長わかりますか。すぐ。

○水道環境課長（小林和文君） ちょっと準備してません。

○議長（山本政人君） あとでいいですか。

- 8番（浜口雅英君） はい。
- 議長（山本政人君） 錦戸君。
- 11番（錦戸俊春君） 7ページですね、分担金で、前納が2名あったという説明のようでしたけれども、これに対する報奨金はなかったのでしょうか。
- 議長（山本政人君） 課長。
- 水道環境課長（小林和文君） 報奨金につきましては、当初からですね、歳出のほうは不足が出るといけませんので、当初から組んでおりましたので足りておりました。
- 議長（山本政人君） よろしいですか。
- 11番（錦戸俊春君） はい。
- 議長（山本政人君） 他にありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本政人君） 討論なしと認めます。  
議案第11号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本政人君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号、平成27年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第10 議案第12号 平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）**

- 議長（山本政人君） 12時を過ぎましたが、もう1件だけ補正予算が残っておりますので区切りよく。日程第10、議案第12号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。土木管理課長。
- 土木管理課長（山口仁人君） 議案第12号、平成27年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明を申し上げます。  
今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ909万6,000円とするものでございます。  
6ページをお開きいただきたいというふうに思います。



まず、歳入でございますが、款1財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入でございます。今回販売の実績に伴いまして18万8,000円の増額をいたしております。販売につきましては、財ノ尾が1区画、折山が1区画でございます。

次ページをお開きいただきたいと思っております。

3の歳出でございます。款1事業費、項1宅地造成事業費、目1分譲宅地造成事業費でございます。まず、委託料におきまして、住宅用地販売促進にかかります不動産業者等からの販売の斡旋はございませんでしたので40万円の減額をいたしております。次の負担金の19でございますが、宅地内に住宅を建設する際の補助金といたしまして、計上しておりました分のうちから不用額120万円を減額したものでございます。

次をめぐっていただきまして、8ページでございますが、款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金でございます。当初予算の485万7,000円に対しまして、今回一般会計への繰出金として178万8,000円を増額するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 課長の説明で財ノ尾と折山が売れたと。それぞれいくらだったか。ちなみによければ教えていただければと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今のご質問にお答えをいたします。まず、財ノ尾でございますけども、364万3,091円でございます。次に、折山でございますけども、380万2,880円です。380万2,880円でございます。合計が744万5,971円です。以上でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） あと宅地造成特別会計が抱えている宅地の状況ですね、坂瀬川、志岐、富岡、都呂々にあろうかと思いますが、各地区ごとに区画数と各面積教えてください。

○土木管理課長（山口仁人君） 残っている面積ですか。

○8番（浜口雅英君） はい。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） すいません。面積までちょっと把握をここではいたしておりませんが、まず坂瀬川地区折山が全て売れてしまっておりますので、坂瀬川地区の分譲地はございません。続きまして、財ノ尾地区でございますけども、今回1件売れておりますので、残りが8区画ということになっております。富岡地区でございますけども、轟地区内に2区画残っております。それから都呂々の浜団地の部分でございます

けども、一番上に1区画残っております。一応今現在あと残りが11区画というような状況でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 全部で11区画残っていると、あとですね、ということで努力はされているんでしょうけども、今後はただPRをしていくということだけになるんでしょうか。何かいい方法はないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今現在町の関係いたしますところのですね、それぞれふるさと会等におきましても、チラシを配布する等販売に努力をいたしているところでございますが、一応今年度も又長崎ふるさと会、それから関西ふるさと会、関東ふるさと会にむけてですね、チラシが配布できるように一応1,500枚ほど作成をいたしております。それと一応町内外のですね、それぞれの皆様からのご紹介等いただきながら、今のところまだ新年度28年度において1区画ですね、申し込みが今あっておりますので、それぞれそういうふうな対応もですね、心がけているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） どうしても売れないというような場合は、価格を見直すというふうなことは考えておられますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今現在土地の価格等については皆さまご承知のように、徐々にではありますけどですね、下がっていたものが景気の回復とともに町内でも民間の土地が売れているというような状況もございますので、今のところこの販売価格を引き下げる予定についてはそういう考えはございません。以上です。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 去年の予算委員会のときちょっとなんて言うんですかね、お願いというか話をちょっとしましたけども、都呂々の浜団地の区画のところですね。あれ一番上のが残つと思うんですけど、あれかなり法面積があるんですよ。そして金額もかなりの金額、いわゆるテラス面積割るとかなりの単価になるんじゃないかなと思いますけれども、それはちょっとやはり単価の見直しというのが必要じゃないかなという気がするんですけど、そこら辺はちょっと検討してまだ再度なんかされたほうがよろしいんじゃないかなと思いますけれどもいかかでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 只今ご指摘の浜団地の件についてでございますけども、ご指摘のとおりテラスに対しまして法の面積が大きいというのは承知をいたしてお

ります。なかなかこの売り出しに関しましてはなかなか売れないという状況がございますけれども、今現在風力発電の発電のですね、候補地というようなことでそういう利活用ができないかということである業者さんと一応コンタクトをとっております。それが話がどうなるかちょっとわかりませんが、試験的に風力計あたりを設置していただいでですね、検討をいただくという一応手はずになっているところでございます。又そういう利活用がもしできなかった場合におきましては又再度価格の見直し等についてもですね、又ご相談を申し上げたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山本政人君） よろしゅうございますか。他にありませんか。山下君。

○10番（山下時義君） 都呂々の浜団地のことについては、只今錦戸委員からお話いただいたとおりでございます。今課長の発言では風力発電を計画しているとのことにおっしゃいましたが、風力発電はですね、通詞島に2基設置してあります。ご承知のように回転するときですね、音が出るんですよ。それであの辺の周辺の方にもですね、その辺のお話は十分されて、そしてやっぱり施設を設置しないと又あとで苦情がきたら大変ではありますので、課長その辺はよろしくお願いいたします。その点いかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今ご指摘のようにたしかに大規模な風力発電を設置いたしますと、周辺に風切り音等がするということについては、私もお話をお伺いしておりますが、一応今回事業者の方からですね、そういう適地がないかというようなことでお話がまいておまして、町内で今富岡の京ノ坪ですね、の町有地、それからこの都呂々の浜の町有地というところを一応こちらで候補として一応ご紹介をしたということでご指摘のように周辺の皆さまにご迷惑のかからないような形の中でですね、又今後もちょうと私のほうでも又検討させていただきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第12号、平成27年度芥北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成27年度芥北町宅地造成事業特別会計補正予算（第

2号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、1時15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時16分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

#### 日程第11 議案第13号 公有水面埋立地の用途変更について

○議長（山本政人君） 日程第11、議案第13号、公有水面埋立地の用途変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 議案第13号、公有水面埋立地の用途変更について。

別紙の公有水面埋立地の用途変更にかかる意見について、意義のない旨熊本県知事に答申したいので、公有水面埋立法第13の2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。公有水面埋立地用途変更にかかる地元の意見について、公有水面埋立法第13条の2第2項において準用する同法第3条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

（別紙）1、出願者の住所及び名称、天草郡苓北町志岐660番地、志岐漁港海岸管理者、苓北町長、田嶋章二。

2、埋立地の用途、（変更前）緑地537.01㎡、道路用地204.22㎡、（変更後）道路用地741.23㎡。

補足説明をさせていただきます。

今回の公有水面埋立地の用途変更につきましては、熊本県土木部が管理する釜建設海岸を志岐漁港海岸保全施設整備事業で町が整備した部分につきまして、本件埋立免許を受けた後、志岐漁港臨港道路の全体計画を見直したため、この見直しによりまして海側に道路法線を変更したため、当初、緑地と道路用地の用途にわけていたものを、すべて道路用地としてするものでございます。なお、今回埋立の全体の面積には変更はございません。

次のページをお開きください。

当初、埋立免許を受けた道路敷地と緑地の用途を分けていた図面でございます。赤色の部分が道路用地、緑色の部分が緑地の部分でございます。

次のページをお開きください。

志岐漁港臨港道路の全体計画を見直しまして、当初緑地部分を全て道路敷地として用途変更した図面でございます。

以上、今回の埋立地の用途変更につきましては、公有水面埋立法第13条の2第2項の準用する事項に該当いたします。町長の意見を提出するにあたりまして、同法第3条4項に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 用途申請に対する質問ではありませんが、構造物の護岸敷が海側にありますね。この護岸敷が幅が2メートル50ぐらいですか。その階段部分に天端幅30センチ、高さ50センチぐらいの留めコンクリートがありますが、それずっとクラックが入っています。その状況はご存知でしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 申し訳ございません。現場を確認しておりません。大至急確認いたしまして是正することといたします。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第13号、公有水面埋立地の用途変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、公有水面埋立地の用途変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

## 日程第12 苓北町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

○議長（山本政人君） 日程第12、苓北町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員及び補充員の選挙については、地方自治法第182条の規定に基づき、当議会で選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

ちょっと私語が聞こえます。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員には池崎計介君、櫻井勇治君、木下勲君、丸井次郎君、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました池崎計介君、櫻井勇治君、木下勲君、丸井次郎君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、荒木康英君、黒瀬勝一君、小崎重輝君、田尻幹雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。只今議長が指名しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました荒木康英君、黒瀬勝一君、小崎重輝君、田尻幹雄君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は只今議長が指名しました順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は只今議長が指名した順序に決定しました。

日程第 1 3 議案第 1 4 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第 1 3、議案第 1 4 号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第 1 4 号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することとする。

平成 2 8 年 3 月 9 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、行政不服審査法が改正され、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。行政不服審査法は行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為に関する不服申立てについての一般法で、個別法に特別の定めがある場合を除き、国地方を問わず行政庁の処分に幅広く適応され、国民の権利、利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とした法律でございます。今回この行政不服審査法が抜本的に改正され、施行されるにあたりまして、関係する条例を条立てにして一括して改正するものでございます。法律の主な改正点は、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化したこと、行政不服審査会等への諮問手続きが新設されたこと、審査請求期間が現行の 6 0 日から 3 ヶ月に延長されたことなどでございます。

それでは、各条例の改正内容について、主な点について説明させていただきますので、新旧対照表の 1 ページをお開き願います。

第 1 条は、苓北町情報公開条例の一部改正でございます。まず、新たな条の追加により、目次を改めます。

次に、1 4 条は不服申立てを審査請求に決定または採決にそれぞれ改めるものです。

次のページ、2 ページをお開き願います。

第 1 5 条、苓北町情報開示審査会の規定では、不服申立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人にそれぞれ改めるものです。

3 ページをお開き願います。

第 1 6 条から第 2 2 条までを 3 条ずつ繰り下げ、新たに第 1 6 条として、審理員による審理手続きに関する規定の適用除外等、第 1 7 条として、審査会への諮問等、第 1 8

条として、意見の陳述の規定を設けるものでございます。

6 ページをお開き願います。

第2条は苓北町個人情報保護条例の一部改正でございます。

まず、新たな条の追加により目次を改めます。

次のページ、7 ページをお開き願います。

第31条不服申立てがあった場合の措置、第32条苓北町個人情報保護審査会の規定では不服申立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人にそれぞれ改めるものでございます。

次のページ、8 ページをお開き願います。

第33条から第44条までを3条ずつ繰り下げまして、新たに第33条として、審理員による審理手続きに関する規定の適用除外等、第34条として、審査会への諮問等、第35条として、意見の陳述の規定を設けるものでございます。

12 ページをお開き願います。

第48条は、対応条項の条ずれに伴う改正でございます。

次のページ、13 ページをお開き願います。

第3条は、苓北町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。第4条、審査の申出の規定では、第2項第1号中、住所の次に又は居所を加え、同項中、第4号を第5号とし、以下第3号を第4号、第2号を第3号とし、第1号の次に、次の1号を加えることとして、第2号、審査の申出にかかる処分の内容を追加いたします。

次のページ、14 ページをお開き願います。

同条第3項中、住所の次に又は居所を加え、行政不服審査法第13条第1項を、行政不服審査法施行令第3条第1項に改め、同条に次の1項を加えることとして、第6項といたしまして、代表者等の資格の喪失があった場合における審査申出人による書面での委員会への届出規定を追加いたしました。

第6条書面審理の規定でございます。第3項を第4項とし、第2項を但し書きを削り、第2項を第3項として第1項の次に第2項として、前項の規定に関わらず行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条、第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明が提出、弁明がされた場合には、前項の規定に従って、弁明書が提出されたものとみなすと定めて、電子メールやファックスなどでの提出によるみなし規定を定めております。

次のページ、15 ページをお開き願います。第5項として、審査申出人から反論書が提出された場合の町長への送付規定を定めております。

第10条、議事についての調書の規定では、前3条を第7条から前条までに改め、この第10条を第11条として、新たに第10条手数料の額等として、審理員が行う提出



書類等の写し等の交付手数料、規定機関が行う必要書面等の写し等の交付手数料について町手数料条例で定める規定を加えました。第11条、決定者の策定規定では、第1項中、場合においてはの次に、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印したを加え、決定書の作成にあたってその記載事項を定め、第11条を第12条といたしました。

次のページ、16ページをお開き願います。第12条を第13条、第13条を第14条、第14条を第15条に1条ずつ繰り下げました。

引き続き、16ページをご覧ください。

第4条は、苓北町税条例の一部改正です。第18条の2災害等による期限の延長の規定では、第1項中、不服申立てを審査請求に改めるものでございます。

次のページ、17ページをご覧ください。

第5条は、苓北町手数料条例の一部改正です。第1条趣旨の規定では、基づきに基づくに改め、手数料の次に及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく手数料を加えております。

又、第2条、手数料の種類及び金額の規定では、第29号、行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付手数料、白黒の場合1枚につき10円、カラーの場合1枚につき50円、第30号行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料、白黒の場合1枚につき10円、カラーの場合1枚につき50円を追加しております。

続いて、第7条手数料の免除規定におきましては、第6号中、町長の次に（行政不服審査法第38条の規定に基づき、審理員が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつた当該機関を加えておきまして、先程申しました手数料を超えた分について、この交付手数料の免除を含む規定を加えております。

条例案に戻っていただきまして、最後のページをお開き願います。

附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、平成28年4月1日から施行する。第2項、適用区分、改正後の苓北町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条並びに第11条の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産については固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例によるとして、適用区分を規定をいたしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 只今説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この法律の中で不服申立てが審査請求という言葉に変わっていますが、なぜ変わったかという説明はありませんでしたが、どういう事情なんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これまでの行政不服審査法では不服申立て審査請求、又再度の審査請求ということでなかなかわかりにくい状況になっておりました。

それをですね、国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するというようなことの中で、今回審査請求に一元化したということで法律が改正されております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 内容が不服審査から審査請求ということに中身がなってますよね。ほんならば、それならば法律の名称も行政不服審査法じゃなくて、例えば行政審査請求とか、請求法とかそういうことに変えるべきではないかと。ここで、これは法律ですので苓北町議会でいろいろ議論しても変わる可能性はありませんが、そういうこれまでの国、県の説明の中でそういう話は出てこなかったんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 現在の行政不服審査法につきましては、昭和37年に制定施行されて以降、50年以上本格的な改正がなかったというような中でですね、最近は特に国民のそういった権利、利益の救済を図る事例が増えているというようなことで今回全面改正されたということで法律は行政不服審査法の全部改正された新たな行政不服審査法ということになります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 意見ですが、行政不服という言葉がやっぱりあまりよくないということから、これは私の考えですが行政不服ちゅうのをやめて、審査請求ということに変えよう。そのほうがあたりがいいからということで、法律の名称は変えずに中身だけ変わったんじゃないかというふうに思います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松野君。

○4番（松野重幸君） 個人情報保護条例の一部改正についてお尋ねしまして、ちょっとだけ意見を言わせていただきます。前も意見として述べたと思いますが、この個人情報保護条例というのは悪法だと私は思っております。て言いますのは、もうこんな田舎にこういう条例をつくって、これは個人情報ですからと言ってからなんもわからんようになってしまった。隣には誰が住んどっかもわからんという。もうこれは明らかに地区の崩壊、弱者救済とかなんとか言いますが、そういうのと逆行しとる。改正をするに

あたって、そこら辺もやっぱりおそらくたぶん私のような意見を持つ人も多かと思うとですけども、そういう声も聞きながらこの法律を改正していったらどうか。これは町のどうこうという問題ではありませんけども、やはり法律をつくっていくということは末端の声も聞きながら、その法律をつくっていくのが筋だと思います。一応この改正について今私が言いましたような、そういうこともくんであるかどうか。まず、課長の感想をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回の改正につきましては、この行政不服審査法が全面改正されたことによりまして、それに関連する個人情報保護法、情報公開法という法律も改正されたことですね、町で規定しております個人情報保護条例、情報公開にかかる条例、こういったものの改正になりました。今回の改正につきましては、先程申しましたように審査申立てが審査請求、不服申立てが審査請求に一元化されたというようなことですね、主にはその文言の修正になっております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。松野君。

○4番（松野重幸君） それでは具体的に例をとってあげます。言いますが、例えば地区で区長なりあるいは民生委員の方が活動されるにあたり、いたずらに個人情報の保護条例というのを持ち出してきて、やはり活動に支障がきたすと、問題になったとそういう事例はありませんか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 個人情報保護条例の関係ではここ数年はございません。ただ情報公開条例につきましては、情報開示の問題で昨年芥北町が情報開示の申し出があった部分につきまして、全面的開示をしなくて一部の開示を行いました。これについてですね、不服申立てがございました。審査会を開きまして決定をしていただいたという事例が1件ございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 相当入念に説明がなされましたけれども、はっきり言って一つもわかりませんでした。できたらですね、この新しい条例の冊子をいただければと思いますけれどもいかがですかね。作り上げたのば。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、条例の議案がとおりましたならば、町の条例法制案を改正いたしますのでその後できあがり次第お見せすることができると思います。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） たしかにお見せすることができるとはそれは当然でございます

けれども、案としてですね、やっぱりピシャツとした作り上げたとをここに提示してあればわかりやすいと思うとですよ。どっかにありますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これが今新旧対照表でお答えしておりますけれども、ここに一部改正の条例案を出しております。これが今回の改正案でございます、私説明がわかりやすいようにですね、ちょっとかいつまんで説明をしたということでございます。新旧対照表をご覧いただければ変わった点がわかるかと思えます。今までの分につきましては、例規集にちゃんと載っておりますのでご確認をいただきたいと思えます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それはおっしゃるとおりでございます。ただ新旧対照表を見てもわからん。削除したりなんかしたり一連のこういったことでありますというのがわからんから、できればできあがった案としてでもですね、審議するとき資料として出していただけんかということなんです。この場合は何条を何項に変更するとか、3号を4号として第2号を3号としてとうんぬんと書いてありますが、できあがったやつを案として資料として私たちにを見せていただけんかなと相当な入念に説明されたとわかつとですよ。わかるばってんが、聞いとっていっちょんわからんとですよ。私は能力がなかもんですから。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） この今条例説明しました中に新旧対照表ということで挙げさせていただいております。左側が改正後の新たな条例、右側が改正前の旧条例でございます。棒線で引っ張っておりますけれども、この部分が今回のこの条例改正案によって改正される部分でございますので、左側の改正後の分を見ていただければこれが新しい条例でございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

○1番（松本良人君） 3回目。

○議長（山本政人君） 3回目かな。今。

○1番（松本良人君） 今のは一緒の回答じゃなかですか。総務課長。先程言われたと。私はこの新旧対照表、改正前、改正後でもわからんから、一体一貫して見れるようなやつはできんかということなんです。今んと一緒んとば2回も3回も言われれば、私たちは質問できんじゃなかですか。おんなじ回答ばしてもろたっちゃ。これではわからんからわからんから一貫してできあがりはこうしたことになりますよというようなことは参考資料としてできませんかということですよ。これ書いとつとわかつとつとですよ。こつてにや、私たちが理解すつとにこの内容を理解すつとにわからんから、私はわかりません。わからんからこういったことで一連の流れがこつちに変わりましたという

ように我々が見てもわかるような資料はございませんかということですよ。こっじゃわからんですよ。

○議長（山本政人君） 課長の説明としたらこの議案が通ったらきちっとした製本になってでできますよとそういうことですかね。

（雑談あり）

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 私といたしましては、今回改正によりまして新たに変わった部分をですね、説明したつもりでございます。今、準備できる資料としてはこの条例案と新旧対照表によります改正前、改正後の条例案の提示ということしかできないと思っております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他にないようです。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なし。

議案第14号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第15号 苓北町行政不服審査会条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第14、議案第15号、苓北町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第15号、苓北町行政不服審査会条例の制定について。

苓北町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由、行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、条例を制定する必要があるためでございます。

法律の改正によりまして、第三者の立場から、審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問手続きが導入されることになりましたので、新たに行政不服審査会条例を制定するものでございます。

次のページをお開き願います。

荅北町行政不服審査会条例（案）。

趣旨、第1条、この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する荅北町行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

所掌事務、第2条、審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

委員、第3条、審査会の委員は、5人以内とし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。2項、委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。3項、委員は、再任されることができる。4項、町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。5項、委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。6項、委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

会長、第4条、審査会に、会長を置き、委員の互選により選出する。2項、会長は、会務を総理し、審査会を代表する。3項、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

会議、第5条、審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。2項、審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。3項、審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。4項、委員は、自己の利害に係る議事に関与することができない。

庶務、第6条、審査会の庶務は、総務課において処理する。

罰則、第7条、第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） この委員については、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちということだけしか書いてありませんが、町内に住所を有するものとかそう

いう規定はないというふうに理解していいんですかね。例えば東大の政治学部の先生とかなんとか、仮にですね、そういう方でも可能なかどうか。それと4月1日からあと半月ぐらいすれば施行になるわけですが、この5人の内示じゃなか、大体どういう方をお願いをしようという案はもっておられるのかどうかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、1点目の委員をお願いする方の町内の住所要件というものはございません。それから予定している委員の構成につきましては、現在町の情報開示審査会、個人情報保護審査会にそれぞれ弁護士、行政書士、人権擁護委員の代表の方、民生児童委員の代表の方、行政相談員の方をお願いしておりますので、同様のメンバーを予定をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 決まった場合には告知の方法はどのような形を考えておられますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 告知の方法につきましては、行政不服審査会の条例の中でですね、庶務は総務課のほうで行うというようなことになっておりまして、広報等を通じてお知らせしていきたいということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 町の広報を通じてその方々をお知らせするという事で理解していいんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 行政不服審査会を設置をいたしましたということで、委員のご紹介をしていきたいということでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 4条ですか。会長を置きということでございますが、会長に事故があるときは別に委員を指名するというのはありますけれども、通常は会長、副会長あたりが決めてあって、副会長あたりを会長が救急な事態が発生したときもすぐ即座に変えられるような対応をとってあろうとっと思うのですが、今回これには会長とかなんかは置いてありますか。ないんですかね。副会長。

○議長（山本政人君） 副会長はないかどうか。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回につきましては、会長を互選で決めていただきまして、会長に事故があるときの方ですね、職務代理者につきましてはあらかじめ会長のほうで指名をしていただこうというようなことになっております。これは第1回の会議の中でそういう形になろうかと思えます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 会の形態としてですね、できたら副会長でも最初から決めるような段取りにしてあったほうが、例えば急なときに会長がどうしても指名もできないようなときもあるかと思いますが、そういったときにすぐ副会長が代行をできるわけですけれども、そこら辺の入念な計画はございませんか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） すいません。繰り返しになりますが、第4条の第3項に会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するというところでございますので、あらかじめ指名をしておくということでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） あらかじめっっちゃうか、もう一番最初に私が事故あったときはあんたが私の代わりをなささいということですかね。あるいは事故が発生したときに、私は明日行きませんのであんたにお願いしますということですかね。そうした場合はですよ、回数が長くなりますのでこの文章に書いてあつとは私わかりますので、この文章に書いてあつとは説明してもらわんちゃよかですから、ですね。私は会長が通常、ふつうの会においてはなんらかの形で出れんとか、例えば今日ここで議長さんおいでなる、副議長さんがおいでになるけれども、急に突発的にあったときには会長来ませんでしたので副会長がすぐ即座に代わられますけれども、そういった対応はせんでもよかかなと。ここに書いてあるとはいっちょいっちょ説明してもらわんちゃよかですけん、私が質問するとき今からは。さっきも言うたですばってん。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） ですから、第1回の会議のときにすでにもうあらかじめその代理の委員を決めておくということでございますので、先に決めておくということでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なし。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。

議案第15号、苓北町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。



したがって、議案第15号、苓北町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第15 議案第16号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（山本政人君） 日程第15、議案第16号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第16号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例を別紙のとおり制定することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

今回、地方公務員法及び地方独立行政法人法が一部改正され、施行されるにあたりまして、関係する条例を条建てにして、一括して改正するものでございます。

法律の主な改正点は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底と、退職管理の適正の確保でございます。

それでは、各条例の改正内容について、説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、第1条は、苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条、報告事項の規定では、第7号を第8号、第6号を第7号とし、第5号中「服務」の次に「、退職管理」を加え、これを第6号として、第4号中「職員の」の次に「休業、」を加え、これを第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。として第2号、職員の人事評価の状況を追加いたしました。

次のページ、2ページをお開き願います。

第2条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第1条、趣旨の規定では、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるもので、法律改正による対応条項の条ズレに伴う改正でございます。

同じく2ページをご覧ください。

第3条は、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございます。

第12条、勤勉手当の規定では、「者の」の次に「人事評価による」を加える。ものでございます。

条例案に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。として施行日を規定をいたしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 人事行政の運営の状況の公表に関する条例についてと、次のページについてですが、まず、職員の人事評価の状況ということが改正後で2号でうたっております。これは今度2ページのほうではですね、人事評価による勤務成績と、勤務成績もその後に2ページに続いとるわけですが、1ページはもう人事評価で終わっています。それから5号で職員の休業とありますが、これは休業、退職は大体わかりますが、休業はどういう意味なんでしょうか。それから6号で職員の服務が退職管理とありますが、退職管理とはどういうことなんでしょうか。以上です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 人事評価の部分ですけども、まず第1条の人事行政の運営の状況の公表に関する条例とするから、第3条の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、これにつきましてはですね、それぞれ条項の中の文言が違いますので人事評価の状況、それから人事評価によるという形で文言の修正を行っております。

休業ですけれども、これにつきましては、国に準じた形でですね、今回改正を行っているところでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） もう一つ、退職管理ですけども、これも今回法律の改正によりまして、元職員による働きかけの禁止ですね。これと退職管理の適正を確保するための措置ということで、退職をされた方々のその後の状況等の公表が加えられましたので、それを文言追加をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、2号についてですが、人事評価による、これは2ページの改正後ですね、は人事評価による勤務成績に応じてという表現になっています。ここで改正前では、ただ勤務成績だけになっています。この1ページにも当然、人事評価の

状況の次には勤務成績という言葉が入るべきではないかということです。それから休業については国がそういう呼び方をしているということですが、休業というのは休職というふうなことになるのか。それとも何か別の意味があるのかどうかです。

退職管理については今の説明で理解できました。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、休業につきましては、休職と同じ考え方であると思います。第1条につきましては、人事行政の運営の状況の公表をする場合のですね、こういったものを公表しなさいというようなことで職員の人事評価の状況について毎年公表しなさいというようなことでこういう形になっております。それから第3条、勤勉手当につきましては、これまで勤務評定という形で勤務成績を出しておりますけれども、今回人事評価制度が導入されたことによりまして、全て職員、課長職を含めて目標設定管理シートあるいは成果行動の確認シートこういったものでですね、能力及び実績に基づく人事評価を実施しなさいというようなことの制度が導入されましたので、これに基づきまして今後人事評価を実施をしていくということでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 人事評価という言葉でございますけれども、人事評価そのものを行うのは、例えば管理職になるんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、職員につきましては、さっき言いました目標設定管理シート、それから成果行動の確認シートということで2つのですね、シートがあるわけですが、まず、これをそれぞれ職員が書きまして、その結果に基づいて、まず本人が評価をいたします。自己評価でございます。これを受けて、職員の分につきましては管理職が面接をして評価を行う。管理職の分につきましては副町長のほうで評価を行うということでございます。これに基づきまして、町職員全体の人事評価を実施をしていくということでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 公務員というのは他の、私民間に勤めたことはございませんけれども、それぞれの課で働くわけでございますけれども、どういうふうにして各個人の評価をするのかなといつも思っておりました。そこで課長が職員を人事評価し、管理職は当然副町長だということでございますけれども、そこに職場の中でのですね、雰囲気とかそういったことが壊れるという言葉は使っていないかわかりませんが、そこはすぐさま勤勉手当に影響するとかそういったことはないわけですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回の人事評価制度の導入で一番大きいのは本人のです

ね、育成って言いますか、自己管理ですね、そういった部分が主なものでございます。まず、4月に入りまして、期首ということでですね、まず今年1年間の目標の設定を各個人がすると、こういった形で十分やっていきますということでございます。期末になりまして、その結果を本人が評価して課長と面接をしてどうだったかと。来年度に向けてどうしたらいいのかという、そういうことで職員間の意思疎通と申しますか、そういったことで個々の資質の向上を図るといものが第一の目的でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） そこに10人ぐらいの課の中でですよ、自分のことをまず自分で評価しなさい。そのあと管理職たる課長が評価しますよということで、さっきもちょっと言いましたけれども、課の中、役場全体の中でなんて言いますかね、相手进行评估する、数字の面でこういう評価をすることについて少し違和感を私はずっと持っておりますので、こういった質問するわけでございますけれども、とにかく100名足らずの職員でございます。そこでいろんなことがあって仕事にとにかく支障がないような評価と申しますか、それをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 私もこの人事評価によるうんぬんちゅうのはなかなか町の職員の間ですね、ちょっと問題があるんじゃないかなと思います。というなぜならば今高戸君も申しましたけれども、そんなら課長に調子よかつがよかつか仕事はどがんでよかつかと。あるいは副町長に調子よかつがよかつかとか。私的なことまで入ってくっとじゃなかりかなと思います。ほんなら堂々と町長あるいは副町長あるいは課長に嫌われながら、町民のために尽くす職員の方も多数おいでなんですよ。そういったことがマイナスにとられてくるのは私はこの点についてはいささか疑問を持ちます。総務課長にだけ調子ようしとけば、おるだけで給料、勤勉手当は下がらんもねというような人間が多数出てきた場合、それは町の町民としたならば相当混乱になるんじゃないかなと思いますが、どうお考えですか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回の人事評価制度の導入にあたりましては、数年前からこういった制度が導入されるということがわかっておりましたので、先程言いました目標設定管理シートでありますとか成果確認行動の確認シートの作成にあたりましては、職員組合のほうからも職員を出していただいて、管理職の中からも委員を出して委員会を作ってですね、こういった評価のあり方でいこうということで決定をいたしました。それから今年度に入りまして10月からですね、各課で試行を行っております。試行を受けてですね、来年度4月1日からの施行になるわけですが、今後は改善すべき点はですね、改善しながらこの人事評価を行っていくということでございますけども、一

番この人事評価の最大の目的は先程も言いましたように自己能力の向上と人材の育成でございます。そういったことで人事評価を実施していくということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 私が言うのは小さい町の中でこれをやることによって相当なごくしゃくした町内の対応になってくるんじゃないかなろうかなど。それは国がせろっちゅうたけんうんぬんで、ここでさっちもあげんっやっただっちゃんよかっちゃんかなろうかなと思わうんですが、私の今までの経験から言うとですね、やっぱりこの問題については入念に考えるべきじゃないかなろうかと。仕事を職員に、例えば課内でおって課員に仕事をさせるのは課長の手腕ですよ。課長に仕事をさせるとは副町長の手腕ですよ。副町長に仕事をさせるのは町長の力なんですよ。それをですよ、あえてこんな小さな町の中でそういったことをやるとやってほんとにプラスになったらよかったですけれども、昔からなとったけんがんしましようとかうんぬんじゃなくて、本当は自分自体がその職務を例えば課内の統制は課長がとると。あるいは人事については適材適所していただければ100の力が120、130になるわけですが、人事とかあるいはそこら辺が壊れてしまって100力持ったっちゃん30しか出し切らんというような方もおいでなんですよ。そういったところですね、十分見据えて仕事をするのが管理職の勤めですので、それは自分で自己審査してきなさい。それによって勤勉手当をやりますよというようなことが本当にここで決めてよかっかなんかというのを私思いますが、総務課長あるいは副町長どうお考えですかね。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。副町長。

○副町長（松野 茂君） 先程から総務課長が説明いたしましたように、まず4月に自分の1年間の目標を一応自分でもつと。それに対して中間で本当にこれはできているのかできていないのか自分で反省をして、その目標に対して2月1日で最終結果を出す。それは自分が点数をつけてそれをいきなり課長が審査をするわけではなく、一緒に職員と話し合いをしながら評価をするということですので目標をもってやはり職員の資質を高めるというようなことが目的であります。そういったことの中でやはり職員組合とも今まで話をし、それぞれ課長さんたちも代表も出て会議を進めながらこういった方向でいきたいと思いますというようなことで決めて、より役場の職員の資質を高めるためにこういったものやったいこうというようなことになりましたので、一応提案をさせていただいたところでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。原案に反対者の発言を許します。

○1番（松本良人君） こうやってあとこんなに小さな町の中で自分の責任転嫁をですね、上司が徐々に責任転嫁を課員に擦り付けるといのはどうかと思います。やはり管理職は管理職の仕事として、やはり職員に目いっぱい仕事をしてもらうのが管理職の務めでございますので、管理職の仕事の分野あるいは副町長、町長の仕事の分野がはっきりしてしっかりしていただければこういった個人個人にですね、ぎくしゃくするような条例まで納得させてですよ、規則まで納得させてさせる必要はないと思います。それによって私は反対します。

○議長（山本政人君） 賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に賛成者の発言ありませんか。

○8番（浜口雅英君） この議案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。これやっぱ職員の評価というものは役場に限らず、全ての組織の中であるわけです。今まで公務員に対してこの評価が十分されてこなかったと、自己評価がですね。そこに私は問題があると。やっぱり10人しかおらん、あるいは5人しかおらん中でそういうことをすればぎくしゃくするというのも意見が出ておりますが、それは甘えだと思います。5人おっても3人おっても職場で飯を食うということになればですね、それはやっぱ毅然とした形で評価をしてもらう。上司から評価をしてもらう。それで自己研鑽に努める。そういうことをしていけばちょこっとぐらい酒飲んでもよかろうもんというような話も当然なくなってこようかというふうに思います。そういった意味で自己研鑽のために自らを評価する。上司から評価してもらうということは必要だろうと思います。よって賛成します。

○議長（山本政人君） 反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第16号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議はないわけですね。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第16号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（山本政人君） 日程第16、議案第17号、介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第17号、介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、関係条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）であります。法律の略名称であります「医療介護総合確保法」により介護保険法が改正されたことによりまして、本町の関係条例2本を改正するものでございます。

第1条としまして、苓北町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成27年苓北町条例第5号）の一部改正。第2条として、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年苓北町条例第6号）の一部改正。以上となっておりますけれども、2つの条例が条文の中で引用し

ております介護保険法について、項のずれが発生しておりますので、それぞれ整理を行うものでございます。

なお、次のページからそれぞれの新旧対照表を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

条例案に戻っていただきまして、附則としましてこの条例は平成28年4月1日から施行する規定となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい。議案第17号、介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第18号 苓北町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第17、議案第18号、苓北町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第18号、苓北町課設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町課設置条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。現況事務の見直しにより、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町課設置条例の一部を改正する条例（案）でございます。改正内容について、説明をさせていただきますので、次のページ、新旧対照表のほうを1ページをお開き願います。

まず、第1条、課の設置の規定では、「第7項」を「第1項」に改めるもので、対応



する地方自治法の条項の条ズレに伴う改正でございます。

続きまして、第2条、課の分掌事務の規定では、第3号の福祉保健課の事務分掌中、老人保健医療が後期高齢者医療に変わったこと等によりまして、老人保健に関する事務がなくなりましたので、サ、老人保健に関する事項を削り、シの後期高齢者医療に関する事項をサとする改正でございます。

次に、第4号の土木管理課の事務分掌中、イの「住宅」を「町営住宅」に改め、エの「公共土木」の次に「施設」を加え、カの「国有財産」を「法定外公共物」に改め、次のページ、2ページにありますように、同号に、サ、町有財産の管理に関する事項、シ、住宅用地造成、販売に関する事項を加えるものでございます。

なお、国有財産につきましては、国有財産とされてきましたけれども、2000年に施行されました改正国有財産特別措置法に基づきまして、2005年3月までに段階的に市町村に譲与され、法定外公共物に改められましたので今回改正をするものでございます。

条例案に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するとして施行日を規定をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○10番（山下時義君） 1ページに国有財産ですね、これが法定外公共物とありますが、具体的には本町でどこを指すんですかね、それを教えてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 従前の国有財産に関する事項ということで、町で取り扱いをしておりました分につきましては、里道水路でございました。それが町のほうに所管の移管が行われておりますので、今現在土木管理課のほうで対応をしております分については、一般的な例えば道路法とか河川法とかそういう法の適応を受けない里道水路それに堤というのがこの法定外公共物にあたるということでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 改正前の老人保健に関する事項は削るということでしたけども、これはどこにいったわけですか。全くなくなったわけですか。その仕事は誰がするのか。それから今国有財産についての質問がありましたが、この国有財産という言葉は全く消してしまっているのか。例えばですね、法定外公共物、国有財産とかそういう形でこの言葉を残さなくて、名称を残さなくてもいいのかどうかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 老人保健に関する事項につきましては、平成20年に老人保健医療が後期高齢者医療に変わったということで、その後も老人保健に関する医

療に関することもあってるんですが、すでにもう法改正されておりますのでその仕事については後期高齢者医療でみていくということになるかと思えます。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今現在国から委託を受けております国有財産の管理に関する事務というのは全くございません。先程の話のとおり以前は里道水路等が町のほうに管理を委託という形で受けとったわけですが、その部分がなくなっております。実際の国有財産については国の出先でありますところで、直轄で運営管理をされているという状況でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 国有財産という非常に抽象的な表現の仕方なんですけども、だからこそ国有財産という形で残しとく必要はないのかということです。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 国の財産でございますので、町に委託をしていない以上はですね、国が直轄して管理をされている部分です。町がそこに手出しをする予定にはないということでございます。ご理解をお願いします。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） それでちょっと今の件で私も疑問がございましたので教えてください。要は例えば水路、水路があって前はですね、昔はたしかに小さな1m50か2mぐらいのは災害あたりで水路はとりよったですが、今もう地図に載ったらんからとりませんということでかなり小さい小河川については災害もとってないところがあるようでございます。こういったところはもう国有財産だから町河川じゃないからもうできませんと。国でどがんかしてくださいということになるものですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先程申し上げましたように、里道水路等の国有財産のほうですね、町のほうに移管をされてます。所有権等々管理まで含めてですね。ですから国有財産としてよほどのところじゃないとたしかに里道水路でまだ国が管轄してる分も若干残っておるわけですが、一般的な分については町のほうに管理所有権等が今移っているという状況でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） そしたらその場合けっこう昔からですね、災害でできっとじゃなかろかなというようなことあたりが点々と残ってですね、未処理のところがありました。去年一昨年ですね。そういったところは、もう要するに担当者あたりに聞いてみますと地図に載ったらんとやかとか地図に載っとりませんとかうんぬんでですね、その箇所にも名前が付いてないということでございますが、そういったところの管理は今後は例

えば町の管理ですよというような河川台帳なんかをピシッと整備して、そして災害とかあるいは復旧に対応されるということなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今松本議員さんのほうからご指摘がっておりますように、地図上にない水路というのはですね、それは当然町の管理ではないわけですね。あくまでも地籍上で載っております水路河川は町が当然管理をしていくと、いくべき土地だということでございます。例えば私有地の中に現況として河川の状況、河川の上流という形の中です、水が流れている場所があってもそこまでは当然私権の部分でございますので町の管轄は及ばない。ただし水路とか里道という形でなってる分については当然町が費用を払って管理をしていくものになると。ただし、その災害に採択されるかどうかについての部分はですね、まだ国が判断をする部分でございますので、ここで全てが災害にできるかどうかということについてはいろいろ事業費等々の限度額等もございまして、厳密に言いますと費用にかからない部分については町がお金を出してする義務が生じているという状況でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） その地図についとらん河川というのがなかなか判断に苦しむわけですね。要するに公に何万分の1の地図についとらんということが明確にあるのかなと。ただ地籍図において、河川としてあるいは町共物として処理されているのも地図についてない、ついてあるなしということだろうか。そこら辺がですね、地図によればついとついとらんととあつとですよ。そこら辺の兼ね合いがちょっと私たちもわかりませんので、ぜひですね、そこら辺はたぶん管理課とか町のあたりお尋ねしてもついとつとつとらんとと出てくつとと思つとですよ。公共の地図においてもですね、ぜひ今後はですね、河川台帳あたりもピシッと整備されて、なるだけですね、河川等の災害あたりでも取り上げていただけるような対応をとっていただきたい。これお願いですね。

○議長（山本政人君） はい、わかりました。

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なし。

議案第18号、荅北町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第183号、苓北町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君） どうでしょうか。そのままいきますか。

○8番（浜口雅英君） いきましょう。

○議長（山本政人君） いきますか。

-----○-----

日程第18 議案第19号 苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第18、議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。農業委員会等に関する法律、行政不服審査法及び労働安全衛生法の改正に伴い新たな委員及び審査会を設置するためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項の次に次のように加える。農地利用最適化推進委員、委員、年額16万8,000円。

別表学校薬剤師の項の次に次のように加える。

産業医、年額10万円。

別表苓北町情報開示審査会委員の項の次に次のように加える。

苓北町行政不服審査会委員、日額5,700円、半日額3,000円。

別表苓北町いじめ防止対策審議会委員の項中「日額5,700円」「半日額3,000円」を「予算の範囲内で任命権者が定める額」に改めるものでございます。

○議長（山本政人君） 私語はやめてください。

○総務課長（山崎秀典君） 補足説明をいたします。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法令の改正によりまして、来年度から農地利用最適化推

進委員が選任をされることになっております。任期は3年、人数は8人ということでございます。続きまして、産業医につきましては職員の安全衛生法に基づきまして、職員のストレスチェックを実施する規定が設けられました。これによりまして町内で産業医の資格をお持ちの医師の方をお願いして、産業医を任命するものでございます。町が行います、庁内で行います衛生委員会の会議の出席、職員のストレスチェックの結果分析と助言指導、それからその結果で異常が出た職員に対する面接指導、面接指導結果に基づく結果の報告及び意見の提出、面接指導の結果、就業上の措置が必要との意見書が提出され、就業上の措置を実施する場合の該当する職員への説明を行う際の出席というようなことで産業医の方の業務を定めておるところでございます。行政不服審査会委員につきましては先程条例案を説明したとおり人数5人ということで予定をしております。

またいじめ防止対策審議会委員につきましては、法律医療心理部門など専門的な知識及び経験を有する者を委員に委嘱する場合に通常の委員報酬によりがたい場合があるためでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。倉田君。

○5番（倉田 明君） 今度新たに産業医と言いますか、これが追加されるような感がありますが、この報酬等の額も10万円とありますが、産業医の主な活動といたしましうか、お仕事等々、この10万円の根拠をお示しいただければと思っております。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、町の役場内で衛生委員会という会議を開きます。これは年2回ほど予定しておりますけれども、これにつきましては産業医の出席をお願いしております。それから全職員に対してストレスチェックを行います。この結果分析と助言指導につきましても産業医の方をお願いをいたします。それからそのストレスチェックの結果で個別の面接が必要な場合、これにつきましては面接指導を行っていただきます。これも産業医の方をお願いをいたします。それから面接指導の結果のですね、報告意見書の提出、これもお願いしております。それから面接指導の結果、就業上の措置が必要との意見書が提出された場合にはそれを該当する本人に説明をする必要がございますので、そのための出席の際の報酬というようなことで全てまとめて年額10万円ということで規定をさせていただいております。

○議長（山本政人君） ございますか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 関連した質問ですけれども、上の学校薬剤師、金額でどうのこのちゅうわけじゃないでしょうか、活動の内容というのは産業医のほうが少なくなるわけですか。報酬は産業医のほうが少なくてってというような感じですがけれども、薬

剤師と比較した場合の業務の内容というんですかね、仕事の量というんですか、これを教えていただきたい。

○議長（山本政人君） これはどなたが答弁されますか。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 学校薬剤師におきましては、のご質問、内容ですかね。職務内容。

○11番（錦戸俊春君） 金額のほうがですね。産業医のほうが安くて薬剤師さんのほうが高いからそこら辺を比較した場合に仕事の内容を比較した場合にどうかなというように思ったものですから。

○教育課長（汐崎正喜君） 薬剤師の職務内容としましては学校でのですね、口腔洗浄の調整、薬品の調整とか、あとですね、研修会等のですね、講師も学校でいわゆるしていただいております。それと教室のですね、空気の検査ですね、プールの検査、水質検査等を行っていただいております。それとこの比較についてはちょっとこちらではちょっと難しいと思いますけども、妥当な報酬額だとは思っております。以上です。

○議長（山本政人君） ございますか。錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） そうすると出られる日数っていうのはどんなのですか。産業医の、今総務課長も産業医の先生もかなりの日数が出られるんじゃないかなって、年間にですね。そうすると薬剤師の先生もかなりどっちのほうが多いんですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 会議出席自体は先程から言いますように、衛生委員会を年2回ということを開きます。そのあと、職員のストレスチェックを今回来年度から初めて行うわけですが、その結果に基づいてですね、分析をしていただいて指導をしていただくわけですが、その結果で個別の面接指導が必要な職員が何人いるのかという状況もございまして、まだわからない状況もございしますが、これは産業医の資格を持っておられる委員にご相談をしましてですね、報酬的なことも含めてですね、一応打ち合わせを行ったところで年額10万円という形で決めさせていただいております。ちなみに他の近隣の市においてはですね、それ以上の額を支払われておったり、月額で支払いをされておったりということで特別産業医で1回いくらかかそういう規定はないようでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今の産業医についてお尋ねをしますけども、これは特別ななんか資格をもった先生の方なんでしょうか。例えば精神科医とかそういう部門のドクターの方なのか。そして又これストレスチェックっていうのを先程から出ておりますけども、どういった職員に対してのチェック、例えばアンケート的な部分でのあれなのか、直接面接された中でそのストレスをどれくらい抱えてるかというのを判断されるのかの

ストレスチェックのことについての内容についてお尋ねをいたします。それと先程近隣の市では行われているような話を今されましたけども、今回産業医を初めて導入されるという、今まで他の市はやってたけども苓北町も当然それに見習った部分でこの導入を考えられたのか、そのいきさつと言いますか、その点をお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、ストレスチェックの実施につきましては、労働安全衛生法が改正されまして、平成28年4月1日から全自治体の中です、これを行いなさいということが決められました。それに基づきまして行うものでございます。それからストレスチェックの中身につきましては、本人に示していくつかの50項目なら50項目、こういった傾向がありますかということで問診的なことですね、そういったチェック表というのができますので、それに基づきましてまず自己分析をしてもらおうと。それを産業医の先生に診ていただいて助言指導をいただくという形になります。それから産業医につきましては、当然産業医という資格が必要であるということでそれをお持ちの先生が町内の医院にいらっしゃいましたのでそこをお願いするという事で予定をしております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 以前ですね、役場の中にも労働安全衛生委員会みたいな組織があったっちゃんかっかなと思うんですけど、そっと全く違うとですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 労働安全衛生委員会というのがありまして、その中ですね、衛生委員会というのがございました。同じ会でございます。ただ先程言いましたようにストレスチェックが義務付けられましたので、産業医によるそういった助言指導が必要になったということでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） そのときは産業医の指定はなかったっですかね。そってその先生に伴う報酬は決めてなかったっですかね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） えっとですね、産業医をおくように努力をなささいということは度々ございましたけども、規定されたものはございませんでした。

○議長（山本政人君） よかですか。他にありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは町の条例ですが、公務員には一般公務員と我々特別公務員があるわけですが、我々特別公務員もこのストレスのチェックの対象になるんでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回のこのストレスチェックにつきましては、職員が対象ということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは町の条例ですので、一般職員に限らずですね、町長が委嘱した特別公務員あるいは町民の皆さんに押し上げてもらった特別公務員全てに広げるべきではないかと思えます。町会議員もかなりストレスが溜まっています。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○8番（浜口雅英君） そのことについて。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回につきましては労働安全衛生法の改正に伴う職員のためのストレスチェックということで考えております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、苓北町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（山本政人君） 先程続けていきましようということで言いましたが、あと3議案残っています。どうします。休みましようかね。2時55分まで。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第19 議案第20号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について



○議長（山本政人君） 次に、日程第19、議案第20号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第20号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて職員の給与等を改正することに伴い、条例を改正する必要があるため。また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

今回、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に沿って、平成27年度の職員給与の改定を行うとともに、国家公務員における給与制度の総合的見直しに準拠して、平成28年度からの給料表の見直しを行うこととして、条建てにして改正するものでございます。

まず、第1条は、平成27年の給与改定でございます。平成27年の給与改定は、人事院及び熊本県人事委員会が27年4月現在で実施した、職種別民間給与実態調査と公務員給与実態調査の結果に基づく、民間給与と職員給与の格差、平均1,268円（0.34パーセント）を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、職員のボーナスの支給月数を民間に見合うよう、0.1月分引き上げるものでございます。

それでは、改正内容について、説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、第8条の2初任給調整手当の規定では、第1項第1号中「41万2,200円」を「41万3,300円」に改めるもので、この改正は医師等の初任給調整手当の改正でございますので、本町では該当者はありません。

次に、第10条の2、地域手当の規定では、第2項第1号中「100分の18」を「100分の18.5」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の15.5」、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」、同項第4号中「100分の10」を「100分の10.5」、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項6号中「100分の3」を「100分の7」に改めるものです。この改正は、人事院規則で定められた民間賃金の高い地域に勤務する職員への手当として支給される地域手当について、その級地ごとに給料等に乗じる割合の改正で、本町では

該当はございません。

次のページ、2ページをお開き願います。

第20条、勤勉手当の規定では、第2項中「100分の75」を「100分の85」に改めるもので、職員のボーナスの支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、別表第1を次のように改めることとして、給料表の改定を行うものでございます。若年層に重点を置いた改定で、給料月額では初任給で2,500円、若年層も同程度、その他は1,100円の引き上げを基本として、平均で1,268円の引き上げとなっております。

次に、新旧対照表の6ページをお開き願います。

第2条は、平成28年度からの給与制度の総合的見直しと、地方公務員法改正に伴う、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく勤務管理を図るための改正でございます。

平成28年度からの給与制度の総合的見直しについては、民間賃金の低い地域における官民の給与差、特に高齢層の格差を是正するため、平均2パーセント減額の国の棒給表に沿った給料表への見直し改定を行うものでございます。

各条項の改正内容について、説明をさせていただきます。

まず、第4条、昇格及び昇給の基準の規定では、第3項中「者の」の次に「人事評価による」を加えるものでございます。

第10条の2、地域手当の規定では、国、県と同様に、第2項第1号中「100分の18.5」を「100分の20」、第2号中「100分の15.5」を「100分の16」、第4号中「100分の10.5」を「100分の12」、6号中「100分の7」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加えるとして、第7号7級地100分の3を加えるものでございます。

なお、本町では地域手当の該当者はございません。

第20条、勤勉手当の規定では、第1項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項中「100分の85」を「100分の80」に改めるもので、職員のボーナスの支給月数を第1条の改正規定、27年の改正規定から、0.05パーセント引き下げるものでございますが、平成27年の給与改正前の支給月額0.75月と比較すると、6月支給0.05月分、12月支給0.05月分、合計0.1月分の引き上げとなるものでございます。

7ページをお開き願います。

次に、別表第1を次のように改めることとし、給料表の改定を行うものでございま

す。給料月額では、金額で若年層1級1号給のマイナス399円から高齢層6級77号級のマイナス17,925円の引き下げ、率でマイナス0.3パーセントから4.2パーセント、平均でマイナス2パーセントの引き下げとなっております。

条例案に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。

附則として、施行期日等、附則第1条第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（苓北町職員の給与に関する条例第20条の規定を除く。附則第3条において同じ。）による改正後の給与条例の規定は平成27年4月1日から、同条の規定（給与条例第20条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用するといったしまして、平成27年の給与改定について、給料は平成27年4月に遡及して、勤勉手当は12月分の支給分から適用させるものがございます。

次のページ、条例案12ページをお開き願います。

附則第2条は、適用日前の異動者の号級の調整の規定、附則第3条は、給与の内払の規定、附則第4条は、切替日前の異動者の号級の調整の規定、附則第5条は、給料の切替えに伴う経過措置の規定、附則第6条は、規則への委任の規定をそれぞれ定めております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 議案第20号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議案第21号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第20、議案第21号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 議案第21号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、地方税法が改正され平成28年4月1日から施行されるに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

今回の主な改正事項は平成27年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税法において納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設され、又この申請に基づく換価の猶予を含め、既存の徴収の猶予、職権による徴収猶予制度についてもその一部分割納付の方法、申請書の記載事項、添付処理等が地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされたことから、苓北町税条例の改正を行うものです。

文言について説明させていただきます。徴収猶予とは、納税の緩和制度の一つであり、納税者が1、災害、盗難、病気等により税金を一時に納付できないとき、2、事業の休廃止、事業所の損失等により一時に納付することができないときなど、一定期間徴収を猶予することができる仕組みです。

次に、換価の猶予とは、納税について誠実な意思を有すると認められる場合、1、財産の換価をただちにすることにより、事業の継続、生活維持を困難にする恐れがあるとき、2、財産の換価をすることに加えて、今後の事業継続に換価の猶予を行うことが有利であると思われるとき、一定期間滞納処分による財産の換価を猶予することができる仕組みでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、棒線の部分が今回改正するものでございます。

第8条でございます。第8条は、徴収金の猶予について。第1項では、1年間に限度に猶予の申請ができ、毎月ごとの納入金額を決める。第2項では、徴収猶予の期間の延長した場合、期限ごとの納入金額を変更する。第3項では、猶予の延長を受けた場合、やむを得ない理由がある場合に納入金額を変更することはできる。第4項では、徴収の猶予及び徴収の猶予の延長をした場合、町長は納付金及び納入金額について申請者に通

知しなければならない。第5項では、猶予の延長を受けた場合、やむを得ない理由があり、納入金額を変更した場合、町長は納付期限及び納入金額について申請者に通知を行わなければならない。

第9条でございます。恐れ入りますが、次のページをお開きください。

第9条は、徴収猶予の申請手続きについてでございます。第1号から6号は、申請書の記載事項について、1号、申請事由の詳細、2号、徴収金額の年度、種類、金額、3号、徴収を受けようとする金額、4号、期間、5号、分割納入を行う場合の分割金額、6号、猶予を受けようとする金額が100万円、猶予期間が3ヶ月を超える場合には、担保の種類などの記載をさせていただきます。第2項は、徴収の猶予の申請に必要な書類について。1項、納税者が一時納入できない事由を証明する書類。2号、資産及び負債の状況がわかる書類。3号、猶予を受けようとする日の前、一年間の収入及び支出の実績他。4号、担保の提供に必要な書類。

続きまして、3項でございます。次のページをお願いいたします。

3項は、徴収の猶予を申請しようとするものが、法定の期限から1年を経過したあとに決定した納入金を一時納入できない場合、1号でその事情の詳細、2号でその必要な書類。第4項及び5項は、徴収の申請及び猶予期間の延長申請とする場合の必要な書類。第6項は徴収の猶予を受けようとする者が、災害等による場合に書類を提出することが困難である場合、提出を要しない。第7項は、徴収の猶予の申請者に不備があった場合に20日以内に訂正しなければならない。

続きまして、第10条でございます。第10条は、職権による換価の猶予の手続き等でございます。恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1項は、滞納者が徴収金の納入について、誠実な意思を有すると思われる場合、1、財産の換価をただちに行うことにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にする恐れがあるとき、2、財産の換価の猶予を行うことが徴収金の徴収上、有利である場合、換価の猶予を行うことができるものでございます。

第2項及び第3項は、換価の猶予に関する手続きは、徴収の猶予に関する手続きを準用するものでございます。

次のページ、4ページをお願いします。

第11条は、申請による換価の猶予の申請手続き等についてでございます。第1項は、滞納者が徴収金を一時に収めることが困難である場合、事業継続又はその生活の維持を困難とする恐れがあると認められる場合に、徴収金の納付又は納入に誠実な意思を有すると認められるときは、納付期限から6月以内にあつては換価の猶予の申請をできるというものでございます。第2項及び第3項につきましては、換価の猶予の期間の延長、納入金額の変更、およびその通知については徴収猶予の申請に準じるものでござい

ます。第4項及び第5項は、換価の猶予の申請に関する手続きに必要な書類等でございます。第6項は、換価の猶予を延長しようとする場合の申請に必要な事項でございます。

次のページをお願いいたします。第7項は、換価の猶予の申請について、書類の訂正もしくは提出を求められた場合の提出は20日以内とするものでございます。

第12条でございます。担保を徴する必要がない場合、徴収の猶予、職権による換価の猶予、又は申請による換価の猶予をする場合には担保を徴しなればなりません。猶予にかかる金額は100万円以下、猶予期間が3ヶ月以内、担保を徴することができない特別な事情がある場合は、担保を徴しないこととするというものでございます。この特別な事情とは、担保がないとき又は担保を徴することによって、事業の継続又は生計の維持に著しい支障がある場合でございます。

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第21号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第21 議案第22号 苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第21、議案第22号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 議案第22号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由。旧坂瀬川中学校体育館及び旧都呂々中学校体育館につきましては、文部科学省に対する、社会教育施設への転用手続きに伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

1枚めくっていただきます。苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例（平成17年苓北町条例第20号）の一部を次のように改正する。

今回の一部改正につきましては、旧坂瀬川中学校及び旧都呂々中学校の体育館につきまして、学校教育施設から社会教育施設への転用に伴いまして、それぞれの体育館を社会教育施設として管理するためでございます。

内容の説明につきまして、新旧対照表により説明いたしますので2枚めくっていただきます。1ページ目でございます。左側が改正後でございます。

別表1 総合センターの名称及び位置に、「名称、苓北町坂瀬川体育館、所在地、苓北町坂瀬川2600番地、及び苓北町都呂々体育館、苓北町都呂々1245番地の1」を加えます。

別表第2が施設の供用時間でございます。

「苓北町坂瀬川体育館を午前8時30分から午後10時まで」、同じく「苓北町都呂々体育館、午前8時30分から午後10時まで」供用時間です。加えます。

別表第3は施設の使用料でございまして、1枚2枚3枚めくっていただきまして、4ページ目をお願いいたします。

ここに「9 苓北町坂瀬川体育館使用（利用）料」。

そして、5ページ目に、10番としまして「苓北町都呂々体育館使用（利用）料」を加えます。

なお、料金につきましては苓北町体育センターと同額を規定しております。又、使用料1時間の午後5時から午後10時までの料金につきましては学校施設の体育館と同額でございます。

案に戻っていただきます。案の2枚目でございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するという条例でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

○1番（松本良人君） これは全部使用料をとるということになっておりますけれども、なんか但し書きで特定なそういう場合あたりは加味してはないわけですかね。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 施行規則によりまして、減免措置を講じられるようにしております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第22号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、苓北町町民総合センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後3時20分



平成 2 8 年 3 月 1 1 日 (金)

(第 3 日 目)

## 平成28年第8回荅北町議会定例会会議録（第3日目）

平成28年第8回荅北町議会定例会は、平成28年3月11日荅北町議会議場に招集された。

### 1. 午前9時30分開会

### 2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

### 3. 不応招議員 なし

### 4. 出席議員は、応招議員と同じである。

### 5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

### 6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭                      書 記 野 田 寛 子

### 7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益 田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野 田 尚 之	企画政策課長	荒 木 広 之
福祉保健課長	田 尻 伸 治	健康増進室長	山 崎 敬 一
水道環境課長	小 林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大 田 勝 彦
教 育 課 長	汐 崎 正 喜	商工観光課長	立 山 清 剛

## 8. 議事日程

- 日程第 1 議案第 23 号 荅北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 24 号 荅北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 25 号 荅北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 26 号 荅北町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 27 号 平成 28 年度荅北町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 28 号 平成 28 年度荅北町坂瀬川財産区特別会計予算
- 日程第 7 議案第 29 号 平成 28 年度荅北町都呂々財産区特別会計予算
- 日程第 8 議案第 30 号 平成 28 年度荅北町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 31 号 平成 28 年度荅北町介護保険特別会計予算
- 日程第 10 議案第 32 号 平成 28 年度荅北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 11 議案第 33 号 平成 28 年度荅北町水道特別会計予算
- 日程第 12 議案第 34 号 平成 28 年度荅北町下水道特別会計予算
- 日程第 13 議案第 35 号 平成 28 年度荅北町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 14 議案第 36 号 平成 28 年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 37 号 平成 28 年度荅北町宅地造成事業特別会計予算

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） 只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第23号 苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第1、議案第23号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第23号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項及び第45条第2項の規定に基づき、児童福祉施設並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年苓北町条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4条を加えるということで、第7条から第10条までの附則を追加する規定となっております。

国は待機児童の解消対策として、様々な施策を実施しておりますけれども、保育士の確保が難しい現状から、今回、小規模保育事業所A型、これは19人以下の定員で2歳に満たない児童を利用させる事業所及び事業所内保育事業については、保育士の資格及び配置保育士の数について、当分の間、経過措置を設ける内容となっております。

なお、本町には現在、対象となる施設はございません。

又、次のページに新旧対照表がございますけれども、内容は同じですので説明は省略させていただきます。

附則としまして、又前に戻っていただきまして、この条例は、平成28年4月1日か

ら施行するとなっております。

以上、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第23号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第2 議案第24号 苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（山本政人君） 日程第2、議案第24号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第24号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）並びに関係省令が改正されたことに伴い、条例を改正する必要

があるためでございます。

次のページをお願いいたします。荅北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）でございますが、1ページから2ページにかけましては、目次の改正でございます。

次のページの第3章の2「地域密着型通所介護」という章立てで、第59条の2「基本方針」から第59条の38「準用」まで、新たに盛り込むことになりました。

また合わせて、この条例の条項を引用しております各条項の整理、介護保険法改正に基づく項ずれ等の整理を行いました。

補足説明をさせていただきます。「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、小規模な通所介護事業所、これは定員18人以下の事業所になりますけれども、これにつきましては少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性が必要であり、市町村が地域包括システムの構築を図る上で整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することになりましたので、当該条例に地域密着型通所介護を創設するものでございます。

また、認知症対応型通所介護の事業者において、地域との連携や透明性を確保するために、運営推進会議等の設置などが義務づけられたことに伴い、その旨の規定を整備するものでございます。

なお、現段階において、本町におきましては該当施設はございません。

改正内容が19ページ、それから新旧対照表が41ページでございますが、省略はそういうことで省略させていただきます。

附則としまして、又、議案のほうの20ページになりますけれども、ここに施行期日、第1条、この条例は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる施行の日、これは平成28年4月1日から施行するとしております。

経過措置としまして、第2条、整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができるとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今課長の説明の中でこれに該当する施設は本町にはないというふうな説明でしたけども、苓北町には小規模から今度又新たに50人ですか、富岡から浜之町に移転しますよね。特養。それとはこれは関係ないということですか。なんか特養がこういう地域密着型とか広域型とかそういう2種類があつて、地域密着は地域の方だけが入ってもらふと。広域は苓北町内ですか、町外でも構わないとそういう話を聞きましたけども、これはその法律ではないということによかったですか。

○議長（山本政人君） 課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 地域密着型施設といいますのは町内では3施設ございます。その中で特別養護老人ホームは梧葉苑さんだけです。今回はですね、地域密着型の施設の中に小規模のデイサービスが入ってくるということでございまして、例えば広域の本町におきましては、楽洋の里がございしますが、そこでそういうデイサービスを実施する場合に利用者が18人未満であれば、この地域密着型に入ってくるということです。現在の段階ではまだ取り組む意思がないというようなことでございまして、現状ではないということでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

○8番（浜口雅英君） わかりません。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから質疑を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第24号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第25号 苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第25号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第25号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）並びに関係省令が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）でございますが、この改正内容は先程の条例案にもありましたように、介護保険法及び関係省令が改正されたために改正を行うものでございまして、中身といたしましては、介護予防認知症型通所介護におきまして先程条例改正にありました認知症対応型通所介護と同様に、運営推進会議の設置が義務づけられたことに伴い、その旨の規定を整備するものでございます。

また、併せて、介護保険法の条項を引用している条文のズレが生じた部分を整理いたしました。

これにつきましても、本町には該当施設は今のところございません。

次のページから、改正内容、それから新旧対照表がありますけれども、同様に省略をさせていただきます。

附則としまして、施行期日が第1条で、この条例は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる施行の日（平成28年4月1日）から施行するいうふうにしております。

経過措置も同様に、第2条として規定をしているところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

○1番（松本良人君） この条例には直接は関係がないと思いますがけれども、いづらか関連するかと思っておりますのでお尋ねをします。世間をかなり介護職員の方の労働の環境と



か、なんですかね、待遇とかでいろいろ問題になっておるようでございますが、そういった方々の指導監督、たぶん荅北町においてはそういったどうなってるのかなど。それから介護受けられる方の虐待等も言われておりますけれども、そこら辺は荅北町ではないと思いますけれども、そういった指導監督あるいはそういったことが行われているか行われていないかというような確認等は大体どこでするようになってるのですかね。それがもし町であればそういった指導監督は行っておられるのかなと思ひましてですね。

○議長（山本政人君） 介護職員さんの指導監督ですか。

○1番（松本良人君） 今事件いろいろと。

○議長（山本政人君） 簡単に。

○1番（松本良人君） 介護職員の方の労働条件とかあるいは今度は介護受けられる方のいろいろな又サービスそこら辺が町、監督のほうはどうなってるのかなと思ひて。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 本町につきましては、地域密着型介護施設につきましてはですね、これは一般質問で出てきましたでしょうか。毎年1回指導監査に出向いております。この中で介護職員さんの処遇とかそういうことも確認はしておりますし、これは給料上げてやりなさいとかいうようなことはできませんが、実態としてはやっぱり低いなというふうに思ってるところです。虐待につきましては、その折にですね、虐待の事実があるかどうかは確認をしておりますし、施設に限らず高齢者の虐待につきましては民生委員さん方からの通報と言いますかね、そういうことでもしそういう疑いがあるようであれば虐待防止対策協議会の中のケース検討会議とかいうような中にも出してですね、必要な処遇などを協議をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第25号、荅北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、荅北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決

することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第26号 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、議案第26号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第26号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について。

苓北町下水道条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、下水道排水設備工事責任技術者の登録を委託している団体の名称変更により、条例改正が必要になったためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町下水道条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町下水道条例（平成10年苓北町条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

第7条第5項において、「熊本市下水道技術センター」を「熊本市上下水道サービス公社」に改め、「（以下「理事長」という。）」を削り、「みなして、この条から第7条の12までの規定（第7条の5及び第7条の6の規定を除く。）その他のこの条例の規定を適用する。」を「みなす。」に改めるものでございます。

補足説明をさせていただきます。下水道の接続工事は排水設備指定工事店の指定を受けなければならないことになっておりますけれども、指定を受けるためには責任技術者を置かなければならないと定めています。この責任技術者の登録を各市町村ごとに行っていたものを、熊本県では公益財団法人熊本市下水道技術センターに登録事務、責任技術者証の発行等をお願いし、ここで登録された者は各市町村で登録された者とみなしているわけでございますけれども、平成28年4月から「公益財団法人熊本市下水道技術センター」が「公益財団法人熊本市水道サービス公社」と合併して、「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社」と名称が変わるため、今回条例改正をお願いするものです。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは名称が変わったようですが、どういう理由で変わったか情報つかんでますか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 熊本市におきましては、上水道とそれから下水道を市の部局自体も上下水道の企業局という形で合併をされております。それに伴いまして、それぞれ技術センターとかサービス公社といいますのは管理のほうの仕事を主に施設の管理のほうの仕事もされているわけでございますけども、市の部局の統合に伴いまして管理団体のほうも統合をするというようなことで今回統合を4月から合併をされることになっております。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第26号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 議案第27号 平成28年度苓北町一般会計予算

日程第 6 議案第28号 平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第 7 議案第29号 平成28年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第 8 議案第30号 平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第 9 議案第31号 平成28年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第10 議案第32号 平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 議案第33号 平成28年度苓北町水道特別会計予算

日程第12 議案第34号 平成28年度苓北町下水道特別会計予算

日程第13 議案第35号 平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第14 議案第36号 平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計  
予算

日程第15 議案第37号 平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（山本政人君） 日程第5、議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算から日程第15、議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの1

1 件を一括議題とします。

ここで平成 28 年度予算の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 平成 28 年度苓北町一般会計予算（案）並びに各特別会計予算（案）につきまして、ご提案を申し上げます。

政府が作成した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」、略称「骨太 2015」では三本の矢からなるアベノミクスの一体的な推進等により、日本経済はマクロ・ミクロ両面でおよそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつあり、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方とも大きく前進したとしておられます。又、今後も中長期的に持続する経済成長を実現するため、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力強化、まち・ひと・しごとの創生、更には、公共サービスの無駄排除と資質の向上などの改革に取り組むことを課題としておられます。

国の財政につきましては、債務残高が国内総生産の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累積が見込まれるなど、引き続き厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することを喫緊の課題としておられます。

このような中、現在参議院で審議中ではございますが、平成 28 年度の国の予算、「一億総活躍社会の実現」「持続可能な社会保障制度の確立」「事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など国土強靱化の推進」「教育の質向上に向けた取り組みや科学技術の基盤強化」「復興の加速化」などを推進するとして、過去最大の総額 9 兆 7, 218 億円とされております。

一方、地方財政につきましては、骨太 2015 では平成 30 年度までの地方一般財源の総額を平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしておりますが、別枠加算や歳出別枠といったリーマンショック後の歳入歳出両面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくとされており、国・地方を通じた 2020 年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化することを目標に掲げています。

平成 28 年度の地方財政対策は、経済再生と財政健全化の両立を図り、また地方創生等の重要課題に取り組みつつ、地方自治体が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額について、前年度を 0.1 兆円上回る 61.7 兆円を確保するとされております。

さて、苓北町の財政状況についてでございますが、平成 26 年度決算での財政の健全化を示す 4 つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）はいずれも早期健全化判断基準を下回っております。しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 94.2 パーセントとなり、平成 25 年度決算比 1.6 パーセントの増となりました。

原因といたしましては、人事院及び熊本県人事委員会の勧告等に基づく人件費の増、

社会保障関連経費の自然増、又近年の経済対策に伴い、事業の前倒しを含めて実施いたしました普通建設事業の財源とした地方債の償還金の増加によるものでございます。

今後も社会保障関連経費の自然増は否めず、又人口減に伴う地方交付税の減少が予想されるため、経常経費の構造改革を図ることが喫緊の課題でございます。

平成28年度の財政見通しといたしましては、景気の回復の兆しにより約1,300万円の法人税増収を見込んでおりますが、前年度に引き続き苓北町の自主財源の根幹をなす固定資産税、主に償却資産分でございますが約4,000万円減収する見込みでございます。

又、地方交付税の普通交付税につきましては、国の交付税総額が地方税収の増加により前年度から0.1兆円の減額となっておりますが、苓北町の基準財政収入額におきましては、地方消費税交付金の増額と町税の減収、基準財政需要額におきましては前年度に実施されました国勢調査による人口の減少、並びに地方財政計画に基づいた臨時財政対策債振替額の減少、以上を考慮いたしまして、予算計上額は前年度予算額から1,000万円減の11億7,000万円を見込んでおります。

平成28年度も引き続き、苓北町振興計画における第12期計画により、今後推進する主要施策や具体的な数値に基づく成果指標等により行財政改革をさらに推進し、健全な財政運営の体系を構築してまいります。

次に、平成28年度の予算編成につきましては、安心して住める町、いきいきと暮らせる町、ふるさとと呼べる町を基本理念とし、平成27年度策定の「苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標達成に向け、1つ、地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策、2つ、交流人口の拡大につながる施策、3つ、若い世代の結婚・出産・子育てにつながる施策、4つ、地域社会を担う個性豊かな多様な人材確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策、5つ、町内産業の支援・育成につながる施策、6つ、防災・減災対策など危機管理の強化につながる施策、以上、6つの項目を重点施策といたしまして、町民・企業・行政それぞれが力を発揮できる協働の町づくりを積極的に推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは重要施策の中身についてご説明を申し上げます。まず、地域における魅力ある多様な就業機会の創出につながる施策でございます。苓北町では平成24年度から実施している志岐漁港臨港道路整備を進め、町固有の自然財産である海に新たな雇用の場を創出するため、資源管理型漁業のマグロ養殖企業の誘致に取り組んでまいります。又、国の補助制度を活用し、就農者への助成を実施しますとともに、町独自の施策といたしまして商工業の新規起業や後継者育成への助成制度を新たに創設をいたしました。就業機会の拡大を図ってまいります。

次に、交流人口の拡大につながる施策でございます。平成27年7月に開館いたしま

た歴史資料館、既存の富岡ビジターセンターの有効活用を図り、又社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、第3期富岡志岐地区都市再生整備計画事業を進め、施設等の充実を図り、町の特色ある歴史を生かした交流人口の拡大を図ってまいります。又、今月末に完成します志岐地区拠点避難地の芝生化を図り、坂瀬川グラウンドと併せ、さらなるスポーツ合宿の誘致に取り組むとともに、吟詠大会、夕やけマラソン、九州オルレなどの普及活動・情報発信等に取り組み交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、若い世代の結婚・出産・子育てにつながる施策でございます。苓北町では人口減少社会は国を滅ぼす、つまり少子社会は国を滅ぼすという考えによりまして、第3子以降の保育料無料化、医療費の無料化にいち早く取り組んでまいりました。又、不妊治療助成の拡大や結婚支援事業にも取り組んできております。本年度も引き続き継続して実施していますとともに新たに国の補助制度を活用いたしまして、結婚新生活者への助成事業を実施し、結婚・出産・子育て環境の更なる向上に努めてまいります。

次に、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教育力の向上を図る施策でございます。魅力ある町づくりを進めるにあたり最も重要なものは人材であると考えます。今後も多様な人材の確保とこれからの人材を育てる教育力の向上に努めます。

特に教育におきましては、ゆとり教育の弊害として子どもたちの学力低下が問題視され、それらを打開すべく小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新学習指導要領に基づく教育が始まり、学力につきましては全国的に改善の兆しがみられるようでございます。

一方、苓北町での報告はございませんが、国内の教育現場ではいじめや体罰といった問題が深刻化しており、既存の教育制度に少なからず限界が見られ始めています。

基礎的な学力分野におきましては、全国画一の教育指導方針は必要であると考えますが、今後はそれぞれ地域のニーズや地域の子どもたちのニーズに合ったきめ細やかな教育を実践していくことが何より重要になると思われれます。

苓北町では県内でも先んじて取り組み、大きな成果を上げている学校支援地域本部事業を本年度も継続して実施し、地域と学校が一体となって子どもの教育に取り組む他、情報通信技術を活用した教育支援事業（ICT教育支援事業）を含め、「苓北町学力向上推進プラン」に基づく実践事項推進のための研究指定の取り組みを通して、教師一人一人の教育力向上に取り組んでまいります。

又、平成27年4月に新設開校しました苓北中学校では、教育理念の「生きる力を育み、ふるさと苓北を愛し、未来への飛躍のために意欲的に学ぶ生徒の育成」を進めるにあたり、人的・質的教育環境の整備・改善を図るとともに、統合のメリットをいかした特色ある教育活動の実践に努めてまいります。

又、子どもたちの読書力の向上のため、前年度に引き続き、図書館司書1名を配置し、町内小中学校を巡回・指導に努めてまいります。

次に、町内産業の支援・育成につながる施策でございます。苓北町の基幹産業は農業、林業、漁業からなる1次産業であります。これをしっかりと底支えするため、平成28年度も前年度に引き続き各種の補助事業経費を計上し、耕作・栽培・畜産などの支援に加え、後継者の育成支援に努めてまいります。

又、遊休農地の有効利用のため、担い手農家への農地の集積や荒廃を防止するための対策を行う他、特産品の開発、販路拡大、地産地消の取り組みにも継続して支援を実施してまいります。

最後に防災・減災対策など危機管理の強化につながる施策でございます。苓北町では東日本大震災の教訓、又南海トラフを震源とする超巨大地震を想定しまして、防災計画の見直しを行い、緊急防災・減災事業を活用しまして、拠点避難地の整備、津波避難タワーの建設、避難路の整備などスピード感をもって取り組んでまいりました。

平成28年度は指定避難所施設の町民総合センター改修事業をはじめ、町防災行政無線の難聴地区への対応としまして、該当世帯への個別受信機の整備、防火水槽の整備、消防車輛及びポンプの更新など、より一層の事前防災・減災対策、危機管理の強化に努めてまいります。

さらに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、各行政区が主体となって組織する自主防災組織の組織力向上に引き続き努めてまいります。

以上、6つの項目を重点施策として進めることといたしまして、平成28年度の一般会計予算（案）の総額は51億5,150万円といたしまして、前年度当初予算比8.4パーセント増の予算となっております。

続きまして、各特別会計予算案の主な点につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、前年度に引き続き、特定健康調査の所要額、又、特定保健指導の実施率向上を図り医療費を抑制するため、管理栄養士を配置するための経費を計上いたしました。

次に、介護保険特別会計につきましては、第6期事業計画2年目にあたり、平成27年度実績見込みに基づく介護給付費などの経費を計上いたしました。

又、平成29年3月31日までにシステム構築の必要性があります介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、地域包括支援センター内に生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の発掘や連携、取り組みへの推進に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、新たに実施する歯科検診事業の他、前年度に引き続き実施します長寿・健康増進事業の必要経費を計上してあります。

次に、水道特別会計につきましては、町道田の平線配水管布設工事費の他、都呂々ダム共同管理費負担金、石綿管撤去に伴う志岐地区特定農業用管水路等特別対策事業負担金を計上しております。又、休日等の水道施設管理委託料を計上し、町民のライフラインである安全で安心な上水の安定供給に努めてまいります。

次に、下水道特別会計につきましては、前年度に引き続き加入促進に努めますとともに、処理場、マンホールポンプ場の維持管理業務委託費用及び汚泥運搬処分委託費を計上いたしました。又、長寿命化計画により更新が必要とされた富岡地区のマンホールポンプ場1ヶ所の更新工事費、さらに処理場の改修計画等の作成のため長寿命化計画策定委託費を計上しております。

さらに、本年7月13日から15日にかけて全国下水道推進大会の開催が苓北町で予定されております。開催町といたしまして必要経費を計上いたしました。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託費の他、処理施設等の修繕料につきまして計上を行っております。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、前年度に引き続き区域内の水質浄化促進のため、合併処理浄化槽3基の設置工事費、又浄化槽の保守点検、清掃の掃除管理委託費を計上しております。

最後に宅地造成事業特別会計につきましては、宅地の販売促進に関する経費を計上しております。

以上、特別会計予算(案)の主な点につきまして、ご説明を申し上げます。最後になりますが、平成28年度予算編成では、町税の減収や国勢調査に基づく人口減少により、地方交付税の減額見込みなど、一般財源総額が著しく減少する中で、その反面社会保障費の自然増をはじめ、老朽化による公共施設の設備更新といった必要不可欠な社会資本整備など、緊急性の高い問題に対応すべく予算措置を講ずる必要がありましたので、安易に歳出削減をできない難しい予算編成となりました。

歳出予算につきましては、事業をゼロベースから見直すことにより、緊急度の低い事業の中止や延期を行うなど、当初予算額の縮減に努めました。又、歳入予算では町税、地方交付税をはじめ過大な見積りを控えたことにより、最終的には財政調整基金、減債基金、目的基金のとりくずしによって財源の調整を行いました。

予算規模は、平成26年、27年発生の災害復旧事業や指定避難所施設である町民総合センター改修事業、坂瀬川公民館及び坂瀬川出張所の集約移転を行う集落活性化推進事業などによりまして、前年度比3億9,950万円の増額となりましたが、それぞれの事業におきまして選択と集中を図り、メリハリを利かせた予算編成に心がけました。

又、当初予算への反映はいたしておりませんが、旧郷土資料館施設、旧都呂々中学校施設、移転後の坂瀬川公民館施設、坂瀬川集会所施設、旧富岡温泉センター施設跡地な



ど町有財産の民間等への売却を含めた有効利活用に取り組み、行政財産・普通財産のスリム化に努めてまいります。

アベノミクス効果により日本経済は回復したと言われておりますが、地方経済への波及は実感に乏しく、今後も厳しい社会情勢が続くと予想される中、新たな行政課題の発生が想定されます。それらに対し職員が一丸となって対応できる組織づくりを進め、早急に取り組むべき課題につきましては、国県の施策について常に情報を収集し、有益な補助・交付金、起債制度の活用を積極的に行うことで、一般財源の縮減に努めつつ、事業の実施を確実に行ってまいります。

以上により、平成28年度の予算案をご提案いたしましたので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いを申し上げまして、施政の方針の演説に変えさせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

○議長（山本政人君） それでは、まず、議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算から順次、提案についての説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億5,150万円と定めるものでございます。

債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は7ページの第2表、債務負担行為によるものでございます。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、8ページの第3表、地方債によるものでございます。

一時借入金の借入れの最高額は10億円と定めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 次に、議案第28号、平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第28号、平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

平成28年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,653万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしくご願ひいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第29号、平成28年度苓北町都呂々財産区特別会

計予算について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第29号、平成28年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

平成28年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,586万5,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第30号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第30号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

平成28年度苓北町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億2,303万1,000円と定めます。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。この予算の総額は前年度当初予算の3,482万5,000円減となっております。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第31号、平成28年度苓北町介護保険特別会計予算について説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第31号、平成28年度苓北町介護保険特別会計予算について（案）について、ご説明いたします。

平成28年度苓北町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億7,726万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6,000万円と定める。歳入歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のことと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第32号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 議案第32号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、ご説明をいたします。

平成28年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億993万1,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第33号、平成28年度苓北町水道特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第33号、平成28年度苓北町水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成28年度苓北町の水道特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,225万9,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第34号、平成28年度苓北町下水道特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第34号、平成28年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成28年度苓北町の下水道特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億5,144万3,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第230条、第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 次に、議案第35号、平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第35号、平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成28年度荅北町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,742万1,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。

平成28年3月9日提出、荅北町長、田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本政人君） 次に、議案第36号、平成28年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第36号、平成28年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、ご説明いたします。

平成28年度荅北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,894万5,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

平成28年3月9日提出、荅北町長、田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本政人君） 次に、議案第37号、平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計予算について説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第37号、平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計予算（案）について、ご説明を申し上げます。

平成28年度荅北町の宅地造成事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ724万9,000円と定める。第2項です。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

平成28年3月9日提出、荅北町長、田嶋章二。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本政人君） 以上で、提案理由の説明が終了しました。

ここでお願いをいたします。これから質疑を行います。3月14日（来週）の月曜から予算審査特別委員会での予算の審査3日間予定をいたしております。よって、議会運営面から全体的なことについての質疑のみをお願いをいたしたいと思っております。あくまでも質疑のみです。個人の意見ではございませんので、その点ご承知のことと思っております。よろしく願います。どうでしょうか。休みはとらなくていいですか。休

憩。（「なし。」と呼ぶ者あり）休憩いりませんか。

それでは議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号、平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号、平成28年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号、平成28年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号、平成28年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号、平成28年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号、平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を

行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算から議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算から議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員11名で構成する予算審査特別委員会を設置し、11件の予算案をこれに付託して審査することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度当初予算の11件については、11名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することに決定しました。

ここで日程について説明をいたします。各予算案の審査は3月14日月曜日から16日までの期間で、予算審査特別委員会で行いたいと思います。

お諮りします。3月12日、13日は休日のため、14日、15日、16日は予算審査特別委員会のため休会とし、本会議は3月17日午前9時30分から開きます。これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から16日までは休会とし、本会議は3月17日の午前9時30分から開会することに決定しました。

執行部におかれては、予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣についても、それぞれ対応方よろしくお願いします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午前10時36分

平成 2 8 年 3 月 1 7 日 (木)

(第 4 日 目)





## 8. 議事日程

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 27 号 | 平成 28 年度 苓北町 一般会計 予算 (委員長報告)              |
| 日程第 2  | 議案第 28 号 | 平成 28 年度 苓北町 坂瀬川 財産区 特別会計 予算 (委員長報告)      |
| 日程第 3  | 議案第 29 号 | 平成 28 年度 苓北町 都呂々 財産区 特別会計 予算 (委員長報告)      |
| 日程第 4  | 議案第 30 号 | 平成 28 年度 苓北町 国民健康保険 特別会計 予算 (委員長報告)       |
| 日程第 5  | 議案第 31 号 | 平成 28 年度 苓北町 介護保険 特別会計 予算 (委員長報告)         |
| 日程第 6  | 議案第 32 号 | 平成 28 年度 苓北町 後期高齢者医療 特別会計 予算 (委員長報告)      |
| 日程第 7  | 議案第 33 号 | 平成 28 年度 苓北町 水道 特別会計 予算 (委員長報告)           |
| 日程第 8  | 議案第 34 号 | 平成 28 年度 苓北町 下水道 特別会計 予算 (委員長報告)          |
| 日程第 9  | 議案第 35 号 | 平成 28 年度 苓北町 農業集落排水 特別会計 予算 (委員長報告)       |
| 日程第 10 | 議案第 36 号 | 平成 28 年度 苓北町 特定地域生活排水処理事業 特別会計 予算 (委員長報告) |
| 日程第 11 | 議案第 37 号 | 平成 28 年度 苓北町 宅地造成事業 特別会計 予算 (委員長報告)       |
| 日程第 12 | 同意第 1 号  | 苓北町 監査委員の選任について                           |
| 日程第 13 | 同意第 2 号  | 苓北町 固定資産評価審査委員会 委員の選任について                 |
| 日程第 14 | 同意第 3 号  | 苓北町 農業委員会 委員の選任について                       |
| 日程第 15 |          | 陳情等文書表について                                |
| 日程第 16 |          | 閉会中の継続審査調査の件                              |
| 日程第 17 |          | 議員派遣の件                                    |

9. 議事の顛末

開会 午前9時36分

○議長（山本政人君） 只今から開会をいたします。本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第 1 議案第27号 平成28年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 2 議案第28号 平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 3 議案第29号 平成28年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 4 議案第30号 平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 5 議案第31号 平成28年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 6 議案第32号 平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 7 議案第33号 平成28年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 8 議案第34号 平成28年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 9 議案第35号 平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
- 日程第10 議案第36号 平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第11 議案第37号 平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（山本政人君） 日程第1、議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算（案）から日程第11、議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）までの11件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。予算審査特別委員長の報告を求めます。野崎予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（野崎幸洋君） それでは只今から苓北町議会予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

平成28年3月16日、苓北町議会議長、山本政人様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長、野崎幸洋。

苓北町議会予算審査特別委員会報告書、平成28年第8回苓北町議会定例会において

付託された平成28年度荅北町一般会計予算（案）及び特別会計予算（案）の審査結果について次のとおり報告します。

記、1、審査年月日、平成28年3月14日、15日、16日。

2、審査場所、第1・第2委員会室。

3、出席委員、野崎幸洋委員長、田嶋豊昭副委員長、松本良人、廣田幸英、高戸幸雄、松野重幸、倉田明、石田みどり、浜口雅英、山下時義、錦戸俊春各委員。

4、委員以外の出席、山本政人議長。

5、執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長及び健康増進室長。

6、委員会書記、宮崎議会事務局長、尾脇総務課長補佐、錦戸企画政策課長補佐。

7、審査の過程、平成28年度荅北町一般会計及び各特別会計の予算案は、3月11日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本特別委員会は執行部の出席を求め、3月14日から16日まで委員会を開催し、各会計予算（案）の各費目ごとに慎重に審査しました。

8、審査の結果。1、議案第27号、平成28年度荅北町一般会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。2、議案第28号、平成28年度荅北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。3、議案第29号、平成28年度荅北町都呂々財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。4、議案第30号、平成28年度荅北町国民健康保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。5、議案第31号、平成28年度荅北町介護保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。6、議案第32号、平成28年度荅北町後期高齢者医療特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。7、議案第33号、平成28年度荅北町水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。8、議案第34号、平成28年度荅北町下水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。9、議案第35号、平成28年度荅北町農業集落排水特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。10、議案第36号、平成28年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。11、議案第37号、平成28年度荅北町宅地造成事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

9、少数意見の留保、あり。別紙のとおりです。

10、要望事項の提出、別紙のとおり執行部に対し要望することに決定しました。

平成28年度各会計予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望することに決定しま

した。

1、一般会計。(1)歳入について。町税等の公平な徴収に努められたい。人口減少による交付税への影響、公債費の増加も踏まえた適正な振興計画を策定されたい。ふるさとづくり寄附金について、ソフト面も含めたメニューの充実を図られたい。(2)歳出について。イノシシ駆除については、今後も引き続き積極的に取り組まれたい。町有バスの有効活用について検討されたい。ICT(情報通信技術)を活用した教育の町内全校導入を検討されたい。委託料については、見直しを検討されたい。(3)特記事項。長崎天草航路存続の意義と事業補助金について検討されたい。熊本天草間幹線道路整備促進に向け、積極的に取り組まれたい。2、特別会計。(1)歳入について。なし。(2)歳出について。なし。(3)特記事項。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計においては、病気・介護予防のため講演会、研修会等を積極的に実施されたい。補足として、水道特別会計について、漏水修理に伴う工事店等について周知をお願いしたい。以上です。

○議長(山本政人君) 次に、本案については浜口雅英君から会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。浜口雅英君。

○8番(浜口雅英君) 別紙資料をお配りしておりますので、読み上げて報告に変えます。

平成28年3月16日、苓北町議会議長、山本政人様。

苓北町議会予算審査特別委員会、委員、浜口雅英。賛成者、松本良人。

少数意見報告書。平成28年3月16日の委員会において、留保した少数意見を下記のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記、1、議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算。

2、意見の要旨。苓北町拠点避難地の麟泉運動公園芝生化事業が平成28年度苓北町一般会計に予算化されている。

本箇所は当初、拠点避難地造成事業として2軒の立ち退きをお願いした経緯もあるが、今回の名称での事業取り組みは、住民へ虚偽の事業目的を伝え行政を執行したものである。

また、富岡城大手門東側西側石垣整備事業にかかる経費が7,500万円計上されている。この事業は平成32年まで5年間も続く大事業である。

これらはいずれも高額の建設事業費を要し、更に毎年の維持管理を必要とする典型的な箱物行政であり、貴重な税金の有効活用を考えた場合、平成28年度苓北町一般会計予算に反対する。以上です。

○議長(山本政人君) お諮りします。予算審査特別委員会において、全議員で審査を

行いましたので、委員長報告並びに少数意見報告書については質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定しました。

これから議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算（案）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[雑談あり]

○議長（山本政人君） それではこれから採決を行います。採決は起立によって行います。議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、平成28年度苓北町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号、平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第28号、平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第28号、平成28年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。何ですか。

○1番（松本良人君） あんまり流れが分からなかったものですから、反対意見がいつも反対賛成意見があるものですから、あるもんだらうと思ひましてから、待機しとった

ですが手を上げておったのですが、一般会計のときにですね、こういった形で反対の意見を述べればいいかなと思ひましてから。

○議長（山本政人君） それでは討論はありませんかと言いましたときに、討論ありということで挙手をしてもらえれば指名をしたはずです。それは議長は認めておりません。

〔「議事進行」という者あり〕

○議長（山本政人君） それでようございますね。

○1番（松本良人君） よかですかね。もう一回。そこら辺は前がすったもんだしよったもんですから、たぶん私が手挙げとつとが見らさんじゃなかったろうかなと思ひました。本当に確認しないで次に進まれたんじゃなかろうかなと思ひますけれども、いかがですかね。

○議長（山本政人君） それはそうではありません。議長は挙手は認めておりません。それでは議事の進行を行います。

これから、議案第29号、平成28年度苓北町都呂々財産区特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第29号、平成28年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、平成28年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第30号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第30号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第30号、平成28年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案

のとおり可決されました。

これから、議案第31号、平成28年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第31号、平成28年度苓北町介護保険特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第31号、平成28年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第32号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第32号、平成28年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号、平成28年度苓北町水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第33号、平成28年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第33号、平成28年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。



これから、議案第34号、平成28年度苓北町下水道特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第34号、平成28年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第34号、平成28年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号、平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第35号、平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第35号、平成28年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第36号、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第36号、平成28年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）につ

いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。  
委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第37号、平成28年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 同意第1号 苓北町監査委員の選任について

○議長（山本政人君） 日程第12、同意第1号、苓北町監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第1号、苓北町監査委員の選任について。

次の者を苓北町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、登本玄一。

提案理由。苓北町監査委員のうち、識見を有する者として選任した委員が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任するためでございます。

なお、登本氏の略歴につきましては、次のページのとおりでございますので、同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、苓北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。お願いします。

(議場閉鎖)

只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条、第2項の規定によって、8番、浜口雅英君、9番、田嶋豊昭君、10番、山下時義君を指名します。

これから投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(山本政人君) 本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(山本政人君) 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(宮崎裕昭君) 1番、松本良人議員。2番、廣田幸英議員。3番、高戸幸雄議員。4番、松野重幸議員。5番、倉田明議員。6番、石田みどり議員。7番、野崎幸洋議員。8番、浜口雅英議員。9番、田嶋豊昭議員。10番、山下時義議員。11番、錦戸俊春議員。

○議長(山本政人君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本政人君) なしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の浜口君、田嶋君、山下君は開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(山本政人君) それでは投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効票はありません。

有効投票のうち、賛成11票、反対なし。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、苓北町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 同意第2号 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長(山本政人君) 次に、日程第13、同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。

苓北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、田嶋健一。

提案理由。苓北町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が平成28年5月27日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任するためでございます。

なお、田嶋氏の略歴につきましては、次ページに掲載をしておりますので、ご参考の上、ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条、第2項の規定によって、11番、錦戸俊春君、1番、松本良人君、2番、廣田幸英君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（山本政人君） 本件につきましては、投票用紙に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱は点検を先程しましたが。

(投票箱の点検)

○議長（山本政人君） よございますね。異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（宮崎裕昭君） 1番、松本良人議員。2番、廣田幸英議員。3番、高戸幸雄議員。4番、松野重幸議員。5番、倉田明議員。6番、石田みどり議員。7番、野崎幸洋議員。8番、浜口雅英議員。9番、田嶋豊昭議員。10番、山下時義議員。11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の錦戸君、松本君、廣田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（山本政人君） それでは投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成10票、反対1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第2号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 同意第3号 苓北町農業委員会の委員の選任について

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、同意第3号、苓北町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第3号、苓北町農業委員会の委員の選任について。

次の者を苓北町農業委員会の委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

平成28年3月9日提出、苓北町長、田嶋章二。

今回ご同意をお願いする方々は、記載してございます大仁田金次、岡村貞夫、小野三幸、塚田修彦、坂西庄三、平田秀夫、山下正道の7名の方々でございます。

提案理由。苓北町農業委員の任期満了に伴い、委員7名を選任する必要があるためでございます。

今回の同意案件につきましては、平成27年8月28日に改正された農業委員会等に関する法律により、12月の定例議会で委員の定数を15人から7人へと条例の制定をご承認いただきました。この条例の制定ののち、同改正法第9条及び同法施行規則第4

条及び第5条の委員の推薦の求め、及び募集の方法等に基づき平成28年1月12日から2月8日まで公募を行ってまいりました。その結果、団体や個人から7名の推薦がございました。また、改正法の附則事項による経過措置として現在の農業委員の任期は平成27年12月19日から平成28年3月31日まで延長されておりました。今回現在の委員の任期満了に伴い、7名の方々の委員への選任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 只今、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号の芥北町農業委員会の委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条、第2項の規定によって、3番、高戸幸雄君、4番、松野重幸君、5番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（山本政人君） 投票用紙のそれぞれの枠の中に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 配付漏れなしと認めます。

それでは投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（山本政人君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（宮崎裕昭君） 1番、松本良人議員。2番、廣田幸英議員。3番、高戸幸

雄議員。4番、松野重幸議員。5番、倉田明議員。6番、石田みどり議員。7番、野崎幸洋議員。8番、浜口雅英議員。9番、田嶋豊昭議員。10番、山下時義議員。11番、錦戸俊春議員。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の高戸君、松野君、倉田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（山本政人君） それでは同意第3号の投票の結果を報告します。

まず、大仁田金次君について報告します。

投票総数11票、有効投票11票であります。

有効投票のうち、賛成10票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第3号、苓北町農業委員会委員として大仁田金次君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、岡村貞夫君について報告します。

投票総数は11票。有効投票11票。

有効投票のうち、賛成が10票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第3号、苓北町農業委員会委員として岡村貞夫君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、小野三幸君について報告します。

投票総数11票。有効投票11票。

有効投票のうち、賛成は9票、反対2票。

以上のとおり、賛成多数です。

したがって、同意第3号、苓北町農業委員会委員として小野三幸君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、塚田修彦君について報告します。

投票総数11票。有効投票11票。

有効投票のうち、賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第3号、苓北町農業委員会委員として塚田修彦君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、坂西庄三君について報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。

有効投票 11 のうち、賛成 11 票、反対はありません。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第 3 号、苓北町農業委員会委員として坂西庄三君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、平田秀夫君について報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。

有効投票 11 票のうち、賛成が 11 票、反対はありません。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第 3 号、苓北町農業委員会委員として平田秀夫君を選任することについては、同意することに決定しました。

次に、山下正道君について報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。

有効投票 11 のうち、賛成 11 票、反対はありません。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、同意第 3 号、苓北町農業委員会委員として山下正道君を選任することについては、同意することに決定しました。

それでは議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

-----○-----

#### 日程第 15 陳情等文書表について

○議長（山本政人君） 日程第 15、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議までに受理した陳情等は先にお配りしていましたが 1 件が提出されております。

陳情第 8 号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。陳情第 8 号については、議会運営委員会にお諮りし、議会運営に関する申し合わせにより、議員配布とすることに決定しましたのでお手元に配付いたしております。

-----○-----

#### 日程第 16 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 日程第 16、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会



広報委員長、議会活性化等検討特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり委員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第8回荅北町議会定例会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員